

転換期における児童福祉施設の役割に関する研究 〈報告書〉

昭和62年11月

全国社会福祉協議会・転換期に
おける児童福祉施設の役割に
関する研究委員会

はじめに

本調査研究は、昭和61年7月より2ヶ年計画のもとに推められてきた。昭和62年8月に乳児院、養護施設、母子寮における施設の外的条件としての実態、及び直接処遇にかかわる施設の「今後の施設機能」についての意識調査の結果概要を中間報告としてまとめた。

それに加えて今回は、それぞれの施設入所児童の家族的背景（実父母の婚姻形態、家族構成の変化等）、入所時点の児童及び保護者の状況など過去から現在に至る過程上の問題をさぐり、入所児童の質的变化といわれる根拠を明らかにしようとして下げた分析、検討を鋭意重ねてきた。その分析過程を通じ、それぞれ施設は異なり、個々の児童のケースの異なりの中でも共通課題とされるもの、外的状況の共通性のなかに異質の課題を潜有しているものがある。「転換期」といわれる現時点において、この共通性の中にある異質性、異質的課題の中にある共通性なるものとの関連を把握することが、今後の施設の役割機能に対する示唆を得ることができるのではないと思われる。

中間報告でもふれているように、ライフスタイルや家庭をめぐる多様な価値観の往来するなかで、社会的養護のあり方、児童福祉施設の役割、新たな機能を検討することの意味は大きい。折しも児童福祉法制定40周年を迎えた今日、施設制度の見直しなど行政改革のさなかに施設のあり方が問われてきている。このような課題を背景にして本報告においては、

不十分ながらも、児童福祉施設の新たな機能、役割をそれぞれの関係者の立場で模索する契機となることを期待しつつまとめたものである。

最後に、公私多用な中を、手数のかかる調査に惜しまぬ協力を下さった各施設に深甚の感謝の意を表したい。

昭和62年11月

転換期における児童福祉施設の
役割に関する研究委員会委員長

吉 沢 英 子

研究の意義・目的とその概要

1) その背景

第二次世界大戦後の処理対策のさなかに制定された児童福祉法は、当時画期的な意味をもっていた。その制度による児童福祉施設は、児童の諸ニーズに対応すべく14種の専門分化した施設が設置され、それに加えてより細分化（例えば、自閉症児施設、思春期情緒障害児施設等々）され、時代のニーズに少なからず対応してきた。とくに保育所や精神薄弱児施設の増設は著しいものがあつた。

ところが、昭和30 - 40年にかけての経済の高度成長期を経て、昭和40年後半から50年代、いわば経済低成長期に入り成長期の歪みともいえようか、諸種の新たな生活問題があらわになってきたのである。いわばオイルショックを契機に、インフレと不況によるスタグフレーションが、福祉とくに児童福祉の分野にも大きく影響を与えたことは事実である。

すなわち、昭和50年初めに政府は「財政危機」を宣言し、福祉の分野における福祉優先の方向転換をし、どちらかといえば「福祉抑制」策への動きを顕著に示してきている。したがって、「福祉見直し」が提唱され、論議も盛んに行われるようになった。

こうした状況下において、児童の出生率の低下、家庭機能の著しい変化、家族構成員の縮小化がすすみ、従来あまりみられなかった問題の出現が目立ち、生活破壊を招く率が高くなってきている。その一方で、世界でも稀といわれるスピードで高齢化社会が迫ってきていることから、国の児童福祉への対応策が稀薄にさえ感じられる状況を呈してきた。

事実、児童人口の減少と併行して乳児院入所児童数及び保育所入所児童数の減少が顕著になってきた（地域差はあるが...）。養護施設においては、入所児童数は横ばい状況を呈し、むしろ思春期高年齢児童の増加がみられ質の問題がクローズアップしてきたのである。とくに50年半ばの国際障害者年を前後して、ノーマライゼーションの福祉思想の浸透とともに、画一的あるいは管理的養護に対するきびしい批判がでてきた。いわば「脱施設化」なる名のもと

に、諸論議がなされ、欧米の社会的養護体系の紹介及び検討の機会がもたれつつ今日に至っている。

2) 養護ニーズの多様化と施設機能の見直し

これまでの諸調査報告書によって明らかにされてきたように、児童をめぐる家族問題、生活問題の諸相は、複雑、多様化しその対応に施設をはじめ、諸機関、地域社会住民の果たす役割についても、施設関係の内外から問いつ問われつつきている。

たとえば、全国養護施設協議会においても「今後の養護施設あり方研究委員会」を設置し、児童をめぐる諸養護ニーズの変化にともなう対応として、治療ホーム機能も強く打ち出されてきている。いわば問題の複雑化にともない、児童および親、そして家族へのより専門的処遇の必要性を訴えている。そして多くの処遇困難児及び家族をかかえ、各児童福祉施設は、諸種の対応策に追われる状況とならざるをえなくなってきている。その一環としてノーマライゼーションの定着化の動きとともに「施設の社会化」あるいは「地域化」そして小規模化が唱えられ、その機能の仕方が問われてきている。

昭和50年代の新たな施設機能への問いかけとして、親子間の不調整問題の多発化傾向にみあう家庭機能調整の充実、社会的自立困難な児童及び親に対し、自立援助機能の確立にまで要請される事実がみられるようになってきている。さらに、従来の養護系施設の専門性を、地域の健全育成や要養護児童発生の予防に役割を果たす施設機能の社会的期待も高まりつつある。

事実、少子化傾向にあつて「少産良育」思想のもとで、親の養育態度も大きく変化し過保護過干渉の結果、親子関係の創出ができず「登校拒否」「家庭内暴力」などに代表される問題、すなわち多くの情緒不安定児の出現をみている。それらの児童の施設入所もしばしばみられる今日である。また有子就労婦人の増加にともなう家庭観、育児観等価値観の多様化により「高婚による家庭崩壊」そして「母子」「父子」家庭の頻発「未婚の母」「未婚の父」（出産後、

未婚の男性に子どもを押し預けて、女性が姿を消す)の増加をも引きおこしている。したがって母子寮入所家庭の背景も多様化の途をたどっている。

昭和50年頃より安易に借金のできる仕組みをもつ「サラ金業者」の続出にともない、その誘惑にかられ、その高利の請求にたえかねての親の家出、親子心中などにみられる社会問題を引きおこしてきていることも事実である。このサラ金禍による養護系施設への入所も4割前後を数えている。これらを背景として現在の児童をめぐる生活の拠点は、大きくゆれ動いている現状であり、それがますます深刻化の傾向を示している。それに伴ない児童福祉施設の機能として、今後の見通しの上にならざるにたいして対応していくべきかが問われてきている。

3) 調査研究の目的

以上の社会問題を背景として「施設制度改革」の政策変更の波のおしよせるなかで、児童福祉施設をめぐる課題が提示されてきている。その一つに職員の勤務体制と処遇の専門性(学働時間の短縮40時間制とのからみ)国庫補助率の削減や措置費制度見直しの叫ばれる状況下で、いかにその専門的機能の発揮を打出していくか、その二つには、親権をめぐる児童の人権の保障をいかに具現化していくか(親による人権侵害に対して)を現状分析の上にならざるにたいして提言していくことが必要である。この問題認識を底流にすえ、加えて前述した社会的現状認識のもとに、養護系福祉施設として、乳児院、養護施設、母子寮を対象に調査を実施したのである。いわば、現時点での施設のとりくみ姿勢として社会的関係をいかに保有しているか、児童をめぐる危機的生活への調整活動がどのように行われているかを含めた実態、一方で現時点の入所児童の入所前の家庭状況の分析のもとに、今後にむけての養護ニーズの予測を試みたいと願っている。これらの予測にもとづき、社会的養護の一貫性をもったサービスのあるべき姿を模索しつつも、それへの提言の資とすることを目的としている。

4) 調査実施概要

前述した如く乳児院、養護施設、母子寮の職員を

対象に、施設票、個人票を用意し質問雑記入郵送法により昭和61年10月(全年9月30日現在時点において)に実施した。

調査対象及び回収率は、次のとおりである。

乳児院 122ヶ所に対し回収率90.2%

養護施設 540ヶ所に村し回収率80.0%

母子寮 348ヶ所に対し回収率73.9%

以上の施設票に加えて個別票、各施設別児童ケース数は次のとおりである。

乳児院 328ケース(男164,女158,不明6)

養護施設 486ケース(男272,女186,不明28)

母子寮 759ケース(男343,女381,不明35)

計 1,573ケース

調査項目設定の概要

現時点における職員の体制とくに直接処遇職員の配置とその機能のし方はいかなる状況にあるかを、施設の社会化の実情から把握する。

施設児童の入所理由の質的变化にともない処遇上の問題が取りあげられている現在、その問題状況を把握するため、日常処遇上でとくに力点を置いていることを、児童及びその家庭(親)へのアプローチの実態をとらえる。

現在、直接に処遇にかかわっている職員の立場で、今後具体化の可能な視点からの考え方及び具体化の過程上の課題を明らかにする。

さらに、転換期といわれる今日、施設対象児の状態予測を問い、それに相応すべき施設機能のあり方を導き出す。

施設児童の入所理由及び措置時の年齢、措置時の問題状況を主として環境上からのものか、児童自身のもつ問題なのか、この両者はわかることは不可能に近いほど関係の深いものであるが、少なくとも施設入所に至る契機を明らかにする必要がある施設機能をおさえる鍵ともなる。

入所児童をめぐる家族状況、とくに家庭機能の変化と施設機能のあり方は連動しているために、可能な限り明らかにする必要がある。したがって、入所前の家族状況(入所に至る経過)父母の婚姻をふくめ、生活展開の実態(親の施設経験歴、学歴、職業、就業状況など)を把握する。

児童入所後の家族との関係を、施設の処遇方針(具体的なアプローチの実況をふくめて)と照合しその意味および必要性を明らかにする。あわせて児

童、親とも自律から社会的自立に至る過程への施設援助機能を明らかにする。

以上のような調査項目にもとづく、いくつかの設問を考慮したのである。

5) 研究経過概要

昭和61年7月、前述1)及び2)でふれてきた社会的背景を前提として、社会的養護を必要とする児童の実態を分析、明らかにすること、そして、現代の変化しつつある地域社会のニーズに応えうる児童福祉施設の役割を明らかにすることの必要性を実感し、研究委員会がもたれた。全国社会福祉協議会の施設

福祉部のもとに「転換期における児童福祉施設の役割に関する研究」と題して発足した。翌年全社協機構改革にともない、児童福祉部のもとで研究会を重ねて今日に至った。

その間、研究会メンバーである各施設の職員、研究者のそれぞれの立場からの本テーマに対する意見交換及び研究協議あるいは課題提起をしてきた。つねに「養育・養護の一貫性」を考慮し制度面及び、地域社会におけるそれをめぐるネットワーク、社会的養護の(家庭養護をも含めて)一貫したサービス機能への何らかの発路を求めて委員会をすすめてきたのである。

要養護問題と家庭の状況

1) 要養護問題の社会的背景

(1) 高度経済成長政策以後の要養護問題

乳児院、養護施設で生活している児童、母子寮で暮している母子の要養護問題は、現代社会の家族問題の縮図であるが、とりわけその社会経済との諸関係で生じている社会問題には高度経済成長政策に強い影響を受け、その後のスタグフレーションの中での家族離散、家庭崩壊の諸相を見ることができる。これ等は資本主義社会の構造上の所産としての児童問題であり、その関係を直接的に見るのが要養護問題である。

児童の生活基盤である家庭や地域が、新全総や列島改造政策によって工業化都市化された1950年代と60年代の20年間に1,100万の人口移動が行われ、60年から68年の農業人口は32.6%から19.3%に減少した。この為、'70年には自治省指定の過疎市町村は全国の32.2%にもなったわけである。

これ等の流動人口は都市で核家族世帯を形成し賃金労働者家族として不安定な消費家計世帯となり、夫婦共働きを拡大していった。

このように家族が歴史伝統的に農村社会で生活していた血縁関係、地縁関係による互助社会は一擲に崩壊し、農村では過疎による生活問題が生れ、都市では住宅問題や保育問題が急速に解決を要する課題

となった。

特に婦人労働の増加は1955年の531万人から、70年には1,096万人と2倍にふえ、しかも有配偶者が60%という状況であった。1960年の保育所は約9,700カ所、'84年には2.6倍、入所児童は約70万人が2.7倍となっている。留守家庭児童が鍵っ子とマスコミで報道され約4万人が学童保育所で保育され、今日にも引続き行われている。

こうした核家族の生活は労働の状況によって不安定な脆弱性をもっている。従来からの生産を中心の家族の凝集力は急速に弱まり、消費単位としての家庭は社会的な影響と機能の外部依存によって弱さが一層増してきている。こうしたことが少子化をうながし、育児意識も変え、更には高度産業化社会にあわせて高学歴化への教育投資が過熱していくという現象を生み、児童の保育、養育、教育をめぐる家族内の緊張や葛藤が高くなっている。更にこれ等の一般的状況に加え'60年代の石油化による炭坑の閉山。オリンピックを契機とした都市整備への出稼ぎ工業化への農村後継者の移住。そうした中で失業による家族の離散、都会労働での労災や公害あるいは慣れぬ労働での酒への逃避、都市化の中での若年移住者同士の早い結婚と離婚など、児童が家庭崩壊の中で投げ出されて施設に入所してきた状況は、高度経済成長策以後の最大の家族問題であった。

この時期の要養護問題は家族の移動、移動先での

労働や生活への不適応、失業や疾病などの結果、児童の保護責任者である父や母の家出行方不明、離婚による児童の置き去りなど現代的棄児現象を引き起こしてきたといえる。

(2) 要養護問題と家族背景

要養護問題の家族背景の変動を知る資料は1952年から'83年までの5回にわたって厚生省児童家庭局が行った、要養護児童の実態調査である。

表1の養護施設入所児童の措置理由で見ると1970年の高度経済成長期に入ってより、父または母の死亡より家出行方不明が多くなり、同時に離婚件数も増加した。これ等は先の社会的背景の動向と軌を一にしているが、行方不明にしても'50年代、'60年代は父の家出が多かったのが'70年代以降母の行方不明が調査を追ってふえている。それも要養護問題家族の父子家庭化を表現している。

表2の1983年調査によっても乳児院、里親委託児とも父より母の行方不明が2倍である。特徴的には棄児の養育状況は里親が一番高く、ついで乳児院の

入所となっている。父(母)の長期拘禁や虐待・酷使・放任・怠惰などの親非行は大きな増減がないが、父(母)の長期入院、父(母)の性格異常・精神異常が乳児院の場合高率である。これ等は直接養育者である母の入院や疾病が多い。表3の乳児院年次別によっても母の疾病のうち精神病・ノイローゼが高い率であるが、多くは出産後の精神障害である。

こうした家族の不安定状況は児童相談所に養護相談に現れる以前にすでに家庭崩壊の状況にあることは、表4の入所時親との同居調査に端的に見ることができる。特に同居なしの状態は里親委託児では'77年調査より11.7%増、養護施設児では4%増となり、乳児院ケースは前回より4%下回った以外、崩壊度はすすんでいるといえる。

更に実父、実母の割合から乳児院児を除いては完全に父子家庭的な状況にあることが明らかになっている。

こうした家庭の崩壊状況が、児童の乳幼児期に多いことは、乳児院の対象の特殊性を除いて図1のとおり過半数の児童が6歳未満である。

表1 措置状況(厚生省養護児童等実態調査)

養護施設児童の施設入所理由		(単位：%)				
		(1952) 27年調査	(1961) 36年調査	(1970) 45年調査	(1977) 52年調査	(1983) 58年調査
	総 数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
1	父又は母の死亡	23.0	21.5	13.1	10.9	9.6
	内訳					
	父	—	—	3.8	3.0	1.7
	母	—	—	7.6	7.0	7.0
	父 母	—	—	1.7	0.9	0.9
2	父又は母の行方不明	7.1	18.0	27.5	28.7	28.4
	内訳					
	父	—	—	6.5	4.8	3.6
	母	—	—	15.1	18.0	19.4
	父 母	—	—	5.9	5.9	5.4
3	父 母 の 離 別	4.0	17.4	14.8	19.6	21.0
4	棄 児	11.5	5.0	1.6	1.3	1.0
5	父又は母の長期拘束	3.4	4.3	3.0	3.7	3.8
6	父又は母の長期入院	5.3	16.2	15.7	12.9	12.8
7	父 母 と も に 就 労	—	3.3	1.8	1.0	0.7
8	虐 待 ・ 酷 使	—	0.4	2.5	2.4	2.4
9	放 任 ・ 怠 惰	—	5.7	4.7	4.5	5.6
10	父又は母の精神障害	—	—	5.6	5.1	5.5
11	そ の 他	17.8	8.1	9.8	9.9	7.3
12	貧 困	27.9	—	—	(不和)(1.8)	(2.0)
	調 査 時 の 児 童 数	28,799人	34,890人	31,389人	31,254人	32,040人

図1 委託時又は入所時の年齢（6歳未満～6歳以上）別児童数

里親委託児 3,407人 (100.0%)	6歳未満 (68.3)	6歳以上 (31.7)
養護施設児 32,040人 (100.0%)	6歳未満 (51.2)	6歳以上 (48.8)
乳児院児 3,168人 (100.0%)	6歳未満 (100.0)	
母子寮児 9,069人 (100.0%)	6歳未満 (58.1)	6歳以上 (41.9)

厚生省養護児童実態調査1983年分

表2 1983年厚生省養護児童等実態調査

養護（養育）問題発生理由別児童数

	児童数	構成割合 (%)					
		里親委託児	養護施設児	乳児院児			
総数	3,407	32,040	3,168	100.0	100.0	100.0	
両親の死亡	父	82	560	8	2.4	1.7	0.3
	母	195	2,230	154	5.7	7.0	4.9
	父母	38	280	2	1.1	0.9	0.1
両親の行方不明	父	208	1,160	128	6.0	3.6	4.0
	母	437	6,200	306	12.8	19.4	9.7
	父母	230	1,740	72	6.8	5.4	2.3
両親の離別	648	6,720	370	19.0	21.0	11.7	
棄児	247	330	96	7.2	1.0	3.0	
父（母）の長期拘束	72	1,220	104	2.1	3.8	3.3	
父（母）の長期入院	277	4,090	530	8.1	12.8	16.7	
父母ともに就労のため	17	220	70	0.5	0.7	2.2	
虐待・酷使	55	770	20	1.6	2.4	0.6	
放任・怠惰	173	1,790	100	5.1	5.6	3.2	
父（母）の性格異常 精神障害	151	1,760	336	4.4	5.5	10.6	
両親等の不和	71	830	38	2.1	2.0	1.2	
季節的 就労	2	60	—	0.1	0.2	—	
その他	506	2,280	834	14.9	7.1	26.3	

注) 「その他」にはいわゆる「未婚の母」などが含まれている。

表4 両親との同居の状況別児童数

	総数	実父母との同居	実父のみとの同居	実母のみとの同居	実養・継父との同居	養・継父との同居	養・継父との同居	養・継父との同居	養・継母との同居	同居なし
里親委託児	3,407 (100.0%)	63 (1.8)	487 (14.3)	255 (7.5)	41 (1.2)	26 (0.8)	2 (0.1)	3 (0.1)	15 (0.4)	2,515 (73.8)
養護施設児	32,040 (100.0%)	1,550 (4.8)	11,590 (36.2)	3,260 (10.2)	760 (2.4)	490 (1.5)	80 (0.2)	150 (0.5)	100 (0.3)	14,060 (43.9)
乳児院児	3,168 (100.0%)	454 (14.3)	962 (30.4)	1,202 (37.9)	4 (0.1)	28 (0.9)	— (—)	6 (0.2)	2 (0.1)	510 (16.1)

厚生省養護児童等実態調査1983年

表3 乳児院の入所理由(昭44~60) — 全社協乳児福祉協議会調査

	家族状況										家族の疾病						合計							
	父		母		父		母		父		母		父		母			計						
	遺棄 不明	蒸発 家出	家出	別居	離婚	未婚	受刑	虐待	就労 借金 困窮	父 母 死 亡 他	計	結核	精神 病	その他	結核	精神 病			その他					
昭和44 (%)	383 (8.3)	265	511	543	323	141	20	126	315	152	2,779 (60.1)	2	36	24	77	219	556	51	82	19	726	52 (1.12)	1,844 (39.9)	4,623 (100)
46 (%)	169	135	486	455	316	102	13	47	198	110	2,181 (58.0)	46 (1.2)	18	10	61	111	504	64	84	18	604	62 (1.6)	1,582 (42.0)	3,763 (100)
48 (%)	82	83	398	399	346	75	7	80	181	139	1,890 (55.6)	18 (0.5)	3	19	76	102	430	42	68	18	656	77 (2.3)	1,509 (44.4)	3,399 (100)
50 (%)	86	96	403	459	353	97	8	64	157	115	1,914 (56.7)	28 (0.8)	7	6	41	90	464	68	88	16	557	94 (2.8)	1,459 (43.3)	3,373 (100)
52 (%)	84	71	417	360	386	92	14	92	123	114	1,814 (55.7)	14 (0.4)	9	13	50	59	404	37	83	21	626	129 (4.0)	1,445 (44.3)	3,259 (100)
54 (%)	78	58	323	278	432	85	17	71	119	113	1,618 (51.8)	42 (1.3)	3	27	51	37	409	31	109	19	626	150 (4.8)	1,504 (48.2)	3,122 (100)
56 (%)	77	56	295	312	453	70	10	95	95	211	1,706 (52.1)	20 (0.6)	27	5	33	36	371	-	201	-	690	187 (5.7)	1,570 (47.9)	3,276 (100)
58 (%)	86	76	345	126	297	82	14	128	60	5	2,091 (57.8)	27 (0.7)	4	8	35	26	325	-	275	-	643	196 (5.4)	1,528 (42.2)	3,619 (100)
60 (%)	108	46	274	235	406	99	25	120	81	241	1,656 (53.0)	23 (0.7)	2	7	21	24	326	-	280	-	599	183 (5.9)	1,465 (47.0)	3,121 (100)

全国養護施設協議会が、全国の養護施設に1981年4月1日より'82年3月31日までに入所した養護児童の離婚家庭状況を調査したところ入所児の37.1%が対象児であった。

離婚後1年未満で施設入所に至るケースが40%、2年未満では54%となっている。

未就学6歳未満では1年未満入所は63%となっている。先の父子家庭状況とあわせて離婚後早期に要養護状況が現れている。この状況は母子寮でも同様に1980年4月東京における母子寮在寮世帯の生活と意識の調査（東社協母子福祉部会）によれば、父の引きとった子どものうち「54%が施設にいる」「24%父がみている」、「9%親類がみている」となって父子世帯の施設養護の依存の高さを示している。

一方母子寮における要養護問題も高度経済成長期をさかいに大きく変化している。

図2によると死別より離別が18.8%も増え、母子遺棄が倍増し、更に新たなる母子問題として未婚の

母（若年母子）が5倍もふえている。

戦争死母子問題は時間的経過でなくなっているが、その他の増加の中に夫の暴力あるいはサラ金からのがれるための自己家出等が増加しているのも現代的な要養護問題であろう。

表5による入所理由統計に住宅事情、経済的事情が大きいウエイトを占めるが、離婚の増加にともなって母子が家を離れる率が高く、ましてサラ金等に追われる家族離散はその恐れが高い。

これ等の統計調査等から現代の要養護問題を整理すると、高度経済成長政策以後の家族問題の変動を契機として、

① 養護施設児童の要養護問題

(イ) 家族が母子家庭型から父子家庭型に変化した。

母親の家出養育放棄が1970年代から20%にも増加し、父親が親権者であるケースが60%、母親が30%となり、児童の情緒的不安定を高めてい

図2 母子世帯になった原因

36年調査総数 10,990 (100.0%)	死 別				離 別 4,374 (39.8)	遺棄 571 (5.2)	生死不明 440 (4.0)	未婚の母 187 (1.7)	その他 65 (0.6)
	病 死 4,143 (37.7)	事故死 946 (8.6)	戦争死						
				264 (2.4)					
52年調査総数 5,775 (100.0%)	死 別				離 別 3,387 (58.6)	遺棄 576 (10.0)	生死不明 102 (1.8)	未婚の母 486 (8.4)	その他 267 (4.6)
	病 死 699 (12.1)	交通事故死	その他						
				114 (2.0)					
				144 (2.5)					

表5 入所措置理由別入所年月日別母子寮入所世帯数

入所理由	総 数	入所前の家庭内環境の不适当により児童の福祉に欠ける	母親の心身の不安定により児童の福祉に欠ける	職業上の理由により児童の福祉に欠ける	住宅事情による	経済的理由による	その他
調査年							
1977年調査	5,775 (100.0%)	1,935 (33.5)	717 (12.4)	219 (3.8)	1,230 (21.0)	1,431 (24.8)	243 (4.2)
1983年調査	5,319 (100.0%)	2,013 (37.8)	474 (8.9)	177 (3.3)	1,080 (20.3)	1,269 (23.9)	306 (5.8)

ること。

- (ロ) 単純な養育委託状況が複雑、多問題の措置理由に変化した。親の貧困、病気、就労といった理由から、親の行方不明、置去り、離婚家出、受刑や虐待、放任や酷使など家族内の多問題で葛藤が多く、児童の反社会的行為等が多くなっていること。
- (ハ) 経済的貧困から養育能力の貧困へ重層化している。従来の多子とか不就業とか経済的困難から、児童への過保護、過干渉、放任、躰不能、乱雑な生活無能力などが多く児童の基本的な生活習慣が身につけていない。
- (ニ) 家庭への親類や地域等の支援不足から親族から孤立していたり、地域や職場等からも孤立的なケースがふえている。いわゆる閉鎖家族的で父子家庭等に多く見られる。

② 乳児院児童の要養護問題

- (イ) 養育者の中心である母の精神病やノイローゼの増加は、児童との愛情交流を中心とした人間関係の形成に影響がある。産後精神障害の生活環境への対応が課題である。
- (ロ) 未婚の母の増加は、その後の成長課程への親子関係援助が重要となっている。
- (ハ) 離婚別居、母の家出は乳児院でも父子家庭型の要養護問題となっている。乳児であるだけに養育環境の安定化は家族援助の中心課題である。
- (ニ) 障害を持つ乳児も増加している。専門技術的

な養育援助も必要である。

③ 母子寮母子の要養護問題

- (イ) 夫の暴力やサラ金の取り立てなど緊急保護を必要とする母子が増加した。児童の生育環境として問題の多い状況がある。
- (ロ) いわゆる問題母子といわれる、生活能力が低く、児童の養育や家庭生活に熱意のないなど、指導を強く必要とする母子家庭、障害児を抱えた母子家庭も増加している。
- (ハ) 未婚の母、いわゆる若年母子の増加も、将来生活設計などの援助を必要とする母子の増加として特徴的である。

以上の要養護問題は高度経済成長以後の社会的変動によって家族の労働状況、消費家計の変化、家族内の役割、人間関係の変化などによって急速な脆弱化と解体化が進行した状況と見ることができる。

それ等の変化は要養護問題の内容に、それぞれの家族が抱えた困難を反映して多様化していること。又その内容が専門的な援助や技術的な対応を家族の状況に応じて援助する必要がある多面的なケースとして増加していること。

更に高度経済成長期のようなケースの移動性がなく、母子問題の夫の暴力からの逃避のような一部を除けば、地域に定着した問題として発生し、その解決も最終的には地域性を考慮するなどの要養護問題となってきている。

今後の要養護問題はそうした側面からの解決に向

表6 現在の家庭の年間所得(税込)別児童数

	総数	100万円未満	100~199万円	200~299万円	300~399万円	400万円以上	不明	平均所得金額
里親委託児	3,407	112 (15.0)	261 (35.0)	223 (29.9)	107 (14.4)	42 (5.6)	2,662	209万円
養護施設児	32,040	750 (2.3)	1,860 (5.8)	1,680 (5.3)	1,180 (3.7)	600 (1.9)	25,970	234万円
乳児院児	3,168	94 (3.0)	266 (8.4)	214 (6.8)	136 (4.3)	102 (3.2)	2,356	242万円
母子寮	5,319	1,038 (19.5)	2,766 (51.9)	663 (12.5)	114 (2.1)	42 (0.8)	387	149万円

	所得の分布						平均所得金額	分布の代表値		
	総数	100万円未満	100~199万円	200~299万円	300~399万円	400万円以上		第I四分位数	第II四分位数	第III四分位数
一般家庭	100.0%	6.0	13.3	16.5	17.1	47.1	444万円	235万円	380万円	566万円

(厚生省昭和58年国民生活実態調査における昭和57年の年間所得)

けての対応が必要である。

(3) 貧困問題としての要養護問題

要養護問題が社会経済の変動に伴う生活環境の貧困化によって、生活の再生に貧困をもたらし、その後の生活の展開、児童の養育に直接影響を与えている問題である。

その結果児童の生活態度に非行や問題行動として現れ、学校や社会への不適応がその後の生活環境の悪化へと悪循環をもたらしている。結果として貧困の再生産につながる問題として把握しなければならない。

これ等を今回の調査では次章で述べるとしてこれまでの調査で明らかとなった直接的な経済的貧困から見る。

① 経済的環境

1983年厚生省調査表6のとおり、一般家計標準の51%程度にしかならない。更に母子寮に至っては3分の1の低額である。不明が7割から8割あるにしても、一般平均家計の半分または3分の1という収

入は親の学歴、職業からもうなずける。先述した全国養護施設協議会の「離婚児童調査」においても、離婚前実父母の職業調査では、父は建設業と運輸業が冏抜けて高く、就中運送業の自営、被雇用、日雇いの95%はトラック運転手である。母は飲食店関係とバー、キャバレー、特殊浴場、ラブホテル等の風俗営業の多さが目立っている。これ等の不安定な職業は1日当りの日当は高くても労働日の通算手取額では低い額であり、健康保険等の保障も充分でない場合など出費、前借りなど不安定な生活状態になる場合が多い。

養護施設入所児童の中でも家庭が生活保護費を受けているものが多いが、1984年東社協母子福祉部会が行なった、「母子寮在寮世帯実態調査」で見ても入寮生815人の37.1%は入寮前に生活保護受給世帯であり、調査時には57.5%が受給している。

パートを含め働いている608人の調査時1カ月の収入は9万円未満が40%、9万円から15万円が40%、それ以上が20%と低い状態である。一般的にも男子に比して女子の賃金が低いことから、母子家庭の生活は貧困といえる。

表7 養護施設入所前家庭での虐待状況

1985年全養協第2回児童の人権侵害調査より

分類	入所前家庭での児童虐待状況	幼 児	小 学 生	中学生以上	
A	父子、母子、心中未遂入所	40	64	48	50家庭 152人
B	父子、母子家庭後、置き去り入所	304	738	635	947家庭 1,677人
C	実父母、継父母等よりの身体的暴行入所	149	527	391	673家庭 1,067人
D	実父母、継父母等の覚醒剤等での虐待入所	11	36	23	40家庭 70人
E	実父母、継父母等の精神障害による暴行虐待入所	45	96	56	125家庭 197人
F	実父母、継父母等の性的暴力入所	7	34	121	93家庭 162人
G	極度の不衛生、粗食、浮浪などによる入所	457	1,277	881	1,323家庭 2,615人
H	兄弟間差別等著しい虐待入所	94	278	237	365家庭 609人
		943	2,695	2,246	5,884人

調査児童28,676人に対し被虐待児20.5%

② 生活環境状況

経済的な貧困が生活全体を貧困化し、生きることへの意欲の喪失や、目的や希望を失い短絡的な衝動的な生活へとすすんでいく。養護施設入所児童が受けた虐待状況による人権侵害は増加している。

表7は1975年に全国養護施設協議会が第1回の児童人権侵害調査について、第2回に行なったものである。この表で20.5%の児童が人権侵害を受けて、正常な発達を阻害されていた。第1回ではケース数で2割、人権侵害児童数で3割であった。

こうした児童の人格発達に影響する状況は親もまた人権侵害を受けて成長していることが全国の児童

相談所で1983年度中に扱った被虐待児調査で明らかになった。

この調査では加害者は実父40%、実母30%で継父母が15%である。同居者は実父のみ25%、実母のみ20%。加害への認識は行為は認めるが虐待ではない、しつけのためだといっている。しかし子どもが気に入らないが全体の45%、不満の吐け口としてが31%である。

しかし貧困化現象として明確なのは表8に見られるように加害親もまた自ら親による虐待を受けた被害者であったことである。いわば世代継承する事実が調査でも歴然としている。更にこれ等が生活全体と影響し合うことは表9によっても明らかである。

表8 加害者がその親から受けた体験

	内訳 全体	身体的暴行	保護の怠慢・拒否	性的暴行	心理的虐待
1. 溺愛	4.0	4.7	2.3	6.4	2.6
2. 厳格	12.8	18.7	2.3	4.2	18.4
3. 放任無視	21.2	16.3	32.8	25.5	5.3
4. 拒否	9.0	8.7	6.9	2.2	21.0
5. 身体的暴行	12.8	20.8	3.0	4.2	5.3
6. 保護の怠慢・拒否	15.7	9.2	30.5	17.0	5.3
7. 性的暴行	2.4	0.8	0.8	14.9	-
8. 心理的虐待	5.5	2.8	3.0	4.2	34.2
9. 特にこうしたことはない	19.4	22.4	15.2	17.0	18.4
不明	28.8	28.3	32.0	25.5	26.3

表9 家計の状態

	内訳 全体	身体的暴行	保護の怠慢・拒否	性的暴行	心理的虐待
1. 今の収入で十分	12.7	16.1	4.5	6.5	26.4
2. 貯金はできない	20.1	20.6	19.8	13.0	29.4
3. 時々赤字になる	21.6	22.8	18.0	28.2	17.6
4. とても足りない	36.2	31.8	45.0	43.4	26.4
不明	9.1	8.5	12.6	8.6	

1983年度中に全国の児童相談所で扱った虐待ケース

更に要養護問題は養護施設に入所する児童の親の施設入所経験に見るように再生産性をもっている側面がある。表10は養護施設入所中の児童のケース17,013のうちの実父母の施設入所経験調査である。

判明しているだけで父1.4%、母1.5%が状況によって再び自からの子を養護施設に入所させている。これ等が他を比較する資料をもたないが、親自身の入所前の生活、入所中の生活、その後の就労、職業、結婚生活等々様々な要因から生じているであろうが、社会的状況からするならば貧困の再生産とも評価し得るものであろう。

要養護問題は社会的な連関のうちに、低学歴低収入、貧しい生活が生活全体の低文化性につながり、養護施設児の中には実父母より性的暴行を受けるなどの極めて貧困な状況に追い込まれたものもある。

乳児院では最近都市生活の核家族化の中で次子出産のために預るいわゆる利用施設化も進んでいる。

また母子寮等でも一部には住宅保障で済むケースもあり、養護施設でも父子家庭の一時利用もある。

こうした都市化社会の利用施設としての側面と現代家族の養育を全面的に援助する問題がある。これ等を整理すると

- ① 養育を全面的に代替し、里親、養子縁組または施設で家庭に替る養育を行うケース。
- ② 家族の養育意志と児童の気持ちを尊重しながら、親子関係を援助しつつ自立に向けてときに代り、あるいはサポートしていくケース。
- ③ 児童の発達課題に専門的な援助をすすめるケース。

等に分類要約することができるであろう。

2) 今回の要養護問題調査における家族の特徴

(1) 入所理由と家族背景

今回の調査ははじめの言葉にもあるように転換期を迎える児童福祉施設のあり方に対して、要養護問題のニーズがどのような状況にあり、その地域特性や、業態的な問題を調査することになった。

表10 親の施設生活経験の有無（実父母に限る）

単位：ケース（%）

施設別	乳 児 院	養 護 施 設	虚 弱 児 施 設	精 薄 施 設	教 護 院	少 年 院	その他の児童 収 容 施 設	計
父	3 (1.4)	116 (54.7)	1 (0.5)	7 (3.3)	38 (17.9)	41 (19.3)	6 (2.8)	212 (100)
母	4 (1.5)	162 (60.2)	2 (0.7)	30 (11.2)	38 (14.1)	18 (6.7)	15 (5.6)	269 (100)
計	7 (1.5)	278 (57.8)	3 (0.6)	37 (7.7)	76 (15.8)	59 (12.3)	21 (4.4)	481 (100)

1979年全国養護施設協議会調査 児童人権侵害調査より ケース17,013より

表11 要養護問題種別上位10までの措置要因及び入所理由

乳 児 院			養 護 施 設			母 子 寮		
順位	措 置 要 因	入 所 理 由	順位	措 置 要 因	入 所 理 由	順位	措 置 要 因	入 所 理 由
1	父 就 労	母 傷 病	1	離 婚	母 家 出	1	子どもの状況	離 婚
2	母 傷 病	未 婚 の 母	2	家 庭 環 境	離 婚	2	離 婚	夫 の 暴 力
3	未 婚 の 母	母 の 精 神 病	3	子 ども の 状 況	家 庭 環 境	3	夫 の 暴 力	未 婚 の 母
4	母 就 労	母 出 産	4	父 就 労	父 就 労	4	サ ラ 金	サ ラ 金
5	母 家 出	母 家 出	5	母 家 出	父 拘 留	5	家 庭 環 境	家 庭 環 境
6	家 庭 環 境	離 婚	6	サ ラ 金	母 傷 病	6	未 婚 の 母	父 家 出
7	離 婚	棄 児	7	児 童 家 出	母 の 精 神 病	7	母 就 労	子 ども の 状 況
8	母 の 精 神 病	家 庭 環 境	8	長 欠 不 就 労	父 の 傷 病	8	環 境 そ の 他	母 就 労
9	サ ラ 金	母 死 亡	9	父 家 出	環 境 そ の 他	9	父 の 家 出	父 拘 留
10	父 家 出	養 育 拒 否	10	環 境 そ の 他	母 拘 留	10	父 拘 留	環 境 そ の 他

まず表11の要養護問題を上位順に見ると、乳児院では母の傷病か未婚の母など直接的養育者を欠く問題の順位が高い。母の家出などは要因と入所理由が同じ位置にあり、入所ニーズが高いことを示している。離婚が家庭環境に及ぼす影響も大きい。

養護施設では離婚と家庭環境が高く、父の就労が要因、入所理由が同じ順位なのは父子家庭が多いことを示唆している。サラ金や父の拘留など、家族問題が多問題であることを現す事柄でもある。

児童の問題が措置要因として高いのも家庭の問題性の指標の一つであろう。

母子寮は離婚が原因であり上位標値は明確であるが、夫の暴力が高く、特にサラ金が措置要因、入所理由と同じで高い順位であることは、生活上の問題として注目したい。

このように要養護問題がそれぞれ家族の問題でありながら、乳児というライフサイクルの早い時期にはより家族内個人に根ざす問題が多く、養護、母子の場合は生活の過程でさまざまな対社会的問題を含む家庭問題が生起していることが判る。

これ等を更に措置要因が入所理由にどのように影響を与えているかを、直接養育者の家出、死亡、傷病に分けそれぞれの父母別に状況を見た。更にこれを大都市及びその周辺、その他の区市町村と分けて、違いがあるかどうかを見た。都市化家族は核家族のため措置に至る原因が入所理由にストレートに影響

するであろうことは予測できる。それ等の実態を表12で整理したが措置要因はケースの複雑さから複数記入をしているため確実でなく、従って傾向を見ることとした。またケース数が極端に低い場合は除外した。

この考え方は入所理由に対して措置要因がどのようなインパクトを与えているか、また都市と地方に差があるかどうかを見た。

① 親の家出について

要養護問題では、親の家出は児童養育の基盤としての家庭が崩壊にひんする重大事である。

特に都市における乳児院や養護施設入所児では、母親の家出は致命的に入所が高くなる。

それに比べて地方的な区市町村においては都市よりもはるかにインパクトが弱い、親族の支援がまだ期待できるということであろう。

母子寮の場合は父の家出が生活問題に影響を直接的に与えるわけで、離婚等への手続きにつながる課題でもある。

② 親の死亡について

乳児院の母以外はあまり緊急性がなく、むしろ養護施設で母の死亡の場合都市より地方の方が高い。この影響力の高い理由は家出の支援関係と反比例するので今後の研究課題であるが、保育所等の整備と

表12 措置要因と入所理由の地域特性の傾向

種別	入所理由 地域	親の家出		親の死亡		親の精神障害		親の傷病		離婚
		父	母	父	母	父	母	父	母	
乳児院	大都市及び 周辺都市	(○ 4)	(○10) (◎15) 150%	(○ 1)	(○ 1) (◎ 4) 400%	(○ 1)	(○ 5) (◎16) 320%	(○ 4) (◎ 1)	(○20) (◎29) 145%	(○ 8) (◎11) 137%
	その他の 区市町村	(○ 7)	(○ 7) (◎ 4) 57%	(○ 1)	(○ 3) (◎ 3) 100%	(○ 1)	(○ 7) (◎ 9) 128%	(○ 1) (◎ 1)	(○16) (◎20) 125%	(○ 6) (◎ 8) 133%
養護施設	大都市及び 周辺都市	(○15) (◎ 9) 60%	(○32) (◎41) 128%	(○ 5) (◎ 4) 80%	(○15) (◎ 6) 40%	(○ 1) (◎ 1)	(○16) (◎12) 75%	(○ 6) (◎ 7) 116%	(○11) (◎ 7) 63%	(○69) (◎19) 27%
	その他の 区市町村	(○15) (◎ 2) 13%	(○26) (◎17) 65%	(○ 2) (◎ 1)	(○ 8) (◎ 6) 75%	(◎ 3)	(○ 6) (◎ 6) 100%	(○ 3) (◎ 9)	(○ 5) (◎13) 260%	(○54) (◎24) 44%
母子寮	大都市及び 周辺都市	(○19) (◎17) 89%	(○ 8) (◎ 1) 12%	(○ 4) (◎ 6) 150%		(○ 6) (◎ 1) 16%	(○ 3)	(○ 4)	(◎ 1)	(○126) (◎188) 149%
	その他の 区市町村	(○13) (◎ 1) 7%	(○ 1) (◎ 2)	(○ 4) (◎ 1) 25%		(○ 6)	(○ 5) (◎ 1) 20%		(○ 2) (◎ 1)	(○106) (◎105) 99%

※ 措置要因を○入所理由を◎としたものの差を入所理由へのインパクトとしてみた、()内は実験優位差を省略したところもある。複数回答もあるので厳密さはない。

も関係していよう。

③ 親の精神障害について

ここでも乳児の場合、母の養育に与える影響は大きい。ここでも養護の場合地方が高いが病気に対する偏見や援助体制の問題であろう。

④ 親の傷病について

②③④とも地方の困難度が高いが都市は逆に利用できる社会資源が保育所等多いことが考えられる。

⑤ 離婚については先の順位表でも高い

離婚についてはむしろ地方の方が高いのは離婚に至るまでの過程が閉鎖的な社会ほど、噂や口の葉にのぼって住みにくいなどのことも考えられる。

しかし全体としてはこの程度の数字では推測にすぎず、科学的とは言えない。一応全体的な傾向として見ると、乳児院の緊急性がいぜんとして高い。母子寮を除いては母親の問題が高く影響が強い。

ケースの問題内容にもよるが、都市と地方市町村等の要養護問題の発生から入所に至る援助過程の解明は処遇対応の計画化のうえで今後の課題であろう。

これ等の結果から従来の種別の調査でも明らかにされてきたことではあるが、地域的な特性を踏まえると、緊急性や対応の内容によって、在宅指導や処遇も今後の課題とすることができよう。

(2) 親の状況

入所に至るまでの要養護問題には生活を営む親の状況が問題となる。今日の高度産業化社会においては、親の学歴は生活の安定化に大きな役割りを果たしている。

表13 両親の学歴（不明、無記入は除く）

種別	ケース数	父母別	学歴種別			
			義務教育	職訓高校	短大・大学	その他
乳児院	175	父	44%	36%	17%	3%
	226	母	43	40	14	3
養護施設	231	父	60	33	4	3
	243	母	70	25	4	1
母子寮	298	父	46	40	11	3
	516	母	45	46	6	3
合計	704	父	50	37	10	3
	985	母	51	39	7	3

* 義務教育には未就を含む、職訓・高校には中退も含む、短大には専門学校を入れ、大学短大には中退も含む、不明・記述なしは除く。

表13は今回調査の親の学歴であるが、乳児院母子寮は父母共に学歴が高く、養護施設が極めて低学歴であることを示している。

特に養護の母親は70%が中卒以下であることは、生活の文化性にも大きく影響していると見ることができる。末尾調査表によって高校中退率を見ても乳児院の父は11.1%、母19.7%、母子寮の父は15.6%母は20.6%、養護施設の父は23.2%、母は25.4%となっている乳児、母子が2割以下に対して、養護は進学者の4分の1が何等かの挫折をしていることがわかる。これまでの全国養護施設協議会の調査でも明らかにされてきたが、末尾調査表でも判るように、児童入所時の親の年齢が、乳児と養護・母子では5歳から10歳の幅がある。高校進学率は1970年代より急上昇したことを考えると、要養護問題の過中にある親の時代は「中卒金の卵」時代であり、その後の生活の中で結果的な悪循環として浮んできているともいえる。

そうした問題を考える上では産業の変化と高度化が、且つての職人的熟練工を要しなくなり機械の高度化やコンピューターの導入など、転職や高齢化した労働力では職業活動自体がむづかしい条件にある。

今日も続いている石炭産業の終息を始めとして、産業の変化は低学歴者にとっては特に厳しい状況となっている。

表14 両親の職業状況

種別	父母別	自営	被雇用	日雇	失業中	無職	主婦	その他	不記名 明述し	ケース数
乳児院	父	6%	47%	4%	7%	%	1%	35%	317	
	母	1	13	6	16	36	5	23		
養護施設	父	9	35	6	9		5	36	356	
	母	3	16	4	14	2	15	46		
母子寮	父	9	27	6	6		2	50	535	
	母	4	44	12	16	8	6	10		

表15 両親の職種（上位4まで）

乳児院	父	会社員・公務員28% 建設・運輸26% 製造12% 商業10%
	母	飲食41% 製造8% 商業8% 雑役6%
養護施設	父	建設・運輸41% 製造13% 商業10% 会社員・公務員7%
	母	飲食39% 商業10% 製造9% 会社員3%
母子寮	父	建設・運輸29% 会社員・公務員20% 飲食11% 商業11%
	母	製造28% 会社員・公務員15% 商業14% 飲食13%

* 会社員・公務員、安定的と見て一緒に建設・運輸は運転手が多いので合わせる。

表14, 表15は職業, 職種を現しているが, 雇用労働者は乳児を除いて3割代であり, 失業・無職も1割に近い, 職種状況を見ても, 乳児, 母子の父親には会社員, 公務員の率が高いが, 養護は職种的には不安定要素の強い建設・運輸に多く就労している。

母親の乳児・養護に飲食店関係が多い故か末尾調査表の職業就業状況の安定より, 転職くり返しの率が高い。父親も養護・母子の場合不安定な状況が報告されている。

(3) 親自身の課題

すでにこれまで述べたところで, 要養護問題は親自身の生育史にさまざまな問題があることがわかってきた。今回は更にそれ等をより具体的に見るため, 親自身の離別体験を調べた。

表16のとおり, 実父母とも調査ケースの11%~23%, 平均約1割5分強が離別体験を経験している。一部を除いてほとんど第二次大戦以後の生れであることから, 生別が多いことが考えられる。その大半が乳幼児期に集中していることも, その後の成育史に何等かの影響が考えられるわけである。

表16 両親自身の親との離別経験

	乳 児 院		養 護 施 設		母 子 寮	
	実 父	実 母	実 父	実 母	実 父	実 母
離別経験有	36人	61人	51人	58人	59人	122人
幼 児 期	13人 40%	16人 37%	15人 37%	23人 52%	30人 70%	54人 48%
小 学 生 期	6 20	13 30	9 23	7 16	9 20	18 17
中 学 生 以 上	13 40	14 33	18 40	14 32	4 10	39 35
調査ケースに占める%	11.36%	19.24%	14.33%	16.29%	11.03%	22.80%

※ 記述なしを除く、離別年齢の%は三段階の総和による%

更に表17は生育途上に施設の援助を必要とした状況があったケースである。

先述した全養協の調査と比較すると記述を正確にすればもっとふえることも考えられる。

単純に再生産とは呼べないと思うが, 養護施設の再利用の度合いが高いのは今後の研究課題であろう。

表18は実父母の出身地の調査であるが, 高度経済成長期には人口流動が激しく, その後の生活場所への定着化も産業や流通業等の変化から安定していない。

それ等の状況を知るために生活地域別に見た。生育が同都道府県であることが大半であるが, 遠隔地も4分の1強あり, 現在地での流入定着の年限とも関係して要養護問題の解決にも影響するであろう。更にこの表で明らかかなように大都市程, 遠隔地率が高く, その他の县市町村ほど同都道府県での生育率が高い。

表18の親の生育場所の状況を反映して, 要養護問題が発生したとき, 大都市では緊急に対応する必要が生じる。これ等の関係は表19の施設入所時点での同居者調査で, 周辺都市・その他の县市町村ほど祖父, とりわけ祖母の果している役割が大きい。

母子の特殊性を除いて, 乳児は母の同居率が高く, 養護は逆に父の同居率が高い。

他の親族との同居は生活地域での優位差があまりないが, 祖父, 祖母ともに優位差が歴然である。

要養護問題が発生すると, とりあえず親族わけでも親自身の両親の力を活用することが考えられ, 多少の時間的な援助を得て次の対応を考えることであろう。

しかし祖父母の年齢如何によっては短期的な援助

表17 両親の育成過程での施設経験

種 別	父 母 別	実 数	両親の入所経験した施設種類 (複数の回答あり)							
			乳 児 院	養 護 施 設	精 薄 施 設	そ の 他 の 児 童 福 祉 施 設	教 護 院	少 年 院	婦 人 保 護 施 設	施 設 種 類 の 記 述 な し
乳 児 院	父	5		3		1	1	1		
	母	15	2	5		3	4	1	1	1
養 護 施 設	父	7	1	1			2	2		1
	母	13	1	7			4		2	1
母 子 寮	父	5		2		1	1	1		
	母	36	5	6	2	9	1		13	4
合 計		81	9	24	2	14	13	5	16	7

※ 9ケースの複数回答、母子寮の婦人保護施設利用は一時保護を含む可能性あり。

しか求められず、高年齢児童の場合など二次的な要養護問題が発生したりする場合もある。

(4) 要養護問題と対応

要養護問題の発生は家族の生活基盤としての家庭が対外的関係の歪みから、内部葛藤へ発展する。基本的には貧困がそれ等の家庭崩壊の基盤としてある。

それ等に早期に対応することで、要養護問題の解決に至る内容や方法を導き出すことができるであろう。

表20は要養護問題が起ったとき誰に相談するか、相談したかを調査した。

全般的には実家や親族への相談が過半数に近く、次いで友人知人や学校教師等への相談が多い。

業種的特性もあり、乳児院では病院や保健所の多

いのも、0歳児や1歳児検診等との関係もあろう。相談機関も1割程度は満なく相談しているようであるが、地域的な特性として明らかになったのは民生・児童委員の存在で、大都市と他ときわだって相談の状況が変化している。

施設利用に当って警察が出てくるのは、養護等にあっては非行問題に絡んでの相談と考えられる。

児童福祉施設も専門施設として要養護相談の態勢ができればもっと相談率が高まると思われる。

今回の調査ではすでに乳児院、養護施設、母子寮でそれぞれの業種の特長調査がなされていて、ほぼ今回調査と内容を同じくするものもある。しかし今回の調査において益々家族問題の検討が必要であり対応の方法論を含めて多様な状況に対応する必要あることが判明してきた。

表18 実父母の主たる生育場所

単位は人数

種別	生活地域	調査実数	現在と同都道府県内①		隣接県市②		遠隔地③		各地転々④		その他	不明無記入
			父	母	父	母	父	母	父	母		
乳児院	大都市	165	50	63	16	20	55	47		5		(48) 44
	周辺都市	11	6	9	1	1	2	1				2
	その他の県市町村	141	67	87	12	17	11	17	2	2		(18) 49
養護施設	大都市	90	23	23	13	14	29	19	3	5	(1)	(28) 22
	周辺都市	116	29	39	8	12	30	27	5	5	(2) 2	(31) 42
	その他の県市町村	150	82	75	11	17	14	23	8	6	(2) 3	(27) 32
母子寮	大都市	202	60	105	16	24	34	58	2	5	(1)	(9) 90
	周辺都市	123	28	55	14	27	22	28	6	7	(1) 1	(5) 52
	その他の県市町村	210	82	140	16	16	32	37	3	1	(1)	(15) 77
	三業種の計	1,208	427	506	107	148	202	257	29	36		
	①②③④の生活地域の%	1,712	933		255		459		65			
		100	54.5%		14.9%		26.8%		3.8%			

* その他及び不明無記入 () 内の数字は母の回答分

表19 施設入所時点での児童との同居（複数回答調査）

種別	生活地域	調査回答 実数	親権者		直系親権		養継 父母	他の 親族	施設 その他	記述 なし
			父	母	祖父	祖母				
乳 児 院	大都市	165	% 30	% 38	% 3	% 7	% 1	% 12	% 6	% 3
	周辺都市	11	23	29	6	12		12	18	
	その他の 縣市町村	141	25	37	6	11	2	8	6	5
養 護 施 設	大都市	90	42	24	2	4	2	13	12	1
	周辺都市	116	30	23	6	8	6	14	10	3
	その他の 縣市町村	150	32	23	6	11	5	13	8	2
母 子 寮	大都市	202	9	68	5	7	1	4	3	3
	周辺都市	123	8	58	9	10	1	7	5	2
	その他の 縣市町村	210	10	61	8	10		5	3	3

※ 複数回答調査のためパーセンテージとし端数調査

表20 施設利用を相談した機関、人の内容

種別	生活地域	実家や 親族	友人知 人教師	児童福 祉施設	民生児 童委員	警 察	病 院 保健所	相 談 機 関	その他 無記述
乳 児 院	大都市	% 52	% 10	% 4	% 1	% 5	% 22	% 2	% 4
	周辺都市	31	16	16	16	7	7	7	
	その他の 縣市町村	35	9	13	4	3	23	7	6
養 護 施 設	大都市	36	29	6	4	5	7	10	3
	周辺都市	38	23	9	10	7	3	9	1
	その他の 縣市町村	29	20	6	8	8	5	12	3
母 子 寮	大都市	48	24	6	1	3	5	9	4
	周辺都市	44	23	7	6	3	2	11	4
	その他の 縣市町村	51	20	4	5	3	3	9	5

※ 相談した機関・人がいたもの乳児院193人61%、養護施設239人67%、母子寮459人86%の人が相談して施設利用している調査では複数回答があったので回答数で%を出した。

特に地域特性は今後更に検討すべき課題である。

3) 家族問題としての要養護問題

乳児院，養護施設，母子寮の対象とする要養護問題は現代社会の複雑な状況を反映してますます困難な状況にある。

母子寮を別として，乳児院，養護施設はこれまでの養護方針であった「親代り養育」という対応から「親とともに育てる」という状況に変わりつつある。例えば近年の不登校とか家庭内暴力といった現象は，ひとり児童の問題に止らず，親子の生活意識，行動等日常的な生活の中での関係の歪みから生じているともいわれ，今日では親子共々生活の立直しにとり組まないと解決はできない。

これ等のことは乳児院での養育に母親の参加がどのように親子の人間関係をより深める立場が必要であるか，母子寮での自立への親子指導の課題も要養護問題として共通している。

近年家族は解体化の方向にあるといわれる。現代生活の中では家庭の機能は個々人の生活にとって全く個別的であり，凝集力を持っていないといわれている。その結果多様な家庭が生まれ従来の男女，血縁といった関係から愛情を中心の多様な共同体家族と

いったものになるともいわれている。

その場合ひとりひとりが自立した人間として参加するといった理想家庭が語られ，シングルライフとか非婚時代とかがいわれている。

しかし現実の乳児院（一部はすでに利用施設的であるが），養護施設，母子寮といったところで暮す児童や母子にとっては，あるべき家庭，あるべき家族の実体験が悲惨ともいえる状況にあるだけに，自立そのものも足踏みをせざるを得ない愛情不足，欲求不満を内包しているわけである。

家庭がモデルとして伝統的に家風を持った時代は過ぎ去ったにせよ，自立の為の依拠すべき大人モデルは愛情を基調として構成されなければならないであろう。

この調査の中でも再生産的に自らの子もまた施設を利用することは決して悪循環だけとは断定できないにせよ，若し全く同じ道を歩かせるとしたら専門的社会的対応といえないであろう。

要養護問題は親子を基軸とした家族問題であり，自立のための重要なポイントであることを認識し課題とすべきであろう。それは単に血縁を基盤にということだけでなく，新たな親子関係，あるいは新たな人間関係を構築するためにも家族，親関係を整理しなければならない。

施設入所児童の概要

今回の調査は，「調査概要」で述べたように乳児院，養護施設，母子寮の3種類の児童福祉施設を対象に，施設の運営を中心に質問した「施設票」と，施設職員に入所対象児（母子寮の場合は母子）の家族的背景ならびに児童自身の状況を質問した「個人票」から成っている。ここでは，そのうち「個人票」を中心に，施設入所児のニーズの社会的性格の叫端を明らかにすることを目的としている。

その場合のわれわれの問題意識はどのようなところにあるか，それは「養護ニーズの質的变化」の現代的様相ということである。高度経済成長以来，養護ニーズの質的变化や多様化がいわれ出してから長い年月がたつ。しかし，同じく「質的变化」「多様化」といっても最近では，親の側の事情にせよ，児童の側のそれにせよ，その変化の度合を一段と深めて

いるのではないかと，そういう思いが養護関係者の間でもたれてきている。今回の調査は，ごく表面的であっても，そのあたりの事情を全国的に確認してみたいということで，とりくまれたものである。

なお，本稿で「養護ニーズ」と漠然としたいい方をしているが，厳密に言えば，「乳児院，養護施設，母子寮入所児の問題の社会的背景」ということである。

1) 調査対象児 数，年齢，性別

回収された調査対象児は，乳児院328人，養護施設486人，母子寮759人であった。男女比率は乳児院ほぼ100：100，養護施設100：68，母子寮100：111であった。養護施設で男子が多い。「地域別分布」

では、表1にみられる通り、乳児院は大都市とその他地方都市に2分され、養護施設は地方都市→周辺都市→大都市の順に拡散し、母子寮は乳児院と養護施設の間の中間型である。児童の年齢は、今回は「措置時の年齢」しかとっていないが、乳児院の場合、「3カ月未満」35.7%、「3カ月～1歳未満」28.4%、「1～2歳未満」33.3%、「2歳以上」2.1%である(図1)。

養護施設では小学校低学年以下が55.5%、半数強を占め、小学校高学年以上が43.4%である(図2)。母子寮では、乳幼児が半数を占め、小学校低学年ま

表1 調査対象一地域別

	乳児院	養護施設	母子寮
全体	328 (100.0)	486 (100.0)	759 (100.0)
大都市	171 (52.1)	124 (25.5)	307 (40.5)
周辺都市	11 (3.4)	157 (32.3)	178 (23.4)
その他	146 (44.5)	205 (42.2)	274 (36.1)

図1 乳児院入所児の年齢(措置時)

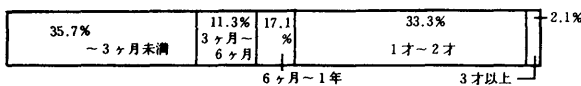


図2 養護施設入所児の年齢(措置時)

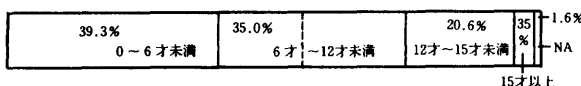


図3 母子寮入所児の年齢(措置時)

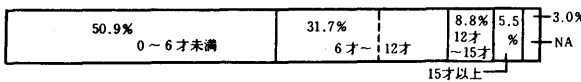


表3 乳児院の入所理由

入所理由 5-項目別	A 家族の状況													B 家族の疾病				B 計	児自身の障害	合 計				
	父母不明 遺棄	父母家出 棄	父 家出	母 家出	養育能力 拒欠如 否	離婚 別居	母 未婚	受 刑	慮 待	父 怠情	父母就労 貧困金	母の出張・研修	冠婚葬祭	父 母 死 亡 他	そ の 計	父母ともに 疾病	父 の 病 気				母 の 病 気	家族の 疾病の ための 付添		
計	122	108	46	21	274	135	235	406	99	25	7	120	2	6	81	91	1,656	23	30	1229	167	1,449	16	3,121
(%)	3.5	1.5	0.7	8.8	4.3	7.5	13.0	3.2	0.8	0.2	3.8	0.1	0.2	2.6	2.9	53.1	0.7	1.0	39.3	5.3	46.4	0.5	100.0	

全社協乳児福祉協議会「昭和60年度 全国乳児院収容状況実態調査」による。

で、全体の7割を占めている。

児童の年齢については、高年齢児処遇の問題が注目されているが、それに加えて、乳幼児のニーズが依然として高いことに、注目しておきたい。

2) 調査事項(質問項目)について

本調査でわれわれは、かなり思いきった方法をとっている。それは、調査対象児の両親の生いたちにも目を向けて、いわば3世代にわたる「問題の世代的継承」の様相を少しでも明らかにしてみたいという意図があった。先に高度経済成長期に比べて、現在の養護ニーズの特性は何かという問いをたてたが、さらにつきつめていけば、「問題の世代的継承」が仮説であって、高度経済成長期で形成された貧困が、現在多様な形態の影響を及ぼしているのではないかと考えた次第である。郵送調査であり、しかも施設保管のケース記録に頼るしかないわけであるが、不明も多いかわり回収率もよかったのではないかと考えている。調査事項は次の通りである。

- ①入所理由、②入所時点で子どもと生活を共にしていた人、③兄弟(姉妹)の状況、④両親の年齢、⑤両親の婚姻形態、⑥当ケースが問題発生から入所までの間、相談した人、⑦両親の施設での生活経験、⑧両親と親との離別経験、⑨学歴、⑩生育場所、⑪職業上の地位、⑫職種、⑬就業状況、⑭主な収入源、⑮児童入所後の施設と家族との間の連絡状況、⑯家庭の変化、⑰家庭復帰の見通し、⑱児童の状況、⑲退所の見通し。

3) 調査結果の分析

(1) 入所理由について

入所理由の類型を「家庭環境上」「子どもの状況」

に大別し、表3に示す項目によって回答を得た。

① 乳児院

はじめに、全社協乳児福祉協議会の「全国乳児院収容状況実態調査」によって、入所理由の年次推移を概観してみよう(図4, 5)。

大まかな傾向として、「社会的理由」が全体に占める比率は、年々減少し、代って「医学的原因」が増加している(表2)。ただし、昭和60年で53.1:46.9であり、絶対数としては「社会的理由」がわずかに上回っている。いずれにせよ、家族員の疾病が(とりわけ母の疾病が)「養育不能」をもたらす度合が大きな重みをもっていることが、表3に照ら

表2 入所原因の推移

昭和	計	社会的理由	医学的理由
23年	100.0	91.9	8.1
31	100.0	61.5	38.5
39	100.0	61.9	38.1
44	100.0	60.1	39.9
56	100.0	52.1	47.9
60	100.0	53.1	46.9

してもわかるであろう。「社会的理由」「医学的理由」の中味は、図4, 5に示されている。「孤児・棄児」は激減、「父母(父母いずれかを含む)死亡」「離婚」も年々減少する一方で、「未婚の母」が増加している。「医学的理由」では、「その他の疾病」が上昇し、「精神病, ノイローゼ」がそれに次いで多く、「次子出産」も増加している。表3によって最近の動向を見ると、ここでも「母の疾病」が高い比率を示し、中味としては、「その他の疾病」17.8%、「精神病, ノイローゼ」10.4%、「次子出産」9.0%である。さらに、ここでも「未婚の母」の比率が高い。全体としていえることは、①核家族化や地域社会の崩壊の状況で、家族の脆弱化が進行していること、②そうした家族環境にさらに作用するストレス要因(精神病, ノイローゼ, 疾病)が増大していること、③「未婚の母」という現代的問題が増加しつつあることを指摘することができる。

上述のような全国的状況を参考にしながら今回の調査にあらわれた傾向をみておこう。集計原表を見やすいように再構成したものが表4である。ここでは「社会的理由」と「医学的理由」の比は、58.1:41.9と「社会的理由」が高くなっている。入所理由個々で比率の高いものは、「社会的理由」では、「未婚の母」であり、次いで「母家出」「離婚」「置き去り」などがつづいている。「医学的理由」では「母傷病」「母精神病」「母出産」といずれも母親の障害

図4 医学的理由

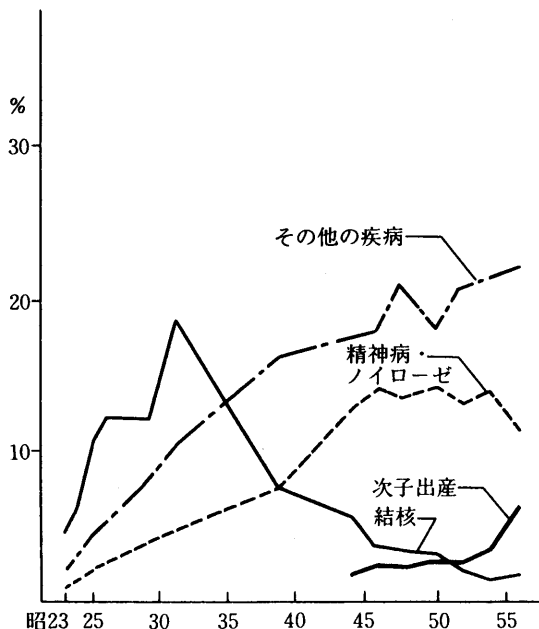
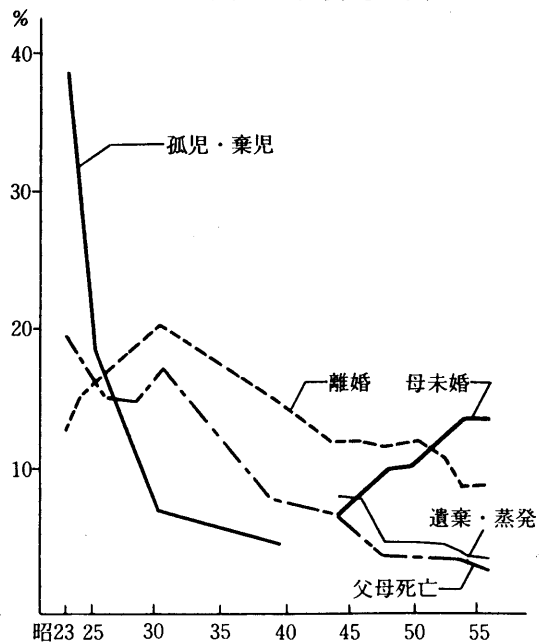


図5 社会的理由



に起因するものである。なお地域別では「大都市」と「その他の地域」を比較していえる大方の傾向は「大都市」に多いのが「母家出」「母精神病」「母出産」であり、「その他（「大都市」「周辺都市」以外の）」に多い。

② 養護施設

ここでも、入所理由の全国的動向をはじめにみておこう（表5）。養護施設の場合は、乳児院と異なり、「社会的理由」の占める比率が高い。年次推移からみても、「父（母）の長期入院」は「両親の死亡」とともに比率として減少している。逆に増加しているのは「両親の離別」「両親の長期拘禁」とな

表5 養護施設養護問題発生理由別入所児童数

	45年度調査結果	52年度調査結果	57年度調査結果
総数	100.0	100.0	100.0
両親の死亡	13.1	10.9	9.6
両親の行方不明	27.5	28.7	28.4
両親の離別	14.3	19.6	21.0
棄児	1.6	1.3	1.0
父（母）の長期拘留	3.0	3.7	3.8
父（母）の長期入院	15.7	12.9	12.8
虐待・酷使	2.5	2.4	2.4
放任・怠だ・父（母）の性格異常	10.3	9.6	11.1
その他	11.6	10.9	10.0

注 両親とは、父母いずれか一方の場合も含むこと。
資料 厚生省「養護児童等実態調査」（昭和52年12月1日）
「養護児童等実態調査」（昭和58年3月1日）
「養護児童実態調査」（昭和45年7月1日）

っている。昭和57年度調査では、「両親の行方不明」が最も多く、次いで「両親の離別」「両親の長期入院」「放任・怠惰・父（母）の性格異常」となっている。

こうした全国的動向を参照しながら、われわれの調査結果をみてみよう（表6）。原因として、明らかに「社会的理由」（81.6%）が多い。なかでも「母家出」「離婚」が多く、父子世帯の多いことが伺われる。「医学的理由」は18.4%と全国平均よりは高いが、全国平均の場合、「医学的理由」は「放任・怠惰・父（母）の性格異常」「その他」の分類項目にも含まれていると思われるので、比較は困難である。要約すれば、養護施設児の場合、措置原因として最も高い比率を示すのが「母の家出」であり、次いで「両親の離婚」「母の疾病」ということになる。

地域別では、多くをいうことはできないが、「母家出」「父就労」、つまりは父子家庭問題が、どちらかといえば、大都市に多く発生し、「離婚」は、地方都市においても多い、という傾向を指摘することができよう。

③ 母子寮

母子寮入所理由に関する全国的動向は表8に示されている。昭和41年（1966年）と昭和58年（1983年）を比較すれば、「家庭環境の不適」という、家庭事情の複雑さに起因するものが増えていることが

表4 入所理由（乳児院）—主訴（◎）

棄児去	虐待	母家出	母死亡	離婚	父就労	母就労	父拘留	母拘留	サラ金	養育否	未の婚母	母成未	家庭環境	その他	小計
15	1	19	7	19	1	6	3	7	3	6	27	4	3	15	136
6.4	0.4	8.1	3.0	8.1	0.4	2.6	1.3	3.0	1.3	2.6	11.5	1.6	1.3	6.4	58.1
父傷病	母傷病	父精神病	母精神病	母出産	小計	計									
2	49	1	25	21	98	234									
0.8	8.9	0.4	10.6	8.9	41.9	100.0									

表6 入所理由（養護施設）—主訴（◎）

孤児	棄児去	虐待	母家出	母家出	父死亡	母死亡	離婚	父就労	母就労	父拘留	母拘留	サラ金	近親	親裁	養育否	未の婚母	母成未	家庭環境	その他	小計
1	6	11	11	60	5	12	43	27	12	24	14	9	2	7	2	2	2	28	16	292
0.3	1.7	3.1	3.1	16.7	1.4	3.4	12.0	7.5	3.4	6.7	3.9	2.5	0.6	2.0	0.6	0.6	0.6	7.8	4.5	81.6
父傷病	母傷病	父精神病	母精神病	母出産	小計	計														
16	20	1	18	11	66	358														
4.5	5.5	0.3	5.0	3.1	18.4	100.0														

わかる。

今回の母子寮入所世帯の状況は、表7にみられる通りである。「社会的理由」によるものが殆どであり(ただし、これは「主訴」としてとられたものであり、「心身の障害」が重複している場合であることは、巻末の表によっても確認できる)、その内訳は、比率の高い順に「離婚」「夫の暴力」「未婚の母」である。

乳児院・養護施設・母子寮それぞれの入所原因を相互に比較したのが表9である。乳児院の場合、母親の傷病や次子出産の場合を多く含みそれだけ「社会的理由」としての環境要因の働きは相対化されている。それが養護施設・母子寮となるに従って「社会的理由」が比重を重くしてくる、すなわち家庭の崩壊の度を強くしていることをみることができる(図6)。

入所原因が児童にある場合が表10である。児童については、原因と思われるものすべてあげた○印の重複回答で集計してみた。その結果この数字は単なる原因というよりも施設入所児童のもつ問題状況により近づいている数字として読むことができる。「主訴」としてみると(◎)、「児童の問題」が「主訴」となっているのは養護施設で $52/358 \times 100 = 14.5\%$ 、母子寮では、 $21/521 \times 100 = 4.0\%$ である)。とりわけ養護施設において、「盗み」「長欠・不就学」「家出・外出」など、「登校拒否」などを含めると、学校不適応児が多いことが注目される。なお、これらの問題が「入所原因」とされているところに、単純に環境的な原因を越えた今日の養護ニーズの複雑さが示唆されているように思われるのである

④ 児童の状況

表7 入所理由(母子寮)一主訴(◎)

虐待	父家出	母家出	父死亡	離婚	父就労	母就労	父拘留	サラ	夫の暴力	近親	未婚の母	父成	未成年	家庭環境	その他	小計
1 0.2	21 4.0	3 0.6	7 1.3	293 56.2	1 0.2	10 1.9	8 1.5	27 5.2	68 13.1	2 0.4	42 8.1	1 0.2	26 5.0	8 1.5	518 99.4	
母傷病	父精神病	母精神病	小計	計												
1 0.2	1 0.2	1 0.2	3 0.6	521 100.0												

表8 母子寮入所理由(全国)

母子世帯の措置理由	昭41.8.1	昭58.3.1
入所前の家庭内環境の不適により児童の福祉に欠ける	26.9	37.8
母親の心身の不安定により児童の福祉に欠ける	9.3	8.9
職業上の理由により児童の福祉に欠ける	8.7	3.3
住宅事情による	26.6	20.3
経済的理由による	24.1	23.9
その他	4.4	5.8
計	100.0	100.0

(厚生省調査)

図6 入所原因の比較

乳児院	社会的理由 58.1%	医学的理由 41.9%
養護施設	社会的理由 81.6	医学的理由 18.4
母子寮	社会的理由 99.4	(医学的理由) 0.6←

表9 入所原因の比較

	第1位	第2位	第3位
乳児院	母障害 28.4	未婚の母 11.5	母家出 8.1 離婚 8.1
養護施設	母家出 16.7	母の障害 13.6	離婚 12.0
母子寮	離婚 56.2	夫の暴力 13.1	未婚の母 8.1

表10 入所理由一児童について(○)

	盗み	粗暴	不良交友	家外出	薬物	放火	性的非行	金物出品	ぐ犯	長欠不就労	登校拒否	家庭内暴力	障害児	その他	計
養護施設	31 6.4	5 1.0	15 3.1	40 8.2	10 2.1	1 0.2	6 1.2	11 2.3	1 0.2	31 6.4	18 3.7	8 1.7	3 0.6	97 19.9	486 100.0
母子寮	3 0.4		1 0.1	2 0.3		4 0.5	1 0.1		7 0.9	9 1.2	17 2.2	3 0.4	11 1.5	277 36.5	759 100.0

る。

因みに、施設入所児の問題行動については昭和58年の厚生省調査を参考されたい(表11, 表12)。「登校拒否」「孤立・内閉」「夜尿・失禁」「神経性の習癖・症状」「学業不振」その他からなる「非社会的問題行動」は、養護施設で19.8%, 母子寮14.1%であり、「窃盗」「弄火・放火」「無断外出・外泊・徘徊」「乱暴・暴行」「金品持出し」その他の「反社会的行動」は養護施設5.8%, 母子寮8.7%となっている。

(2) 家族の概要

① 入所時点で子どもと生活を共にしていた人は誰か(表Ⅱ-1)

乳児院、養護施設、母子寮とそれぞれの種別毎に異なる傾向がみられる。乳児院では、「母親」が最も多く、66.1%, 次いで「父親」の50.2%である。

乳児院の場合の「その他」は、「病院」24, 「他の乳児院よりの措置変更」1「友人」1, 「ベビーホテル」1, 「不明」1「なし(本人1人)」1であった。養護施設では「父親」50.5%, 「母親」34.8%, 「他の親族」20.5%である。「その他」については、表Ⅱ-1-(1)にまとめてあるが、実に多様な形態があげられていることに注目する必要がある。母子寮については、当然のことに「母親」との同居が多く、他との同居はきわめて少ない。因みに母子寮世帯での「その他」は、養護施設からの措置変更2, 乳児院からの措置変更1, 友人7, 知人2, であった。

昭和58年の厚生省調査の結果を、表Ⅱ-2に参考までに示しておいた。そこに示されている「同居なし」に、親族との同居が一括されているなど、統計のとり方はわれわれの場合と異なるが、併せて考えてみたい。これらの結果から指摘されなければならないことは第1に子どもたちの別離体験の深刻さで

表11 非社会的な問題行動等の有無別児童数

	総数	問題なし	問題あり (複数回答)					
			登校拒否	孤立・内閉	夜尿・失禁	神経性の習癖・症状	学業不振	その他
里親委託児	3,407 (100.0%)	2,992 (87.8)	12 (0.4)	28 (0.8)	124 (3.6)	41 (1.4)	197 (5.8)	61 (1.8)
養護施設児	32,040 (100.0%)	23,130 (72.2)	220 (0.7)	550 (1.7)	3,010 (9.4)	720 (2.2)	4,540 (14.2)	980 (3.1)
母子寮児	9,069 (100.0%)	7,794 (87.8)	93 (1.0)	198 (2.2)	315 (3.5)	159 (1.8)	513 (5.7)	210 (2.4)

表Ⅱ-1 入所時点での同居者

	計	父	母	祖父	祖母	養父	養母	他の親族	その他	記述なし
乳児院	317 100.0	159 50.2	211 66.6	25 7.9	52 16.4	3 0.9	1 0.3	59 18.6	35 11.0	22 6.9
養護施設	356 100.0	180 50.5	124 34.8	27 7.6	46 12.9	6 1.7	16 4.5	73 20.5	48 13.5	7 2.0
母子寮	535 100.0	74 18.8	491 91.8	56 10.5	74 13.8	3 0.6	1 0.2	40 7.5	22 4.1	16 3.0

表12 反社会的な問題行動等の有無別児童数

	総数	問題なし	問題あり (複数回答)					
			窃盗	弄火・放火	無断外出・外泊・徘徊	乱暴・暴行	金品持出し	その他
里親委託児	3,407 (100.0%)	3,210 (94.7)	36 (1.1)	3 (0.1)	38 (1.1)	18 (0.5)	87 (2.6)	45 (1.3)
養護施設児	32,040 (100.0%)	29,260 (91.3)	890 (2.8)	50 (0.2)	680 (2.1)	520 (1.6)	430 (1.3)	810 (2.5)
母子寮児	9,069 (100.0%)	8,730 (96.3)	66 (0.7)	9 (0.1)	33 (0.4)	72 (0.8)	96 (1.1)	111 (1.2)

ある。母子寮における「母」との同居すら、91.8%である。あとの8.2%の児童は、「すくなくとも、母子寮入所直前には、母親とは同居していない」ことになる。この「母」との同居に関しては、乳児院で66.6%，養護施設では34.8%と極端に低い。「父」にしても、乳児院、養護施設でそれぞれ50.2%，50.5%で全体の半数でしかない。全国調査にみられるように、要するに「実父母との同居」は乳児院児14.3%，養護施設児で4.8%と極めて少ない比率であるということにつきるであろう。第2に、「親族」に頼るところも大きい、ということである。「祖母」「祖父」「その他の親族」を含む親族との同居をとると、乳児院43.0%，養護施設41.0%，母子寮31.8%となる。ただ、ここでも親族の扶養力も弱いであろうこと母子寮の場合、その頼るべき親族の扶養力も弱いであろうこと母子寮の場合、その頼るべき親族も少ないことが指摘されなければならない

あろう。

大都市と地方都市という地域での相違はどの種別の場合でも、「祖母」と「祖父」の同居が「大都市」→「周辺都市」→「その他」に従って増加する傾向を一応指摘することができるであろう。

② 何人兄弟（姉妹）ですか（図Ⅱ—1）

兄弟の数は、入所児童の年齢に応じて、種別毎にちがいがあり、平均兄弟数は、乳児院2.10人、養護施設2.63人、母子寮2.03人となっている。図Ⅱ—1に見られるように、乳児院と母子寮の兄弟構成は類似している。ところで、全国平均（昭和60年）と比較して、いずれの種別の場合でも兄弟が多い世帯が多いことがわかる。

③ 兄弟はどこで生活していますか

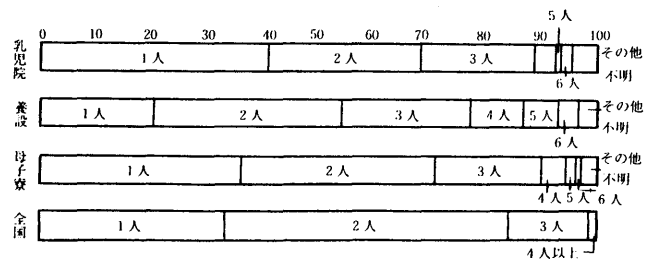
兄弟がいる場合、その兄弟たちが全員一しょに生活できるとは限らないところに、福祉措置の一つの問題点があるといえるであろう。乳児院では、「父母とともに」が最も多く27.7%，ついで「他施設入所」21.5%，「祖父母とともに」21.5%，「他方の父（母）と」20.9%となっている。「他施設入所」の比率が高いことは、今後に大きな課題を残している。なお、「その他」は、「病院入院」6名、「就労・自活」2名、「養子縁組」1名、「不明」1名である。

養護施設では、「同じ施設にいっしょに措置され

表Ⅱ—1—(1) 養護施設「その他」の内訳け

	回 答	大 都 市	周 辺 都 市	そ の 他	計
他の児童施設より措置変更	乳児院より措置変更	5	6	9	20
	他の養護施設より措置変更	1		1	2
	救護施設			2	2
	精薄施設		1		1
	母子寮		1		1
病院・福祉機関	他施設	1		1	2
	産院（産院に置き去りにされる）		1		1
	里親		4	1	5
社会機関	養育家庭		1		1
	会社の寮			1	1
	雇主の奥さん	1			1
内縁等	養継父の勤務先の社長		1		1
	父・母の内縁関係等の相手	2	1	1	4
	同情者とその係		1		1
その他	祖父の愛人、知人		1		1
	継母の連れ子	1			1
	本児1人				

図Ⅱ—1 兄弟の数



表Ⅱ—2 両親との同居の状況別児童数

	総 数	実 父 母 との同居	実 父 のみ との同居	実 母 のみ との同居	実 養 父 との同居	養 父 ・ 継 母 との同居	養 母 ・ 継 父 との同居	養 父 ・ 継 母 のみ との同居	養 母 ・ 継 父 のみ との同居	同居なし
里親委託児	3,407 (100.0%)	63 (1.8)	487 (14.3)	255 (7.5)	41 (1.2)	26 (0.8)	2 (0.1)	3 (0.1)	15 (0.4)	2,515 (73.8)
養護施設児	32,040 (100.0%)	1,550 (4.8)	11,590 (36.2)	3,260 (10.2)	760 (2.4)	490 (1.5)	80 (0.2)	150 (0.5)	100 (0.3)	14,060 (43.9)
乳児院児	3,168 (100.0%)	454 (14.3)	962 (30.4)	1,202 (37.9)	4 (0.1)	28 (0.9)	— (—)	6 (0.2)	2 (0.1)	510 (16.1)

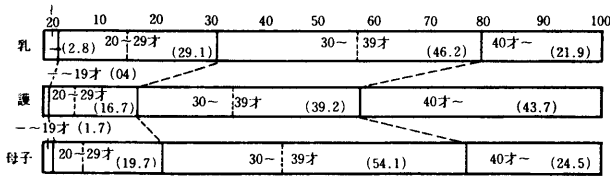
厚生省「養護児童等実態調査の概要」昭和58年3月1日

ている」場合が、41.1%で最も高い。「親族と共に」をあわせると50.9%であるので、兄弟のうち約半数は親族に育てられる。4割は同じ施設へ入所し、他施設その他にバラバラになる場合が28%である。

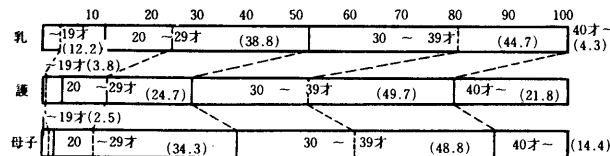
「その他」には、就労や自活10ケース、結婚した兄弟、里親委託各5ケース、病院、一時保護所、家出それぞれ1ケースが数えられる。養護施設の場合では、兄弟に15歳ないし18歳を越えた兄弟を多く含んでいることが想定される。「父母と共に」は約2割である。

母子寮の場合では、家庭的背景が反映して、同じく母子寮に入所している場合が、73%と圧倒的に多く、父親と共に兄弟が暮している場合は17.5%であった。「その他」では、「就労・自活」ケースが17ケースを占めている。

図Ⅱ-2 父親の年齢



図Ⅱ-3 母親の年齢



(図Ⅱ-1、2とも「不明」を除いた数を100とした比率)
□は、5才さきのみ年齢指す。

④ 実父母の年齢

養護施設や母子寮の場合「不明」が多いため正確な結論はだせないが、一応の傾向をみることはできるであろう。参考までに全国調査の結果を掲げた。

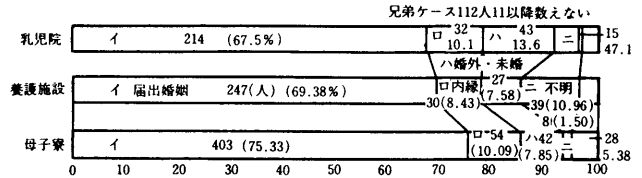
はじめに父親について、乳児院の場合、30歳代が多い。ただし、20歳代までの若年層も他の種別に比べると多い。この結果は全国調査に照しても妥当であろう。養護施設について、40歳以上の父親が多い、30歳代がすぐそれにつづいている。母子寮の場合は、30歳代が多い、18歳未満の父親が1.6%いる。20歳未満をとれば3.9%である。

母親のについては乳児院では、30歳未満が半数、30歳以上が半数である。養護施設では30歳代が半数を20歳代と40歳代がそれぞれ25%、20%を占める。母子寮でも30歳代が半数であるが20歳代も1/3を占めている。

⑤ 父母の婚姻形態

婚姻形態を「届出婚姻」「内縁」「婚外未婚」に分類してみると、「届出婚」は母子寮で75.3%、養護施設69.4%、乳児院67.8%と母子寮で若干高い。「内縁」は10%内外、「婚外・未婚等父不明」は、乳児院が13%と他に比して若干高い(図Ⅱ-3)。

図Ⅱ-4 婚姻形態



表Ⅱ-3 実父・実母の年齢別児童数

		総数	20歳未満	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60歳以上	不明	平均年齢
里親委託児	実父	3,407 (100.0%)	28 (0.8)	593 (17.4)	1,096 (32.2)	510 (15.0)	128 (3.8)	21 (0.6)	1,031 (30.3)	35.2歳
	実母	3,407 (100.0%)	172 (5.0)	1,330 (39.0)	1,229 (36.1)	327 (9.6)	17 (0.5)	— (—)	332 (9.7)	30.2歳
養護施設児	実父	32,040 (100.0%)	150 (0.5)	3,850 (12.0)	14,450 (45.1)	8,170 (25.5)	1,240 (3.9)	220 (0.7)	3,960 (12.4)	37.0歳
	実母	32,040 (100.0%)	300 (0.9)	9,990 (31.2)	14,340 (44.8)	4,380 (13.7)	280 (0.9)	— (—)	2,750 (8.6)	32.6歳
乳児院児	実父	3,168 (100.0%)	48 (1.5)	588 (18.6)	1,100 (34.7)	430 (13.6)	64 (2.0)	14 (0.4)	924 (29.2)	34.1歳
	実母	3,168 (100.0%)	306 (9.7)	1,230 (38.8)	1,290 (40.7)	206 (6.5)	— (—)	— (—)	136 (4.3)	29.1歳

注) 平均年齢は「不明」を除いて算出。(厚生省「全国調査」より)

「届出婚」の場合の、結婚に関する「両親の親」の同意については、不明が多く、結論を出すことはできない。

⑥ 当ケースが問題発生から入所に至るまでに、相談した人あるいはそれに関わった人がいましたか

表Ⅱ-4にみられるように、「相談する人がいた」とする回答は、母子寮が85.8%と最も高く、次いで養護施設67.1%、乳児院60.9%の順になっている。相談する人がいた場合、その相談先については、「父母・実家」が母子寮52.3%→乳児院45.6%→養護施設31.9%、「他の親せき」が、母子寮27.7%→養護施設26.4%→乳児院17.6%である。親族に対する相談の比率は母子寮→乳児院→養護施設の順で高い。親族以外での相談者の特徴では、乳児院の場合は「病院」が多く(29.5%)、養護施設では「学校」(30.1%)、母子寮では「友人・知人」(34.0%)それぞれ高い比率を示している。乳児院の場合には、母親の病気が措置理由になることが多いこと、養護施設では子どもの教育が、施設入所にあたり配慮されること、母子寮では、子どもが小さく、学校や病院といった差しあたりの相談先が存在しないことが、友人・知人を相談先に選んでいる理由であろうか。

先に言及したように、児童が入所する以前に「祖母」「祖父」「その他の親族」等と同居していた比率は、乳児院が最も高く、母子寮が低かった。このことと、「相談」の度合を考えあわせると、母子寮世帯の場合には、「どうしてもなくて親族に相談はしてみても、どうにもならず、母子寮に入所した」ということが大方の姿ではないであろうか。

なお、養護施設の場合、他の種別に比べて、「福祉事務所」「児童委員」「警察」「相談機関」等公的

表Ⅱ-5-1) 父親の分離体験

	計	無	有	記述なし
乳児院	317 100.0	146 46.1	36 11.3	135 42.6
養護施設	356 100.0	171 48.0	51 14.3	134 37.7
母子寮	535 100.0	248 46.4	59 11.0	228 42.6

機関に対する相談の機会が高い。貧困問題や児童問題等の生活問題の重層化とともに、頼るべき肉親も少ないという現実の反映であろうか。

⑦ 実父母の施設での生活体験

施設での生活体験を有しているものは、父親について、乳児院5/317=1.6%、養護施設7/356=2.0%、母子寮5/535=0.9%であった。母親については、乳児院15/317=4.73%、養護施設13/356=3.65%、母子寮36/535=6.7%であった。父親の場合で100人中1~2人といえればかなりの発生率と思われるのに対して、母親の場合は100人中3~7人であり、異常に高い結果となった。

これらの種別をあわせて全体として考えると出身施設は、父親については乳児院1名、養護施設6名、教護院4名、少年院4名、その他の施設1名であり、母親については、乳児院8名、養護施設18名、精薄児施設2名、教護院9名、その他の施設12名、少年院1名、婦人保護施設16名であった。

⑧ 父母の離別体験

イ) 父親について

表Ⅱ-4 相談する人はいたか

	いた	いなかった	不明	計
乳児院	193 60.9	41 12.9	83 26.2	317 100.0
養護施設	239 67.1	47 13.2	70 19.7	356 100.0
母子寮	459 85.8	39 7.3	37 6.9	535 100.0

表Ⅱ-5-2) 分離体験の年齢(MA)

	才 ~5	6~ 11才	12才 ~	記入 なし	計
乳児院	13 36.1	6 16.7	13 36.1	10 27.8	36 100.0
養護施設	15 29.4	9 17.7	16 31.4	11 21.6	51 100.0
母子寮	30 50.9	9 15.3	4 6.8	16 27.1	59 100.0

当該ケースの父母の体験において、親との離別体験があったかどうかを問うてみた。

過去の体験ということで「不明」のケースが多いが、少なくとも10%~15%の人々がそうした分離体験をもっていることがわかった。

こうした分離体験をした時期は表Ⅱ-5-(2)に示す通りである。乳幼児期における分離体験を無視することはできないであろう。

ロ) 母親について

少なくとも16~22%の母親が分離体験を有している(表Ⅱ-6-(1))。

母親の乳幼児期の分離体験については、父親の場合と同様の結果が示されている。

⑨ 実父母の学習(図Ⅱ-5)

イ) 父親について

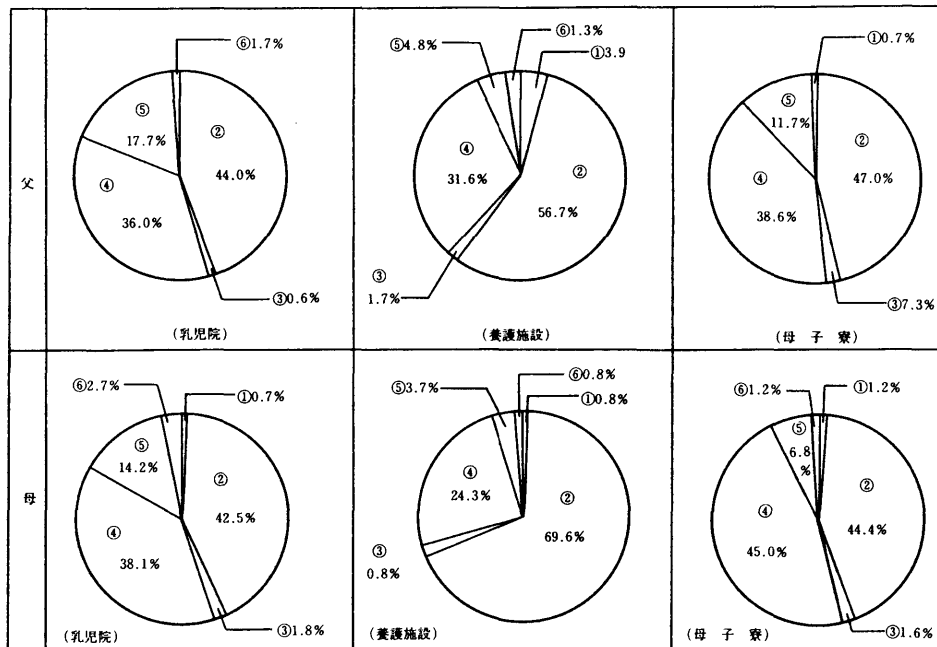
3種別全体を通して中学卒業が最も多く、次いで高校卒となっている。学歴の高さからみれば、乳児院→母子寮→養護施設となろう。

ロ) 母親について

全体としては中学卒業が多いが、種別間に大きなちがいがみられる。養護施設の場合は明らかに学歴が低い。次いで母子寮となり、乳児院で最も高い。このような傾向は、父親の場合と母親の場合で一致しているのが特徴である。

しかし、これらのことも相対的な現象であり中学卒業の学歴しかないものが多い事実を見落すことはできないであろう。

図Ⅱ-5 実父母の学歴



表Ⅱ-6-(1) 母親の分離体験

	計	無	有	記入なし
乳児院	317 100.0	173 54.6	61 19.2	83 26.2
養護施設	356 100.0	191 53.7	58 16.2	107 30.1
母子寮	535 100.0	358 66.9	122 22.8	55 10.3

表Ⅱ-6-(2) 分離体験の年齢(母)(MA)

	計	0~5才	6~11才	12才~	記入なし
乳児院	61 100.0	16 26.2	13 21.3	14 23.0	—
養護施設	58 100.0	23 39.7	7 12.1	14 24.1	14 24.1
母子寮	122 100.0	54 44.3	18 14.8	39 32.0	11 9.0

⑩ 両親の生育場所について

両親の生育場所と現在地との関係、すなわち移動の状況をみておきたい。

イ) 父親について

生育場所と現在地とが同じケースは、3種別を通して、31~38%、それに対し遠隔地である場合が16~20%である。「各地を転々」というケースも、乳児院2ケース、養護施設16ケース、母子寮11ケース存在している。養護施設と母子寮の場合ではあるが、大都市と小都市を比較してみて、小都市の場合どちらかという定住性が高いのに対し、大都市の場合は地方から都市への流入という傾向が若干現われているとみることもできる。生育場所と同じ場所ということは、ケースをとりまく社会関係の安定性に大きく影響するのではないであろうか。

ロ) 母親の場合

乳児院と母子寮の場合には、父親と比較して生育場所と現在地が同一の場所であるケースが多い。乳児院で50%、母子寮の場合で56%である。養護施設では38.5%と父親の場合とほぼ同様の傾向がみられる。各地を転々としているケースも、乳児院で7ケース、養護施設で16ケース、母子寮13ケースとなっている。大都市と小都市の比較では、たとえば「現在と同じ」は、乳児院の場合、大都市38.2%、「その他(小都市農村)」61.7%、養護施設で大都市25.6%、「その他」50.0、母子寮で大都市52%、「その他」66.7%という数字にみられるように、小都市での安定性を首肯してよいように思われる。

⑪ 両親の就労形態

両親の就労形態を「不明」を除いて再集計したのが、表Ⅱ-7である。父親については、乳児院の場合、常用労働者が他種別に比較して多く、母子寮では常用の被用者の占める比率が低下しているかわりに、「自営」及び「日雇」の比率が高くなっている。養護施設の場合はこの中間にあって拡散的である。

母親については、「その他」がとりわけ乳児院に多い。「その他」130ケース中117ケースは主婦である。主婦以外は、学生・内職・パートなどが含まれている。母親と父親を比較して気をつくことの一つは、母親の「無職」が父親の場合の2倍に達していることである。被用者の比率は乳児院と養護施設で

は低い母子寮では48.0%に達している。母子寮では日雇の率も高い。

乳児院の場合をみると、主婦と(おそらくは働く意志がありながら働けない、あるいは働く場のない)「無職」が全体の3/4を占めているのが特徴である。昭和58年の全国調査でも、乳児院の場合、「不就業」が74.1%を占めている。

養護施設も乳児院に近似的な傾向を示し、たとえば主婦が多いが(「その他」58ケース中52ケースは主婦である)、被用者は乳児院に比較して若干高くなっている(16.7%→30%)。

前2者と対照的な場合が母子寮で、母子寮の場合「その他」78ケースのうち、主婦は46ケースであり、あとはパートや内職等である。無職は18.0%と少なく、被用者が半数近くを占め、日雇とあわせると60%強になっている。母子寮世帯の特質をあらわしているとみてよいであろう。

表Ⅱ-7 両親の従業上の地位

		計	自 営	被用者	日 雇	無 職	その他
乳 児 院	父	207 100.0	20 9.7	148 71.5	14 6.8	21 10.1	4 1.9
	母	246 100.0	3 1.2	41 16.7	19 7.7	53 21.5	130 52.9
養 護 施 設	父	226 100.0	31 13.7	125 55.3	22 9.7	30 13.3	18 8.0
	母	194 100.0	12 6.2	58 29.9	14 7.2	52 26.8	58 29.9
母 子 寮	父	271 100.0	46 16.9	146 53.9	34 12.6	33 12.2	12 4.4
	母	490 100.0	22 4.5	235 48.0	67 13.7	88 18.0	78 15.9

⑫ 両親の職業について

職業については、産業と職業を明確にしなかった等調査段階での不備があり、充分に実態を把握するまでにはいたらなかった。一応の傾向を分析しておこう。

イ) 父親について

どの種別においても、建設業→運送業=製造業→商業=飲食店(これらの産業で、乳児院56.5%、養護施設69.2%、母子寮61.8%を占める)の順が多い。あとは巻末に掲載するような雑多な職業を含んでいる。昭和58年の全国調査では、半数近くが「単純労務」となっていることは参考になろう。

ロ) 母親について

飲食店、製造業、商業で半数以上を占めている。なかでも、乳児院、母子寮関係で飲食店が多くなっている。あとは種々の職業を含んでいることを巻末に掲載するところによって確認されたい。

⑬ 両親の職業の安定度

イ) 父親について

「安定している」は乳児院46.6%、養護施設25.4%、母子寮37.0%のみである。「ほぼ安定」をいれても、それぞれ70.9%、53.6%、56.1%にすぎない。7～9%の不就労もあり、大変に不安定な状況を見ることが出来る。

ロ) 母親について

前にもみたところであるが、就労できていない層が多いことが特徴であり、とりわけ乳児院にその傾向が強い。「安定している」は乳児院16.6%、養護施設16.8%、母子寮41.5%である。母子寮での安定度が高い。

⑭ 両親の主な収入源

両親の主な収入源として、とりわけ母親について、

表Ⅱ-8 両親の職業の安定度

		計	安 定	ほ ぼ 安 定	転 職 の くりかえし	就 労 し て い な い	そ の 他
乳 児 院	父	206 100.0	96 46.6	50 24.3	45 21.8	15 7.3	-
	母	163 100.0	27 16.6	19 11.7	44 26.9	73 44.8	-
養 護 施 設	父	209 100.0	53 25.4	59 28.2	74 35.4	20 7.6	3 1.4
	母	143 100.0	24 16.8	29 20.3	38 26.6	50 34.9	2 1.4
母 子 寮	父	262 100.0	97 37.0	50 19.1	85 32.4	23 8.8	7 2.7
	母	477 100.0	198 41.5	130 27.3	74 15.5	68 14.3	7 1.4

表Ⅱ-9 両親の収入源

		計	就 労 による	仕 送 り	生 活 保 護	年 金 公 的 扶 助	そ の 他
乳 児 院	父	191 100.0	172 90.0	3 1.6	14 7.3	2 1.1	-
	母	71 100.0	36 50.7	6 8.5	23 32.4	1 1.4	5 7.0
養 護 施 設	父	173 100.0	140 80.9	-	28 16.2	4 2.3	1 0.6
	母	106 100.0	51 48.2	3 2.8	44 41.5	3 2.8	5 4.7
母 子 寮	父	137 100.0	118 86.0	2 1.5	10 7.3	5 3.7	2 1.5
	母	736 100.0	344 46.7	27 3.7	194 26.4	149 20.2	22 3.0

「生活保護」等の公的扶助がかなり高い比率を占めていることは注意する必要がある。

⑮ 入所後の家族との関係

乳児院では46%の家庭に、養護施設では57%の家庭に働きかけをおこなっている。もちろん施設ごとの働きかけの度合はさまざまであろうが、全体の傾向としては上述の通りである。

(3) 入所後の家族との関係

① 施設と家族の連絡はとれているか

入所後の家族との関係で、はじめに家族との関係がとれているかを問うてみた。乳児院、養護施設とも70%以上の児童について、その家族との関係がとれていることがわかる。母子寮は母親自身が、いわば家族ごとの入所しているため、「母の出身地（としての家族との連絡になるが、「関係がとれている」比率は、他の2種別に比して57%と若干低くなっている。

② どういう方法で連絡がとれているか

「関係がとれる」児童と何かの連絡がとれている家族員数とその方法との関係について述べよう。「面会」による児童と親（族）の接触は、乳児院で最も頻度が高いことがわかる。養護施設は85.3%、母子寮で58.8%という数字は家庭と施設の関係のあり方を示す指標としてみると興味深い。そういう意味で、以下「外出・外泊」では、養護施設が30%代であり、電話での連絡も45%位確保されているということになる。それにしても養護施設において「外出」「外泊」「電話」「文通」の機会は50%を越えることがないことにも注目したい。こうした外部との連絡を徐々にでも形成していくことは今後の実践課題であろう。母子寮の場合の家族とのコミュニケーションは、他種別に比して、活発である。

どういう人と、どういう方法で、どれ位の割合で接触が保たれているかは表に示す通りである。各種方法による頻度も巻末の表を参照されたい。

③ 入所後の家庭の好転度と退所の見通し

入所後個々の家庭は好転したかの自己評価は以下の通りである。「よくなった」の比率であるが、乳児院30.8%、養護施設13.6%、母子寮40.8%となっ

ている。乳児院の場合は退所の見通しについても、62.8%のケースについて「見通しあり」とされており、乳児院の利用形態の一端を示している。それに対し養護施設の場合は、入所後の家庭の好転度にせよ、家庭復帰の見通しにせよ、かなり困難な状況にあることを示している。復帰の見通しについても乳児院の場合は「半年以内」が73.6%あるのに対し、養護施設の場合は40.7%、母子寮では15.8%である。

(4) 現在の児童の状況について

現在の施設入所児の心身の発達状況とそれへの種別毎の対応を対比したものが図Ⅲ—1である。①基本的な生活習慣であるが、乳児院においてはかなりの改善がはかられている。養護施設では、入所時の状況があまりよくないこともあり、「おとる」を「ふつう」にまで改善することはできても、もっと積極的な改善に困難を感じている。母子寮においてはやはり改善困難な問題をかかえているように思われる。

②「健康状態」についての「改善」はそれほど顕著ではない。乳児院の場合、入所児童の健康状態があまりよくないことが問われ、その改善のあとからみられることが特徴である。③運動機能について、これも乳児院での効果があらわれている。④学習、乳児院での効果が顕著である。養護施設では入所児

童の学力低下を補償するのが精一杯という姿がみられる。母子寮での学習効果はあまりあがっていない。

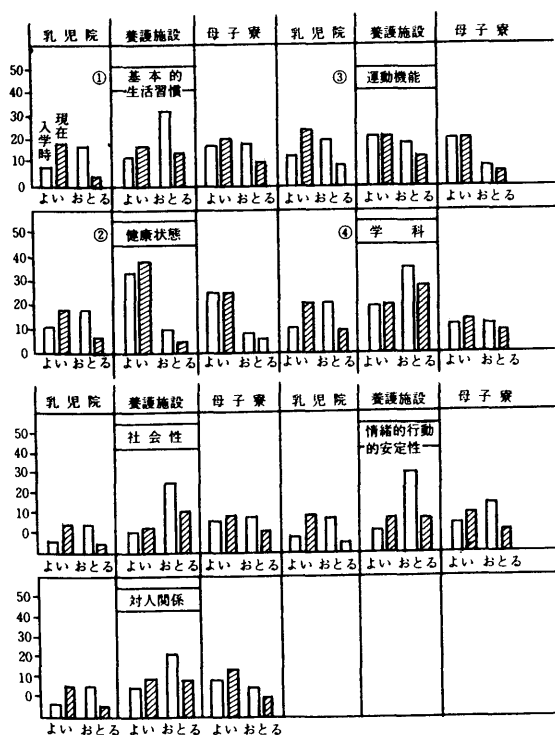
⑤社会性、各種別とも「学習」パターンに酷似している。⑥対人関係、乳児院での改善が顕著である。養護施設、母子寮でも乳児院ほどできないが、効果が生じている。

⑦情緒的、行動的安定、各種別を通じて効果は顕著である。

(5) ま と め

- ① 調査対象児は、乳児院328人、養護施設486人、母子寮759人であった。
- ② 施設分布では乳児院は大都市と「小都市・農村」（以下「小都市」という）にほぼ等分され、養護施設は小都市で最も多く、次いで周辺都市、大都市の順になっている。
- ③ 年齢に関しては、養護施設と母子寮で乳幼児の占める比率が目された。
- ④ 入所原因として、乳児院では、母親の疾病が「養育困難」をもたらす大きな原因になっている。
- ⑤ 母親の疾病では、「精神病、ノイローゼ」が大きな比重を占めている。
- ⑥ 「未婚の母」も増加している。
- ⑦ 養護施設の措置原因は「母親の家出」「離婚」が多い。
- ⑧ 母子寮への入所原因は、「家庭環境の不適」すなわち「夫の暴力」「離婚」などが多い。「未婚の母」も多い。
- ⑨ 乳児院→養護施設→母子寮という順で、医学的原因→社会的原因の割合が高まる。
- ⑩ とりわけ養護施設において、入所原因に「児童の問題」が主訴になっている場合がみられ、今回の調査では14.5%を占めた。
- ⑪ それらは「盗み」「長欠、不就学」「家出・外出」「登校拒否」などで、「学校不適応」の性格が強い。

図Ⅲ—1 児童の状況と対応状況



4) 若干の考察

転換期における児童問題とは、児童福祉体系の新たな構築を要請するような児童問題の性格を意味している。今回の調査から、どのような児童問題の性格が見えてきたか、一応の要約を試みよう。利用者

表Ⅳ 調査結果の概要

	乳 児 院	養 護 施 設	母 子 寮
入 所 原 因	(1) 母親の疾病が大きな比重を占めている。「未婚の母」も多い。	(1) 「母の家出」「両親の離婚」「母の家出」といった順が多い。「児童の問題」が入所理由となっている場合も14.5%みられた。	(1) 「離婚」「夫の暴力」「未婚の母」など、「家庭環境の不適」が主要因となっている。
入を 所と 時も 子に どし もて とい 生た 活人	(2) 「母親」も「父親」も100%には程遠く、それぞれ66%、50%であった。今回の調査からは、実父母と同居していた児童の割合は明らかではないが、昭和58年厚生省調査によればわずか14.3%にすぎない。また誰とも同居していず「病院」にいる児童が24ケースを数えた。「祖父母その他の親族」との同居は43%であった。	(2) 「父親」50.5%、「母親」34.8%、「祖父母その他の親族」41.0%であった。乳児院からの措置変更も多い。	(2) 当然のことながら「母親」との同居が多い。(91.8%)「父」との同居は18.8%のみであった。
兄 弟 数	(3) 兄弟の平均数は2.10人であった。1人っ子が40%、2人兄弟までで70%を占める。	(3) 兄弟の平均数は2.63人であった。2人兄弟までをとると54%であった。	(3) 兄弟の平均数は2.03人であった。2人兄弟までで70%を占める。
兄生 弟活 はして どい ころ でか	(4) 「父母とともに」が28%で最も多い。それ以外は「祖父母」や「他方の父(母)」である。施設入所は31.6%であり、そのうち「他施設入所」は21.5%であった。	(4) 「同一の施設」が41%と最も多い。次いで「他方の父(母)と共に」が24.7%であった。	(4) 「同一の施設」(母子寮)が72%を占める。
父 母 の 年 令	(5) 父親の年齢は30才台が多いが、20才台までの若年層も他種別と比べると多かった。(31%)、母親の半数が30才未満であった。	(5) 父親の年齢は40才以上が多い。母親では35才以上が多い。	(5) 父親の年齢は30才台が多い。母親では30才台が半数、20才台が1/3である。
婚 姻 形 態	(6) 「届出婚」は67.5%であった。「婚外・未婚」ケースは13%と他種別の2倍近くを占めた。「届出婚」のうち「父母とも同意」のもとに成立した婚姻は67%であった。	(6) 「届出婚」は69.4%であった。「父母とも同意」は54%であった。	(6) 「届出婚」は75.3%で最も多かった。「父母とも同意」は59.7%であった。
入相 所談 ま相 で手 の	(7) 「相談する人がいた」は60%であった。相談先は「父母・実家」(45.6%)、次いで「病院」が多かった。「相談機関」は7%と低い。	(7) 「相談する人がいた」は67%であった。「父母・実家」が相談先である場合は32%であった。「学校」が30%と多かった。「相談機関」は18%を占めた。 (次頁上欄へ)	(7) 「相談する人がいた」は85%であった。「父母・実家」が52%、「友人・知人」が37%、「相談機関」は17%であった。

転換期における児童福祉施設の役割に関する研究〈報告書〉

	乳 児 院	養 護 施 設	母 子 寮
入相 所談 ま相 で手 の		「児童福祉施設」「児童委員」 「警察」が相談先になってい る比率が、他の2種別に比し て高かった。	
父施 母設 体体 の験	(8) 父親については1.6%, 母 親については4.7%が施設で の生活体験を有していた。	(8) 父親については2.0%, 母 親については3.7%が施設で の体験を有していた。	(8) 父親については0.9%, 母 親については6.7%が施設で の生活体験を有していた。
父離 母体 の験 分	(9) 父の「分離体験有」は11.3 %, 母の場合は19.2%であっ た。6才未満での分離体験は 父36%, 母26%であった。	(9) 「分離体験有」は父14.3%, 母16%であった。6才未満で の分離体験は父29%, 母40% であった。	(9) 「分離体験有」は父11.0%, 母23%であった。6才未満で の分離体験は父50%, 母44% であった。
父 母の 学 歴	(10) 父については「中卒」44 %, 「高卒」36%である。母に ついては「中卒」42.5%, 「高 卒」38%である。(「大卒」14 %)	(10) 父については「中卒」57 %, 「高卒」32%である。母に ついては「中卒」70%, 「高 卒」24%である。	(10) 父については「中卒」47 %, 「高卒」39%である。母に ついては「中卒」44%, 「高 卒」45%である。
生 (父 母) 地	(11) 「現在と同じ都道府県」50%台, 「隣接県」15%前後, 「遠隔県」 父30%前後, 母25%前後であ る。各種別に共通している。「各 地を点々とした」は、養護施設 に多い。「同都道府県」は大 都市より地方都市等に多い。		
父上 母の 従地 業位	(12) 父については、「被雇用」が 他の2種別に比べて多い。母 親については、「主婦等」が多 い。(53%)	(12) 父については、「被雇用」は 55%しかなく, 「自営」「日雇 」「無職」拡散している。母親 については, 「主婦等」は乳児 院にくらべては減少している。 (30%)	(12) 父については, 「被雇用」は 54%しかなく, 「自営」「日雇 」が多い。母親については, 「労 働力化率」が最も高い。
父 母の 職 業	(13) 父親について, 「会社員」 21.7%→「建設業」15.0%→ 「運送業」→11.6%, 「商業」 10.1%→「飲食店」8.2%→ 「公務員」6.3%, 母親につ いて「飲食店」41.4%	(13) 父親について, 「建設業」 23.5%→「運送業」18.0%→ 「製造業」12.8%→「商業」 9.8%, 母親について, 「飲食 店」39%→「商業」9.9%→ 「製造業」8.7%	(13) 父親について, 「建設業」 20.3%→「会社員」16.0%→ 「商業」「飲食店」それぞれ11.1 %, 「製造業」10.5%, 母親に ついて, 「製造業」27.7%→「会 社員」14.6%, 「商業」13.8%, 「飲食店」13.1%
職定 業度 の安	(14) 父親: 「安定している」 46.6%, 「ほぼ安定している」 24.3%, 母親: 「安定」16.6 %, 「ほぼ安定」11.7%	(14) 父親: 「安定している」 25.4%, 「ほぼ安定している」 28.2%, 母親: 「安定」16.8 %, 「ほぼ安定」20.3%	(14) 父親: 「安定している」 37.0%, 「ほぼ安定している」 19.1%, 母親: 「安定」41.5 %, 「ほぼ安定」27.3%
収 入 源	(15) 「生活保護」 父7.3% 〃 母32.4% 「就労による」父90.0% 〃 母50.0%	(15) 「生活保護」 父16.2% 〃 母41.5% 「就労による」父80.9% 〃 母48.2%	(15) 「生活保護」 父7.3% 〃 母26.4% 「就労による」父86.0% 〃 母46.7%

	乳 児 院	養 護 施 設	母 子 寮
家族との連絡	(16) 「関係がとれない」+「とれるがとらない」=13.7% (「記述なし」を除いた数)	(16) 「関係がとれない」+「とれるがとらない」=23.7% (「記述なし」を除いた数)	(16) 「関係がとれない」+「とれるがとらない」=22.0% (「記述なし」を除いた数)
面会	(17)-1 108.7% 「父母」21.8%, 「父」27.8%, 「母」20.2%, 「祖父母」19.4%	(17)-1 85.3% 「父母」9.6%, 「父」31.9%, 「母」21.2%, 「祖父母」11.9%	(17)-1 58.8% 「父」4.8%, 「祖父母」22.6%
外出	(17)-2 3.6%	(17)-2 31.9%	(17)-2 52.1%
外泊	(17)-3 18.3%	(17)-3 32.8%	(17)-3 47.2%
電話	(17)-4 14.3%	(17)-4 44.9%	(17)-4 65.9%
文通	(17)-5 4.0%	(17)-5 18.1%	(17)-5 15.0%
好転度	(18) 「よくなった」30.8%	(18) 「よくなった」13.6%	(18) 「よくなった」40.8%
退所見通し	(19) 「あり」62.8% 「半年以内」73.6%	(19) 「あり」31.7% 「半年以内」40.7%	(19) 「あり」47.2% 「半年以内」15.8%
心身状況	(20)	(20)	(20)
生活習慣	1) かなりの改善あり	1) 「おとる」→「ふつう」 改善はなかなか困難	1) 改善困難は問題あり
健康	2) 改善あり	2) 若干の改善あり	2) ほとんど変化なし
運動能力	3) 改善あり	3) 「おとる」→「ふつう」 改善はなかなか困難	3) ほとんど変化なし
社会性	4) 改善あり	4) 「おとる」→「ふつう」 改善はなかなか困難	4) ほとんど変化なし
対人関係	5) 改善あり	5) 「おとる」→「ふつう」 改善はなかなか困難	5) ほとんど変化なし
情緒安定	6) 改善あり	6) 改善あり	6) 「おとる」→「ふつう」 ある程度の改善あり

庭の社会的背景が乳児院・養護施設・母子寮毎に異なっているので種別毎に要約してみたい。

まず、乳児院利用家庭について、昭和60年の全社協乳児協「全国乳児院収容状況実態調査」によれば、乳児院児の入院期間は（）内は昭和56年調査の数字）、1ヶ月未満21.5%（19.5）、3ヶ月未満累計36.6%（37.5%）、6ヶ月未満累計46.9%（48.7%）、1年未満累計59.6%（63.2%）となっている。一方1年以上長期化しているケースは40.4%（36.9%）である。こうして比較してみると、この4年間で、長期化が促進される一方で、1ヶ月未満のような短期化も一方では進行しており、問題の性格の二種分解が進んでいるといえよう。

一方「退院理由」であるが、「親元・親戚引き取り」は65.4%であり、昭和56年の67.2%より若干減少している。年齢別構成比でみると表Ⅲ-1にみられるように、年齢が低いほど家庭や親戚に引きとられる率は高く、逆に年齢の高いほど措置変更が多くなっている。在所期間と年齢とは必ずしも一致するわけではないが、在所期間が長期化すれば、里親や施設入所が高まっていくといってもよいであろう。いずれにせよ、ここでは、乳児院の場合、とりわけ低年齢児でかなりの多くの子どもたちが、親族に引きとられている事実注目しておきたい。

乳児院の両親の社会的背景の特徴は、(1)入所原因としての「医学的理由」と「未婚の母」である。「医学的理由」もその中に大きな二つのグループがあり、一つは精神病等の疾病であり、他の一つは次

子出産である。こういう範疇の異なる複雑かつ多様な原因が混在してそれぞれ特有の対応を求められているといえるようである。短期入所と長期入所への両極分解の原因もそこに結びつけて考えることができるし、それも全体として長期化の傾向を強めている。こういうところに「転換期」の特徴を見ることができよう。(2)年齢特徴は父母ともに若い層が多いということである。子どもの年齢からすれば当然であるが、30歳以上の年齢が母親でも半数に達することを重視すべきかも知れない。(3)先に「医学的理由」が多いと述べたが、そのことは「社会的理由」の重大さをいささかも減じるものではない。母親との同居は66%、父親とは50%のみであった。また祖父母や親族との同居がない世帯は57%にのぼっていることを考えると、やはり核家族がかなり多く、しかも単親家族を多く含むと考えるのが順当であろう。(4)家庭の経済的基盤は、職業やその安定度や生活保護受給状況をみるとかなり弱いとみるべきであろう。(5)「相談する人がいる」は60%であるが「不明」を除くと87.5%である。「父母・実家」も少なくない。「父母・実家」の存在を過少評価することはできないが、何らかの外圧（入所原因）が加わると容易に「養育不能」に陥ってしまうという基盤の弱さが根底にある。(6)学歴や「施設や家庭との連絡」の状況をみると、利用家庭の社会階層は、他の二種別に比べて若干高いと考えることができる。(7)父母の分離体験や施設での生活体験も、かなりの多くの父母が体験している。(8)かなりの児童が「半年以内」に退所見通し有と回答されている。

乳児院利用世帯の場合、家庭の養育機能という観点からみて、その基盤はかなり脆弱であり、何らかの外圧で養育不能に陥入る状態であることはすでに述べた。しかし、その家庭に再び復帰する子どもも少なくなく、そういうところに現在の乳児院処遇の最大の問題がありそうである。家庭復帰の後にも、再び養育不能にならないような対応が、児童の入所中の親の指導の時点から、追求される必要がある。退所後の家族へアプローチするネットワーク形成も今後の課題であろう。

第二に養護施設の場合はどうであろうか。乳児院と比較して、家族の崩壊が一層進行している。(1)入所原因は離婚や母親の家出が多い。「児童の問題」が入所原因になっている場合もある。(2)父母の年齢

表Ⅲ-1 退院時年齢別退院理由

退院理由 退院時 年齢	親元・ 親戚 引取	里親・ 養子 縁組	他施設 移管	死 亡	その他	計
1才未満	769 (89.1)	78 (9.0)	10 (1.2)	2 (0.2)	4 (0.5)	863 (100)
1才～2才 未満	930 (78.7)	117 (9.9)	130 (11.0)	4 (0.3)	1 (0.1)	1,182 (100)
2才～3才 未満	375 (38.5)	115 (11.8)	485 (49.7)	0	0	975 (100)
3才～4才 未満	64 (28.8)	18 (8.1)	139 (62.6)	1 (0.5)	0	222 (100)
4才以上	5 (13.9)	1 (2.8)	30 (83.3)	0	0	36 (100)
計	2,143 (65.4)	329 (10.0)	794 (24.2)	7 (0.2)	5 (0.2)	3,278 (100)

昭和60年「全国乳児院収容状況実態調査」(全乳協)より

は高い。(3) 親族関係も乳児院に比して一層稀薄である。「相談する人」も「学校」や「相談機関・福祉施設等」が多い。(4) 「父母の施設体験」や「分離体験」は、乳児院と比較して、父親の体験率が高い。しかし母親についても、多くが6歳以前の分離体験をもつなど、深刻な事態が示されている。(5) 学歴・職業等からみる社会階層は、とりわけ父親において低い。貧困化が進行しており、生活保護受給率も高い。(6) 施設と家庭の連絡では、乳児院に比して連絡のとれる率は低い。(7) 家庭状況の好転度も乳児院や母子寮に比して低い。退所見通しについても同様である。ただし「半年以内」退所見通しも40.7%に達していることに注意すべきであろう。(8) 養護効果は乳児院に比してかなり困難なことが明らかである。

第三に母子寮について、「夫の暴力」や「離婚」「未婚の母」等深刻な原因によって行き場を失った母子の処遇をめぐる問題である。若い母も多いが、「施設体験」や「分離体験」は他の二種別に比して一層深刻であることが推定できる。母子寮はその性格上母子の処遇にあたっているわけであるから、母親の職業上の安定度は、他の二種別に比して高い。ただ、改善の度合となると著しく困難であることが察知された。

全体を通じていえることは、何よりもまず、児童たちの家庭の不安定性である、いつの時代も同じだといえればそれまでであるが、そのいつの時代も同じであることがまさに問題であろう。児童の養育基盤

である家庭の問題を貧困の問題として認識することが大切である。

第二に、施設を一時的に利用するニーズが増大していることは、養育ニーズの発生予防の必要性をとりわけ意味しているように思われる。それは、養育基盤の弱いところに外圧が加わり、一時的な養育ニーズが発生するというパターンの危機にさらされている家族が少なからず存在することを示唆している。緊急一時保護的な機能を地域社会により一層充実するとともに、家族の養育機能調整のための地域的ネットワークを形成していくことが今後重要な課題となる。

第三に、貧困問題が単なる経済問題ではなく、幼少時における分離体験等を通じて深刻な精神的影響を親にも子にも与えていることである。よくいわれるような、物質的貧困に加えて精神的貧困があるというのではない。貧困が精神的な発達に障害をもたらすほどに侵透しているということである。今後の児童処遇にこのような貧困がもたらす精神的障害に対処する観点が望まれる理由がある。貧困の世代的継承を絶つ意味でも大切な課題である。

おわりに、以上のような課題に対応して、それは施設だけの課題であるのではないことはあらためていうまでもない。施設を重要な要素とする地域的ネットワークを、まず施設や専門機関が、相談活動を中心として、追求していくところからはじめていかなければならないであろう。

児童福祉施設の対応の状況

1 乳児院

1) 調査結果の概要(施設票)

(1) 処遇職員の現状

乳児院の直接処遇職員は法的に定められているのは看護婦であるが、実際には保母の方が多い。調査票回収施設110に、常勤職員が2,059名(97.9%)、非常勤職員が44名(2.1%)働いている

が、予想に反して非常勤職員の数が少ない。

表1-1で明らかなように、保母が76%で主流を占め、看護婦は20.7%に過ぎない。公・公営が看護婦43.1%と高い比率を示しているのに対し、私・私営は17.6%と低い。その分、保母の占める割合が逆転している。反面、非常勤職員44名のうち、私・私営の看護婦12名(27%)の占める割合が高いのも、非常勤でおこなっている実態が伺えてうなずける。

(表1-2)

私・私営では、指導員、ケースワーカーを少数ではあるが導入していて、必要に応じて柔軟な対応をしているといえる。

ている乳児院としては、児の保護、スペースの余裕のなさなどから、やむを得ないといえよう。提供している内容は、園庭と会議室が主であった。「その他」としては、運動場とホールなどが提供されていた。

(2) 地域との交流(施設の社会化)

①建物・設備の提供(表1-3)

建物・設備の提供をしているのは、110の乳児院のうち42施設(38.2%)であり、養護施設、母子寮に比べて低い。これは、2歳未満の乳児を入所させ

経営主体別にみると、公立公営の方が、私立私営よりも、提供しているパーセンテージはやや高い。

②専門機能の開放(表1-4)

専門機能を開放し、地域との交流をはかっている

表1-1 処遇職員数—常勤職員

上段 職員数
下段 %

	処遇職員数計	保母常勤	指導員常勤	看護婦常勤	寮母常勤	C・W常勤	その他常勤	常勤計
全体	2,103 100	1,598 76.0	5 0.2	435 20.7	0 0	3 0.1	18 0.9	2,059 97.9
公立・公営	220 100	122 55.4	0 0	95 43.2	0 0	0 0	1 0.5	218 99.1
公立・私営	238 100	177 74.4	0 0	51 21.4	0 0	0 0	9 3.8	237 99.6
私立・私営	1,645 100	1,299 79.0	5 0.3	289 17.6	0 0	3 0.2	8 0.4	1,604 97.5

表1-2 処遇職員数—非常勤職員

上段 職員数
下段 %

	処遇職員数計	保母非常勤	指導員非常勤	看護婦非常勤	寮母非常勤	C・W非常勤	その他非常勤	非常勤計
全体	2,103 100	29 1.4	0 0	12 0.6	0 0	0 0	3 0.1	44 2.1
公立・公営	220 100	1 0.5	0 0	0 0	0 0	0 0	1 0.5	2 0.9
公立・私営	238 100	1 0.4	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	1 0.4
私立・私営	1,645 100	27 1.7	0 0	12 0.7	0 0	0 0	2 0.1	41 2.5

表1-3 建物・設備の提供

上段 施設数
下段 %

施設数計	イ — している	内容(複数回答有 イを100%とする)				ロ していない
		1 会議室	2 園庭	3 体育館	4 その他	
全体 110	42 38.2	17 40.5	23 54.8	1 2.4	12 28.6	68 61.8
公立・公営 12	5 41.7	1 16.7	4 66.7	0 0	0 0	7 58.3
公立・私営 11	3 27.3	2 66.7	1 33.3	1 33.3	0 0	8 72.7
私立・私営 87	33 37.9	14 42.4	18 54.5	0 0	12 36.4	54 62.1

のは、70施設（63.6％）であぐ。その内容の主なものは、行事交流、相談活動、デイケアである。「その他」には、ボランティアスクールなどの実習・指導、講師派遣などが含まれている。経営主体別にみると、公立公営よりも、公立私営の方がパーセンテージは高いが、提供する内容にも差がみられる。すなわち、デイケアは私立私営に多く、相談活動、福祉講座は公立私営が目立っている。

児童養育面としては、回答は多岐にわたってはいが、表1-6のように整理した。ここでは、各施設3つずつ回答するようになっており、例えば健康管理に関することを3つあげるというように、カテゴリーの中のいくつかを指摘している場合もある。したがって、回答数が施設数をあらかわしているわけではないが、おおよその傾向をみることはできよう。「健康管理」（疾病予防、体力づくり、屋外保育、

③ボランティアの導入（表1-5）

ボランティアを導入しているのは93施設（84.5％）と、多くの施設で行なっている。

ボランティアとしては、行事のときなどに不定期なものももっとも多い（59.1％）。定期的なボランティアとしては月1～3回が多く（52.7％）、週1回以上はそれほど多くはない（28.0％）。

来院頻度が高い場合には、入所児への養育補助、介助が多くなり、低い場合には、衣類・オムツの補修、縫い物など養育に間接的な援助が主となるようである。

(3) 児童処遇上の力点

①児童養育面（表1-6）

表1-6 児童養育面

	回答の内容	回答数
A	健康管理	110
B	個別保育・担当制	61
C	具体的な保育目標	22
D	家庭的処遇	22
E	情緒の安定	20
F	職員の専門性・連携	12
G	安全管理	8
H	基本的人権を守る	7
I	家庭との結びつき	7
J	社会資源の活用	4
K	その他	3

表1-4 専門機能の開放

上段 施設数
下段 %

施設数計	イ している	内容 (複数回答有 イを100%とする)							ロ していない
		1 相談活動	2 福祉講座	3 図書	4 デイケア	5 サークル	6 行事交流	7 その他	
全体 110	63.6	28	4	1	26	1	39	16	40
公立・公営 12	41.7	2	0	0	0	0	2	1	7
公立・私営 11	63.6	5	4	0	1	0	4	4	4
私立・私営 87	65.5	21	0	1	25	1	33	11	30

表1-5 ボランティアの導入

上段 施設数
下段 %

施設数計	イ している	内容 (複数回答有 イを100%とする)							ロ していない			
		週一回以上人数	月一回から三回人数	二ヵ月に一回人数	年に一回から四回人数	不定期・行事時人数						
全体 110	84.5	26	122	49	572	8	39	24	648	55	3,614	16
公立・公営 12	75.0	2	5	3	36	2	12	1	6	5	1,079	3
公立・私営 11	72.7	2	23	6	74	1	2	2	38	5	298	3
私立・私営 87	87.4	22	94	40	462	5	25	21	604	45	2,237	10

衛生管理、栄養管理)はほとんどの施設で指摘しているが、年齢の低い児を対象としていることを考えれば当然といえよう。

第二に「個別保育・担当制」があげられているが、これは現在の乳児院における養育の基本をなすものであり、DやEとも関連している。

「健康管理」が身体面への配慮を、「個別保育・担当制」「家庭的処遇」「精緒の安定」は心理面への配慮をあらわしているといえよう。

Cは、健全な子に、言語発達の促進、基本的生活習慣の確立など「具体的な保育目標」があげられているが、どこに力点をおくかは各施設の考え方によるといえよう。

②家庭指導面(表1-7)

乳児院での家庭指導は面会を通してが基本であり、そのためにもまず「面会の促進」をはかることになる。面会をうながすために「手紙」を送ったり、「行事への参加のよびかけ」を行なうことも試みられている。より積極的に「面接・面談」「養育指導」も行なわれ、これらを通して「家庭状況の把握」を行なう。

表1-7 家庭指導面

	回答の内容	回答数
A	面会の促進	42
B	面接・面談	30
C	養育指導	25
D	手紙	20
E	外出・外泊の促進	18
F	家庭状況の把握	18
G	行事への参加のよびかけ	16
H	アフターケア	6
I	その他	8
J	何もしていない	4

③アフターケア(表1-8)

アフターケアについては、全回答数が105と少ないこと、またもっとも多い回答が「相談があれば応ずる」であり、「特にしていない」も13あり、乳児院では十分なアフターケアが行ないえていないことを示している。これは、心理指導員やケースワ

ーカーなどの専門職員がほとんど配置されていない現状ではやむをえないともいえよう。未婚、離婚、精神障害など問題をかかえた親が増加しつつあるように感じられるが、親への指導、アフターケアは今後いっそう重要になるともみられ、こうした面の充実が望まれる。

このような現状ではあるが、「家庭訪問」「手紙の送付」「定期的に連絡」など積極的に行なっているところもあり、注目される。

表1-8 アフターケア

	回答の内容	回答数
A	相談があれば応ずる	34
B	行事への招待	13
C	家庭訪問	13
D	手紙等の送付	12
E	定期的に連絡	7
F	施設への訪問	6
G	児相・保健所との連携	4
H	その他	3
I	特にしていない	13

④他機関との連携(表1-9)

表1-9 他機関との連携

	回答の内容	回答数
A	児童相談所	49
B	医療機関	30
C	保健所・保健婦	26
D	他の児童福祉施設	25
E	福祉事務所	15
F	地域社協	9
G	民生委員・民生委員協議会	8
H	保育園	4
I	実習校・ボランティア団体	4
J	消防署	3
K	家庭養護促進協会	3
L	報道機関	3
M	県	3
N	その他	6

児童相談所が多いのは当然である。「他の児童福祉施設」「福祉事務所」なども、児の処遇に直接かわるものといえよう。「医療機関」「保健所・保健婦」は、児の疾病、予防接種などで利用することの多いことを示している。

いずれにしろ、乳児院は広い範囲で諸機関と連携をもっていることがわかる。

⑤地域資源の活用・地域交流

回答の内容は、地域資源の活用（A）と、地域交流（B～F）に分けることができる。

Aで多いのは、公園、次いで児童館である。

地域交流では、行事を通しての交流（BとF）が多く、次いで養護施設との交流や老人ホームなどの訪問（C）である。

「地域へのサービス」としたのは、相談事業、デイケア、施設・設備の提供などである。

経営主体別にみると、公立公営よりも、私立私営の方が多彩な試みを行なっているようである。

表1-10 地域資源の活用・地域交流

	回答の内容	回答数
A	地域の諸施設・設備の利用	31
B	地域の行事に参加	27
C	他施設との交流・訪問	24
D	地域へのサービス	21
E	ボランティアの受け入れ	11
F	院行事に招待	11
G	その他	3

(4) 施設機能について

①グループホーム（表1-11）

無回答が多く（40.9%）、全体の傾向ははっきりしない。これは、現在の養育形態とのギャップがあるために回答しにくいことを反映しているように思われる。またすでに実施している場合、イとするかニとするか迷っている回答もみられる。設問が明確でないために、より家庭的な処遇をめざすグループホームをたんなる小グループでの保育とみなしている回答もみられる。

イとロをあわせると約20%が「とりいれたい」ということになるが、前述のように現在の乳児院での小グループ保育化と混同している回答も多い。

ハでは、小規模施設であるので必要性を感じない、乳児院には該当しないなどの回答があり、ニではやりたくても現状では困難とするものが多い。

経営主体別にみると、私立私営が積極的といえる。

②ファミリーシステム（表1-12）

ここでも無回答はやや多いが（30.0%）、グループホームよりも明確なイメージをもっているようであり、イ+ロの%も約30%である。

ハの理由としては、小規模施設であるためというのが多いが、乳児院ではたてわり養育の必要性を感じないという回答もある。

経営主体別にみると、私立私営が積極的であるといえる。

グループホームおよびファミリーシステムを通して、乳児院は小規模化に積極的であるようにはみえないが、施設自体の規模はともかく、施設の中での処遇においては小グループ化を旨としているところが増加してきている。

表1-11 グループホーム

上段 施設数
下段 %

	計		イ 積極的		ロ 条件が整えば		ハ 必要性無		ニ その他		N A	
	施設数	%	施設数	%	施設数	%	施設数	%	施設数	%	施設数	%
全 体	100	110	5.5	6	13.6	15	22.7	25	17.3	19	40.9	45
公立・公営	100	12	0	0	0	0	25.0	3	25.0	3	50.0	6
公立・私営	100	11	9.1	1	0	0	27.3	3	18.2	2	45.4	5
私立・私営	100	87	5.7	5	17.2	15	21.8	19	16.1	14	39.1	34

③緊急一時保護（表1-13）

乳児院ではすでに緊急性の高い児を受け入れており、イとロをあわせると約68%となり、逆にハ（必要性なし）は2施設にすぎない。

経営主体別にみると、私立私営が積極的である。

④デイケア（表1-14）

乳児院の業務ではない、受けいているが困難な問題も多いという意見もあるが、全体としては積極的である。

地域的にニーズにも差があると考えられ、施設の立地条件によって回答は異なると思われる。

経営主体別にみると、私立私営が積極的である。

⑤里親（表1-15）

里親については積極的であり、経営主体別にみてもあまり差はない。

里親の必要な理由としては、乳幼児は家庭で育つことが望ましいことにある。

一部の施設では短期里親制度もとりにいれている。

表1-12 ファミリーシステム

上段 施設数
下段 %

	計	イ 積 極 的	ロ 条件が整えば	ハ 必要性無	ニ そ の 他	N A
全 体	100 110	7.3 8	20.9 23	24.5 27	17.3 19	30.0 33
公 立 ・ 公 営	100 12	8.3 1	0 0	25.0 3	25.0 3	41.7 5
公 立 ・ 私 営	100 11	0 0	0 0	45.4 5	18.2 2	36.4 4
私 立 ・ 私 営	100 87	8.1 7	26.4 23	21.8 19	16.1 14	27.6 24

表1-13 緊急一時保護

上段 施設数
下段 %

	計	イ 積 極 的	ロ 条件が整えば	ハ 必要性無	ニ そ の 他	N A
全 体	100 110	56.4 62	11.8 13	1.8 2	11.8 13	18.2 20
公 立 ・ 公 営	100 12	8.3 1	0 0	8.3 1	16.7 2	66.7 8
公 立 ・ 私 営	100 11	27.3 3	9.1 1	0 0	45.4 5	18.2 2
私 立 ・ 私 営	100 87	60.9 53	13.9 12	1.1 1	6.9 6	17.2 15

表1-14 デイケア

上段 施設数
下段 %

	計	イ 積 極 的	ロ 条件が整えば	ハ 必要性無	ニ そ の 他	N A
全 体	100 110	20.0 22	26.4 29	9.1 10	22.7 25	21.8 24
公 立 ・ 公 営	100 12	0 0	16.7 2	16.7 2	33.3 4	33.3 4
公 立 ・ 私 営	100 11	9.1 1	18.2 2	9.1 1	36.4 4	27.2 3
私 立 ・ 私 営	100 87	24.1 21	28.7 25	8.0 7	19.6 17	19.6 17

⑥相談事業（表1-16）

積極的であり（イとロをあわせて約55%）、ハ（必要性なし）とする施設は少ない。すでに実施中のところも多く、乳児院の機能を発揮でき、地域との結びつきに役立つと考えられているが、とくに人的条件を整えることの必要性も指摘されている。

(5) スペースで改善したい点（表1-17）

乳児院の改善したいスペースとしては、やはり子どもに関する部分が多く、保育室(12)、小グループ保育室(11)、遊戯室(10)、屋外遊戯室(9)、食堂(9)、病児保育室(8)、浴室(5)などである。このように保育の基本的な部分での改善が求められているといえる。

次に、親に関する部分としては、面会室(17)が多く、親の面会增加しているのに設備が（人員も）不十分であることを示唆している。母子入院室・保護者宿泊施設(5)があげられているのは注目に値する。現在、これらの設備を有しているところは少ないが、今後、指導の必要な親が増加するであろうことを考えると、設置を望むところもでてくるだろう。

保育者に関する部分は少なく、保母室(2)、ナース

ルーム(2)、保母宿舎(1)である。

その他の室としては、調理・調乳室(7)収納スペース(7)、会議室(4)、応接室・理事長室(3)などの改善が望まれている。

また、老朽化のため、あるいは災害に備えて、改善・改築を望んでいるところもある。

2) 施設処遇の現状

(1) 制度・運営面

乳児院は、現在、全国で122施設あり、定員は約4,000名である。しかし、入所児数は、昭和40年代

表1-17 改善したいスペース

	回答の内容	回答数
A	子どもに関する部分	66
B	親に関する部分	22
C	保育者に関する部分	5
D	その他の室	25
E	改築	7

表1-15 里親

上段 施設数
下段 %

	計	イ 積 極 的	ロ 条件が整えば	ハ 必要性無	ニ その他	NA
全 体	100 110	38.2 42	19.1 21	3.6 4	14.6 16	24.5 27
公 立 ・ 公 営	100 12	41.7 5	8.3 1	0 0	16.7 2	33.3 4
公 立 ・ 私 営	100 11	45.4 5	0 0	9.1 1	27.3 3	18.2 2
私 立 ・ 私 営	100 87	36.8 32	23.0 20	3.4 3	12.7 11	24.1 21

表1-16 相談事業

上段 施設数
下段 %

	計	イ 積 極 的	ロ 条件が整えば	ハ 必要性無	ニ その他	NA
全 体	100 110	21.8 24	33.6 37	4.5 5	14.6 16	25.5 28
公 立 ・ 公 営	100 12	16.7 2	33.3 4	16.7 2	25.0 3	8.3 1
公 立 ・ 私 営	100 11	9.1 1	36.5 4	0 0	27.2 3	27.2 3
私 立 ・ 私 営	100 87	24.1 21	33.3 29	3.5 3	11.5 10	27.6 24

後半をピークに減少を続けており、現在の入所児は約3,000名にすぎず、充足率は75%程度である。定員と実員との格差、すなわち開差是正問題は乳児院運営上の大きな問題となっており、暫定定員となっている施設も多い。

入所児数の減少は、出生数の低下によるところが大きいと考えられるが、後に述べるように潜在化している要養護児は数多くいると思われ、また養護ニーズの質的な変化（多様化、複雑化）はしばしば指摘される。

しかし、乳児院には、ケースワーカーや心理指導員がほとんど配置されておらず、養護ニーズの質的变化に対応する上で1つの陸路となっている。

(2) 児童処遇の現状

要養護児をとりまく状況は大きく変化してきている。乳児院は、かつての遺棄児や結核家庭などによる長期収容を主とした状況から、家庭の養育機能を一時的に補完する利用施設的な色彩を強めてきている。親代替機能に加えて、親援助機能が求められているといえる。次に、要養護児をとりまく状況の変化と児童処遇の現状を概観しよう。

子どもと保育

乳児院在院児の発達については、かつてはホスピタリズムが大きな問題であった。これは、現在では、完全に解決したとはいえないまでも、著しく改善したといえる。とはいえ、乳幼児期が生涯発達の基礎をなすことを考えると、乳児院での生活についていっそうの充実をはかっていかなければならない。

現在の乳児院における保育の基本的な考えは、担当制をとることにある。集団生活の中であっても、子どもにとって特定の保育者を定めることによって保育者と子どもとの情緒的な結びつきを深め、アタッチメント（愛着）の形成をはかり、情緒の安定や発達の促進を目指す。

施設形態については、養護施設におけるようなグループホームを志向することは多くないが、より小グループでの保育を重視するようになってきている。小グループで、保育者を固定し、家庭的な生活体験を豊富にもたせ、いわば「生活のにおい」のするような保育の試みをはじめた施設もある。

乳児院在院児にみられる大きな特徴は、障害、疾

病をもつ、あるいは虚弱な児が多いことである。すなわち、障害・疾病については、脳性麻痺、精神発達遅滞、重症心身障害、ダウン症候群、水頭症、視聴覚障害、口唇裂・口蓋裂、先天性心疾患、栄養失調・発育障害、喘息、重度の湿疹、肝炎、被虐待児症候群などがあげられ、入所児の約10%を占めている。

これらの児に加えて、未熟出生児も多い（在院児の過半を占めている施設もある）。これらの児の保育にあたっては、医療・看護的な配慮が欠かせないし、機能訓練など専門的な指導も必要である。現在の乳児院では、障害乳児を受け入れる体制が十分に整っているとはいえない。

しかし、障害児施設では乳児はほとんど受け入れられておらず、そのために乳児院（とくに病院併設の）が、専門機関の指導を受けながら、障害乳児の受け入れに努力しているのが現状といえる。

家庭の状況

入所理由（措置理由）でもっとも多いのは母親の疾病（約20%）であるが、最近目立つのは次子出産（約9%）と母親の精神障害（約10%）である。このほか、（とくに若年の）未婚の母（約11%）、離婚（約8%）の増加と指摘される。さらに借金（サラ金）のからんでいる例も多く、受刑（覚醒剤関係が多い）、虐待などもしばしば経験する。

母親の疾病の場合、回復するまでの期間、一時的に乳児院に入所するケースが多い。次子出産は、大都市でのパーセンテージはもっと高く、東京では30%前後を占めている。在院期間は2週間程度であるが、このような短期間であっても、親族や地域の援助が得られないケースが増加しているのである。母親の精神障害では、とくに産後の精神障害（うつ病）が増加しているように思われる。これは多くの場合、家庭復帰が可能であるが、そのためには注意深い配慮が必要である。未婚の母や離婚による父子家庭、借金のからんだケースなどでは、面会をすすめて親子関係の形成・維持をはかり、さらには子どもの養育について、また生活の安定・自立に向けての援助や指導を要する。このように、現在の乳児院では、入所した乳児を養育する親代替機能に加えて、家庭復帰に向けての親援助機能がきわめて重要になってきている。もちろん、これは乳児院だけで行う

のではなく、児童相談所など関係諸機関との連携（ネットワーク）の中で実現していくものであるが、実際に子どもが入所している、親が面会にくる乳児院は重要な役割をはたしうるはずである。

しかし、現状では、ケースワーカーや心理指導員を配置している乳児院はほとんどでなく、親への指導・援助が十分になされているとはいえない。

3) 今後の養護ニーズおよび施設機能の見直し

(1) 今後の養護ニーズ

核家族化、少子化などともなって、家庭の養育機能は弱体化する傾向にあり、例えば母親が病気になるなどの危機的状況に陥ったとき、家庭内ではその危機をのりこえるのが、しばしば困難となっている。事実、出産、母親の病気、家族の入院、冠婚葬祭などにさいして、短時間、あるいは短期間、子どもをどこかに預けたり、預けたいと思う親は多い。また、育児不安をもっている親も多い。何らかの養育援助を求めている親は多いといえよう。

今回の調査において指摘された今後の養護ニーズの見直しは表1-18に示すとおりである。

表1-18 今後の養護ニーズの見直し

A	出生数減少により、入所児数も減少する
B	障害児・虚弱な児の増加
C	未婚の母・離婚の増加
D	養護ニーズは拡大する

乳児院に限れば、出生数の減少により、入所児数も減少することが予想されており、これはすでに共通の認識となっているといえよう。

量的な面からみれば、乳児院入所を必要とする養護ニーズは減少傾向にあるとみられる。しかし、入所児数の減少が、量的な動向をそのまま反映しているとは必ずしもいえないと思われる。もちろん、その可能性は否定できないが、ベビーホテルなど、望ましいとはいえない環境におかれた乳児がなお数多く存在していることは事実であるし、育児不安をもった親が多いことを考えると、いわば潜在している要養護児は決して少なくないといえよう。

他方、養護ニーズの質的な面では、多様化、複雑

化などの変化がみられることが指摘されている。すでに述べたように、子どもについては、障害児や虚弱な児の増加が予想されている。親についても、（とくに若年の）未婚の母、離婚（およびこれによる父子家庭）の増加や、母親の精神障害（とくに産後の精神障害）の増加も指摘されている。このように、親代替機能を主とした従来の乳児院では処遇困難な子どもや親の増加が予想され、これからの乳児院には、新たな施設機能が必要とされるといえよう。次に、今後の乳児院の施設機能の見直しについて述べよう。

表1-19 今後の施設機能

A	年令の幅をひろげた施設（乳幼児院）
B	対象児童の減少による問題
C	機能の見直し
D	国の施策
E	利用施設化、児童の立場に立っての柔軟な運営
F	PRの必要性
G	里親・グループホームの充実
H	親への指導・援助
I	具体的な保育法
J	障害児の受け入れ
K	障害児の受け入れは困難
L	職員の質的向上、研修
M	地域の乳児養育センター化
N	福祉センター
O	デイケア
P	デイケアは困難
Q	地域との交流

(2) 今後の乳児院の施設機能

今回の調査で、今後の施設機能として指摘されたことは多岐にわたっているが、表1-19のように整理した。以下に主な点について述べよう。

① 発達援助機能

今後、乳児院では、障害児や虚弱な児の増加が予想され、これらの児の発達をいかに保障していくかが求められよう。これらの児の保育にあたっては、医療・看護的な配慮が欠かせないし、障害児には機

能訓練など専門的な指導を必要とする。障害の種類に応じた障害児収容施設はあるが、障害をもった乳児はほとんど受け入れられない。さらに、乳児の段階においては、障害は発達的にも神経学的にも未分化であり、乳児期に精神薄弱児施設とか肢体不自由児施設といった単一型の専門施設に入所させることは好ましくないと考えられる（帆足英一・二木 武「乳児院における措置児の変遷と問題点」小児の精神と神経、第22巻、1982）。したがって、障害乳児は乳児院で療育せざるをえないし、療育できるようにすることが望ましい。現状では、障害児をすでにかかり受け入れられているにもかかわらず、医師、理学療法士、心理指導員などの専門スタッフがほとんど配置されていない。

そこで、帆足らは、「障害児乳児院」構想を提案している。病院併設のいくつかの乳児院が人的・物的な整備を行ない、その役割をはたすべきであろう。

もちろん、他の乳児院においても障害児や虚弱な児の入所はありうるので、病院・専門施設との連携や、研修を通してスタッフが理解を深めることは不可欠である。

養育の一貫性の保障

子どもの養育の一貫性を考えた場合、乳児院においては、担当制とともに、家庭との連携・および養護施設との連携が重要であろう。

乳児期は、特定の、少数の人との親密なかかわりを通して、その人との間にいわば愛情のきずな（アタッチメント）を形成することがもっとも重要な発達課題の1つであり、これがのちの人格形成の基礎ともなるのである。

このようなアタッチメントの形成を保障するために、乳児院では担当制をとり、担当保育者と子どもとの関係を深いものにしようとしている。もちろん、親がいる場合には、面会をすすめて、親子関係の維持・形成をはかっている。

このような配慮をしているにもかかわらず、家庭へ引き取られない、養護施設へ移る子どもについては、乳児院と養護施設との間の連携が十分になされているとはいえ、子どもはアタッチメントの対象との分離、環境の激変を経験することになる。養護施設が併設されている乳児院では、その養護施設に十分な準備を経て、移行する場合もあるが、一般的

ではない。

今後、乳児期から幼児期まで継続的に養護できる乳幼児院などもあっていいのではないかと考える。例えば、比較的短期間で家庭復帰可能と思われる子どもは乳幼児院へ、というように一人一人にとってもっとも望ましい処遇が可能になるように、従来の乳児院や養護施設の枠をこえた施設形態ができることが望まれる。

親援助機能

従来の乳児院では、入所した乳児の養育（親代替機能）が主な機能であったが、今後は、それに加えて、親への援助・指導を含めた親子ぐるみの援助機能をもつことが必要となろう。

増加が予想される（若年の）未婚の母や、離婚により父子家庭になった場合には、養育機能はきわめて低いことが多い。これらの例では、家庭引き取りが困難になりやすく、家庭引き取りを目ざすためには、家庭生活の安定に向けての、あるいは児の養育についての指導・援助が重要となる。

親が精神障害の場合には対応に困難を感ずることも少なくないが、専門医や地域の援助者（保健所の保健婦など）との連携が必要となる。

いずれにしても、子どもの養育についての指導は、ことばで説明するだけよりも、実際の子どもの行動や保育者の世話の仕方を見ながら行なう方が有効である。したがって、養育指導は子どもがいる乳児院に子どもを入所させている間に、親はいわば育児の実習を行ないうるのである。

親への指導は面会を通して行なうのが基本であり、また親子関係を形成・維持していく上でも面会は重要である。どの乳児院でも面会をすすめてはいるが、面会室や対応する職員など、人的・物的に十分とはいえ、整備が望まれる。

やはり、ケースワーカーや心理指導員の配置が望まれるし、カウンセリングなどの研修も必要といえよう。

子どもが家庭生活を経験したり、親子が互いに慣れるために、外出・外泊もすすめられるが、外泊の困難なケース（例えば、夜間の子どもの世話について自信がない、近隣に子どもがいることをかくしている）は、乳児院内に設けた母子宿泊室で親子の宿泊を経験させる施設もある。

このような室の設置を望んでいる施設もいくつかある。

親への援助のためには、乳児院の中だけでは不十分であり、地域の社会資源を有効に活用していくことが必要であり、他の医療・福祉機関との連携が望まれる。

④ 地域との交流

地域のニーズに応え、困難をかかえた家庭に適切に援助するためには、地域の援助システムがネットワークを形成し、それが円滑に機能するようにならなければならない。

従来の乳児院は閉鎖的、自己完結的で、比較的孤立しており、地域において十分には知られていなかった。しかし、最近では、一方で乳児院が入所児の減少から地域の養護ニーズに積極的に目を向けるよう

になり、また入所している児に種々の経験をつませるために地域との交流を行なうようになり、他方、地域の養護ニーズは多様化し、従来からの制度（例えば保育所）では対応しきれないところが見られるようになった。現在はまだ模索の段階ではあるが、乳児保育にもっとも経験のある乳児院が多様化した地域のニーズに積極的に答えるところがあるだろう。例えば、緊急一時保護の実施は困難ではない。相談活動（育児相談・電話相談）はすでにいくつかの施設で実施している。またデイケアを試みているところもある。さらに、保育所での対応の困難な祝祭日保育やナイトケアの実施も可能である。これらを広く実現するためには、制度上の配慮とともに、乳児院がいっそう地域との交流をはかり、地域に根づいたものになっていくことが必要であろう。

2 養護施設

1) 調査結果の概要（施設等）

(1) 処遇職員の現状

調査票回収施設数432に6,203人の直接処遇職員がいるが、その内訳をみると、保母が68.5%、指導員27.3%で大半を占めている（表2-1）。その他の職種に公・公営に看護婦が2.4%いて、私・私営にケースワーカーが0.1%配置されているのが特徴的である。

保母と指導員の割合をみると、公・私営に指導員（39.5%）が最も高く、公・公営が19.8%で低い。

私・私営がその中間で27.9%で各々10%前後の差が開いている。

非常勤職員の占める割合が少ない（2.9%）のは、交替制勤務のなかで、非常勤職員はなじみにくい実態の表われであろうか。（表2-2）

(2) 地域との交流（施設の社会化）

①建物、設備の提供

施設の社会化として建物、設備を開放している施設は、回答のあった432施設のうち、83.6%にあたる361施設が開放をしている。（表2-3）

特に園庭、運動場、講堂、ホール、食堂など遊び

表2-1 処遇職員数—常勤職員

	処遇職員数計	保母 常勤	指導員 常勤	看護婦 常勤	寮母 常勤	C・W 常勤	その他 常勤	職員数	
								上段	下段
全 体	6,203	4,250	1,696	29	2	7	41	6,025	97.1
公立・公営	741	555	147	18	2	0	2	724	97.7
公立・私営	215	118	85	3	0	0	6	212	98.6
私立・私営	5,247	3,577	1,464	8	0	7	33	5,089	97.0

や集会の場所としてであり、プール、保育室、野営場も目的の明らかになる地域開放設備であり、会議や集会等の会場としての提供と考えられる。

②専門機能の開放、その他

地域社会との交流は、各々の施設がもつ処遇理念が、その施設における児童の処遇の延長として提供していると考えられる。

〈交流指導〉 地域の子供会指導、スポーツ指導、ボーイスカウト、ガールスカウト

〈研修会等の開催〉 講演会の開催、学習会、里親

研修、ボランティア養成などである。

〈専門機能の提供〉 学童保育、幼児保育、単身老人給食サービス等、施設の設備を利用した地域開放活動は多種多様で、施設の設置別にみれば、専門機能の開放を「している」のは、公立私営が最も高く、92.3%である。私立私営は、「している」が、77.5%と低いものの「している」施設331のうち89.4%を占め、施設割合よりも高くなっている。

また、内容別の回答の合計をみると、全体で519（「している」施設の56.8%増）施設で、このうち、私立私営は296に対して、470施設となっている。

表2-2 処遇職員数—非常勤職員

上段 職員数
下段 %

	処遇職員数計	保母非常勤	指導員非常勤	看護婦非常勤	寮母非常勤	C・W非常勤	その他非常勤	非常勤計
全体	6,203	107	48	1	0	0	22	178
	100	1.7	0.8	0.01	0	0	0.4	2.9
公立・公営	741	12	4	0	0	0	1	17
	100	1.6	0.6	0	0	0	0.1	2.3
公立・私営	215	3	0	0	0	0	0	3
	100	1.4	0	0	0	0	0	1.4
私立・私営	5,247	92	44	0	0	0	21	158
	100	1.8	0.8	0	0	0	0.4	3.0

表2-3 建物・設備の提供

上段 施設数
下段 %

施設数計	イ している	内容（複数回答ありを100%とする）				ロ していない	
		1 会議室	2 園庭	3 体育館	4 その他		
全体	432	361	141	238	77	177	71
	83.6	39.1	65.9	21.3	49.0	16.4	
公立・公営	37	31	11	22	13	16	6
	83.8	35.5	71.0	41.9	51.6	16.2	
公立・私営	13	13	3	12	1	2	0
	100	23.1	92.3	7.7	15.4	0	
私立・私営	382	317	127	204	63	159	65
	83.0	40.1	64.4	19.9	50.2	17.0	

表2-4 専門機能の開放

上段 施設数
下段 %

施設数計	イ している	内容（複数回答ありを100%とする）							ロ していない	
		1 相談活動	2 福祉講座	3 図書	4 デイケア	5 サークル	6 行事交流	7 その他		
全体	432	331	53	23	26	13	46	305	53	101
	76.6	16.1	6.9	7.9	3.9	13.9	92.1	16.0	23.4	
公立・公営	37	23	2	1	3	0	1	20	5	14
	62.2	8.7	2.7	13.0	0	4.3	87.0	21.7	37.8	
公立・私営	13	12	2	0	0	1	3	10	1	1
	92.3	16.7	0	0	0	8.3	25.0	83.3	8.3	7.7
私立・私営	382	296	49	22	23	12	42	275	47	86
	77.5	16.6	7.4	7.8	4.1	14.2	92.9	15.8	22.5	

(58.8%増)つまり、「している」施設においては、複数の機能開放の実践がなされており、「していない」施設との格差が大きいといえる。また、複数回答施設の開放内容が興味深いが、一般的には行事交流が圧倒的に多い。

(3) ボランティアの導入

ボランティアを導入している施設は、全体の94.4%で、殆どの施設がボランティアの協力を得ている。

内容的には別表の通りで、定期ボランティアは、(a)週1回以上は①学習指導が最も多く40.5%で、②はおけいごとで、34.6%を占めている。内容は華道、茶道、音楽、習字、絵画、スポーツ、料理指導などである。③は労働奉仕で被服修繕、洗濯、掃除、施設の改善など継続的に必要としているボランティアである。(b)月1回～3回から2か月に1回と少なくなるにつれて、労働奉仕や、職員補助的なものが増えている。(d)の年に1回～4回は行事やセレモニー等、季節的に行う催しへのボランティアが多い。(表2-5)

養護施設におけるボランティアの導入は、単に施設の業務を補完されることだけでなく、地域住民への問題の社会化へと進んでゆくのであり、児童処遇上は、特に大学生ボランティアは、児童にとって近い将来をボランティアに対しパートナーとしての意味を見いだすことでもある。

(4) 児童の処遇上の力点をおいていること

(a)児童の養育面で、施設が力を入れている内容については以下の通りである。

①基本的生活

基本的生活習慣の確立 (156)

自治会運営 (18)
 整理整頓 (12)
 集団訓練 (2)

②精神面

精操教育(情緒の安定) (108)
 社会性の育成 (101)
 自立心、自主性の育成 (91)
 道德教育 (47)
 個別指導、個性を大切に (36)
 勤労意欲、忍耐力 (13)

③学習面、問題別

学習指導 (149)
 進路指導 (40)
 幼児保育 (10)
 問題行動の矯正、予防 (10)

④健康面

余暇指導 (44)
 体力作り、スポーツ (40)

⑤その他

地域の交流 (21)
 家庭復帰 (4)

(b)施設が運営上、養育面で力点をおいている点

家庭的雰囲気 (59)
 職員との信頼関係 (22)
 小集団性 (4)
 指導の一貫性 (5)
 管理的圧力をなくす (8)
 宗教精神に基づいた指導 (30)

表2-5 ボランティアの導入

上段 施設数・人数
 下段 %

施設数計	イ している	→ 内容 (複数回答有イを100%とする)										ロ していない		
		週一回以上 件数	月一回から三回 人数	二ヵ月に一回 件数	年一回から四回 人数	不定期・行事時 件数	人数							
全 体 432	94.4	418	157 38.5	1,817	208 51.0	2,708	67 16.4	795	180 44.1	8,507	280 68.6	19,980	4.6	20
公立・公営 37	91.9	34	11 32.4	122	13 38.2	134	3 8.8	13	12 35.3	310	18 52.9	727	8.1	3
公立・私営 13	92.3	12	5 41.7	42	7 58.3	62	0 0	0	1 8.3	130	8 66.7	715	8.7	1
私立・私営 382	94.8	352	141 39.0	1,653	188 51.9	2,568	64 17.7	782	167 46.1	8,368	254 70.2	18,538	4.2	16

- 人材の尊重 (30)
- 健康管理 (36)
- 栄養管理 (7)
- 保健衛生, 美化 (4)
- 保護者, 関連機関との連携 (5)
- 施設在年数を短く (2)

あると思われる。

(5) 家庭指導面で力点を置いていること

養護施設は、児童の養育に加えて、その背後にある家庭に対しての援助が必要である。

最近では、特に措置原因をみても、肉親をもつ児童が大半となっている。この理解の上で、施設を親との関係の中で、施設から親に直接行っている事項については、本来は児童相談所の機能として保護者の指導は理解されているが、児童との交流の中でファミリーケースワークは、推進されるのであって、日常的な面会の機会をとらえて、援助、調整が為されていることが回答から理解できる。

養護施設における児童の養育は、生活指導、躰が中心となる家庭教育的な内容に重視されていることが、回答から理解できる。

特に、基本的な生活指導、精神面への指導、援助に現されている内容は、回答数が多く、各々の施設の養育上の特色ともなっている。

また、教科学習指導、グループワークへの努力は、児童の問題に対しての積極的な指導がなされていることが示されている。

また、設置運営上、児童の養育上、注意を要する点は、児童の生活は24時間の毎日の生活が営まれる家庭の場であり、すなわち、家庭の代替的機能が施設養護の主要な一面であるが、その機能の本質は、形式的な代替的機能ではなく、家庭において本来的に充足されるべき精神的ニーズ、子供が親に期待する信頼関係に代わる人間関係の樹立に大きな意義が

(6) 施設機能について

①グループホーム

新たな養育システムとしてグループホームは、近年、全国的に試行されている例もあり、先進諸国の事例も多く紹介されており、養護施設関係者にとっては、興味深い回答である。

イ. 積極的に考える7.6%、ロ. 条件を整えば40.0%を加えれば、47.6%。約半数の回答の中で、現在実施されているグループホームを持つ施設を含

表2-6 グループホーム

上段 施設数
下段 %

	計	イ 積 極 的	ロ 条件が整えば	ハ 必要性無	ニ そ の 他	N A
全 体	432	33	173	85	72	69
公 立 ・ 公 営	37	1	9	12	13	2
公 立 ・ 私 営	13	0	3	3	2	5
私 立 ・ 私 営	382	32	161	70	57	62
	100	7.6	40.0	19.7	16.7	16.0
	100	2.7	24.3	32.5	35.1	5.4
	100	0	23.1	23.1	15.4	38.4
	100	8.4	42.2	18.3	14.9	16.2

表2-7 ファミリーシステム

上段 施設数
下段 %

	計	イ 積 極 的	ロ 条件が整えば	ハ 必要性無	ニ そ の 他	N A
全 体	432	69	143	70	80	70
公 立 ・ 公 営	37	3	10	10	9	5
公 立 ・ 私 営	13	1	4	3	3	2
私 立 ・ 私 営	382	65	129	57	68	63
	100	16.0	33.1	16.2	18.5	16.2
	100	8.1	27.0	27.0	24.4	13.5
	100	7.7	30.7	23.1	23.1	15.4
	100	17.0	33.8	14.9	17.8	16.5

めて、新しい養護機能として考えられていると思われる。

しかし、ハ. 19.7%は、必要無と回答されている点には、注目する必要がある、養護施設の定員規模から考えて、養育形態を小規模化し、家庭的な養育形態を取入れるだけが、新たな施設の機能ではなく、現在の集団的でグループダイナミックスを長所とした養育形態も積極的に今後も考えるべきである。との自由記述の中にあり、養護施設の特徴として、多様な養育形態が将来とも実践されて行くことがうかがえる。(表2-6)

また、ファミリーシステムについても、グループホームと同じく、養育形態の小規模化に加えて、親子関係を重視した観点から、イ. 積極的に16.0%に加えて、ロ. 条件が整えばの33.1%を加えて、約50%の回答が、その実現について考えている事がうかがえる。(表2-7)

緊急一時については、児童相談所の一時保護所を補完することとは別に、施設がその関係する地域社会のニーズとして必要性を感じているところである。この回答もイ、ロを加えて51.6%として高い。(表2-8)

デイケアについては、地域のニーズによって設置

されている施設の内容にもよるが、生活を中心とする施設としての機能からすれば、他の児童施設の保育所や乳児院の年齢の低い児童やより保護を必要とする乳幼児のため、施設の機能の拡大として考えられる。

また、学童保育についても、日中の利用で、児童館に併設されている例からしても、養護施設の養護プログラムライン上は、意識が低い。通勤寮については、養護児童のアフターケア問題が解決されていない現状では、必要性が叫ばれており、13.7% (イ. 積極的) 40.9% (ロ. 条件が整えば) を加えて54.6%が望んでいるところである。

里親制度については、家庭的処遇を施設処遇の一方の社会的養護の受け皿として、児童の多様なニーズに対応する上でも、積極的に施設が連携するプログラムとして考えている。東京都や神奈川県の子育て家庭センターを養護施設に併設させている実践や、大阪や神戸の促進協会や、民間団体が独自に児童相談所とタイアップしている例などから、機能合併することは、25.2% (イ. 積極的)、28.9% (ロ. 条件が整えば) を加えて54.1%と高く、相談事業についても、21.8% (イ. 積極的に)、38.2% (ロ. 条件が整えば) と60%の問題意識の高さを示している。

表2-8 緊急一時保護

上段 施設数
下段 %

	計	イ 積 極 的	ロ 条件が整えば	ハ 必要性無	ニ そ の 他	N A
全 体	100 432	24.1 104	27.5 119	13.7 59	15.7 68	19.0 82
公 立 ・ 公 営	100 37	16.2 6	18.9 7	29.7 11	24.3 9	10.8 4
公 立 ・ 私 営	100 13	23.1 3	30.7 4	23.1 3	15.4 2	7.7 1
私 立 ・ 私 営	100 382	24.9 95	28.3 108	11.8 45	14.9 57	20.1 77

表2-9 デイケア

上段 施設数
下段 %

	計	イ 積 極 的	ロ 条件が整えば	ハ 必要性無	ニ そ の 他	N A
全 体	100 432	7.4 32	24.0 104	24.3 105	18.1 78	26.2 113
公 立 ・ 公 営	100 37	5.4 2	13.5 5	48.7 18	16.2 6	16.2 6
公 立 ・ 私 営	100 13	7.7 1	23.1 3	30.7 4	15.4 2	23.1 3
私 立 ・ 私 営	100 382	7.6 29	25.2 96	21.7 83	18.3 70	27.2 104

機能拡大についての意識調査では、①～③のいずれも（ロ. 条件が整えば）が高くなっているが、(4) デイケア、⑧学童保育の2項目がロ. よりも（ハ. 必要性無）の方が高くなっている。

また、イ. 積極的に、ロ. 条件が整えば、に回答した合計は、1.⑦相談事業、2.⑤通勤寮、3.⑥里親制度、4.緊急一時保護所の順となっている。

設置されている状態は、公立公営、公立民営、私立私営の割でみると、ほとんどの項目で、私立私営の①、②の回答が公立よりも高くなっている。（表2-9、10、11）

地域行事との共催 (14)

- ② 施設機能の開放
 - 施設行事の開放（地域からの援助） (92)
 - 施設設備の開放 (82)
 - 児童福祉関係研究会の開催 (3)
 - 地域ボランティアの育成 (10)
 - 相談活動の充実 (3)
 - 後援会の組織化 (3)
 - 施設見学の受け入れ (3)
 - 園内保育の地域開放 (3)

(7) 地域資源の活用、地域交流

地域資源の活用については、地域事業への参加、交流に対する回答が多く示されている。また、施設機能の開放に対する意欲がみられる。以下、項目別に記載する。

① 行事への参加

- 地域行事への参加 (286)
（町内会、子供会、お祭り）
- 市行事 (9)
（マラソン大会、クリーン作戦）
- 社協行事への参加 (10)

③ 地域資源活用

- 公共施設の利用 (16)
- 自然の利用 (15)
- 文化、サークルへの参加 (20)
（料理教室、合唱隊）
- 近隣企業での職業実習 (4)
- 研究会、研修会への参加 (2)

④ 交流

- スポーツ交流 (56)
- ボーイスカウト、ガールスカウト (9)

表2-10 学童保育

上段 施設数
下段 %

	計	イ 積 極 的	ロ 条件が整えば	ハ 必要性無	ニ その他	NA
全 体	432	30	97	128	75	102
公立・公営	37	0	3	23	7	4
公立・私営	13	0	2	3	3	5
私立・私営	382	30	92	102	65	93
	100	6.9	22.5	29.6	17.4	23.6

表2-11 里 親

上段 施設数
下段 %

	計	イ 積 極 的	ロ 条件が整えば	ハ 必要性無	ニ その他	NA
全 体	432	109	125	53	55	90
公立・公営	37	13	11	5	5	3
公立・私営	13	3	2	4	1	3
私立・私営	382	93	112	44	49	84
	100	25.2	28.9	12.3	12.7	20.8

地域老人との宿泊交流 (1)

⑤ 住民として

奉仕活動 (41)

地域活動参加(町内, P T A, 等) (44)

2) 施設処遇の現状

(1) 要養護児童ケースの質的变化と高齢化

養護ニーズの多様化, 複雑化が言われているが, 養護問題については一般的状況として家庭養育機能の低下が進んでいると認識される。未婚の母と子の増加, 対応が困難な児童の増加等は, その現れであり社会的養護を必要とする児童の多数は父子家庭から生まれている。離婚, 妻の蒸発等生き別れによるものが一般的であり, 父親の就労に伴って社会生活上の能力はあっても, 養育能力に欠けるところから児童の社会的養育が必要となるのであろう。

要養護児童の家庭に関しては, 虐待, 放任等を含む多問題家族, 孤立した家族の増加していることがうかがえる。

また要養護児童は, 低年齢児が減少し, 高年齢児が増加している。これは両親の離婚, 非行, 登校拒否, 家庭内暴力など問題行動を起こすなど児童の質的变化がみられ, 問題行動の要因は, 親子関係の不調, 親の養育能力の欠損があげられ, 現在社会の養育問題は家族の弱体化が児童をして現れる。

第二次世界大戦後から昭和30年代の養護施設は言わば戦後処理時代で, 戦争孤児, 引揚孤児や貧困を理由とした措置ケースの処遇にあたった。この時代を終えた養護施設は一部転換など凶った施設もあったが, 新たな時代を迎えた昭和40年, 548施設から, 46年には520施設と28施設が廃止又は統合された。40年代後半に入り, 日本の経済の高度成長後, 新たな養護ニーズの増加から施設の新設, 里親の拡充などが進められ, 児童福祉法公布40周年を迎えた今日, 要養護児童を生み出す家庭的背景も変わり, 社会的経済状況の大きく変化した我国にあっては, 新たな虐待, 家庭内暴力, 登校拒否など複雑化した養護ケースが増加し, 昭和60年には538施設と数施設が新設され増加している。

(2) 問題行動児の増加

最近, 増加しつつある養護施設における養護処遇困難児童について「養護施設処遇困難児調査研究会」の調査報告からすると, 処遇困難児に多い特徴は, 生活史からみると「保護者からの放任, 虐待」である。

施設入所以前の原因としては第一位に「家庭の不安定」, 第二位「保護者と本児との関係」があげられ, 育成の基本が崩れ, 深く心が傷ついている児童が多い。

また発達状態についてみると, 安定している児童と異なる点は, 困難継続児は課題や問題の克服能力

表 2-12 年令別養護施設入所児童数

年 令	昭 和	55	56	57	58	59	60年
0才~2才		744 (2.4)	657 (2.1)	676 (2.2)	758 (2.4)	941 (2.9)	665 (2.2)
3才~5才		4,687 (15.2)	4,419 (14.3)	4,291 (13.7)	4,281 (13.6)	4,533 (14.4)	4,236 (13.8)
6才~8才		6,626 (21.5)	6,470 (20.9)	6,242 (19.9)	6,016 (19.1)	5,656 (17.9)	5,461 (17.8)
9才~11才		7,658 (24.9)	7,902 (25.6)	7,909 (25.3)	7,865 (24.9)	7,507 (23.8)	7,160 (23.3)
12才~14才		7,836 (25.5)	8,194 (26.5)	8,584 (27.4)	8,907 (28.2)	8,920 (28.3)	9,019 (29.3)
15才~17才		2,974 (9.7)	2,993 (9.7)	3,320 (10.6)	3,413 (10.8)	3,670 (11.6)	3,840 (12.5)
18才以上		262 (0.9)	286 (0.9)	293 (0.9)	326 (1.0)	348 (1.1)	336 (1.1)
合 計		30,787	30,921	31,315	31,566	31,575	30,717

が鈍く、挫折や不満をもちやすく、しかも建設的な転換もできず追いつめられ、我慢もしきれないことである。自他を生かし合うことも困難で孤立しやすく、こうした状況から逃避、反発、攻撃と発展してしまう。

また、人間関係や学業成績からみると、職員や教師との間に自主性がとれず、職員との問題に葛藤が目立つ。交友関係では孤独化が目立っている。学業成績は「下」が際立っている。この「下」は教師や職員から信頼も薄く、交友関係にも恵まれにくい。そして、ひとり挫折と失望と劣等感の中で傷ついた内圧感情を高めさせてゆくのであろう。

家族状況として、家族不明、保護者との連携処遇が不可能。家族があってもその家族は経済的、人間関係的、その他に問題が多く、親戚からも見離されていて、公的機関にすがり方法しかなく、孤立している。多問題家庭で余裕がなく、本児に対しても放任と拒否、一貫して悪い状況が続いている。

こうした処遇には、施設とその体制のみでは困難であり処遇のネットワークを児童相談所等の関係機関と組むなかで対応してゆく必要がある。

(3) 新たな社会的養護の導入

ファミリーグループホーム

近年、新たな社会的養護の形態としてファミリーグループホームが全国的に試行されつつあり、すでに東京都のように制度化された都道府県もある。周知のように欧米においてはすでに小規模の養育を目的とするグループホームの歴史は長く、大規模施設から小規模施設へと移行することが政策的に進められている。

我が国でもいくつかの養護施設が地域社会の中で、アフターケア寮、分園としての家庭寮、里親型の家庭養護寮としての実践が試みられてきたが、昭和61年度より東京都が公的制度として試行期間を経て、実施したのが始めである。

内容は、通常の家規模の児童と職員の集団が地域社会の住居において、隣人との関係の中で社会的養護を進めることを目的としている。

グループホームを分類すると、

1. 施設分国型グループホーム
2. 里親型グループホーム
3. 独立型ホームである。

グループホームの理念、目的についての東京都のファミリーグループホーム調査会の調査に対する解答

1. 家庭に近い形態の養護
2. 地域社会に密着した生活
3. 長期養護に対する一貫性
4. 社会適応を考えて

また、対象児童の選択については「家庭生活経験のない子ども」、「家庭復帰が不可能か長期入所が予想される児童」、「家庭復帰前のトレーニング」、「特定の人間関係の必要な幼児」、「治療児処遇のため」、「社会復帰のためのトレーニング」、「高年齢児のため」などである。

里親養育との連携

里親制度は、養育を目的とした養育里親と養子縁組を前提とした里親の二つの家庭養育が考えられ実践されているが、法が制定された当時は、孤児等親をもたない児童が多かったため里子に出される児童は養子縁組可能なケースが多く、里親の開拓については、養子縁組里親を中心にすすめられ、里親と言えば養子縁組里親と多くは考えられていた。

しかし、昭和30年代をピークに里親委託は全国的に減少した。このことは実親とのつながりのある児童で、養子縁組が不可能な社会的養護を必要とする児童が増加したことである。里親制度の見直しは、各県でもなされ、昭和40年代は、家庭崩壊による乳幼児の増加が要養護対象となり、あらたな社会的養育として里親制度を考えることになった。

従来は、児童相談所が里親の開拓、児童の委託を担っていたが、大阪、神戸の事例のように児童相談所と連携をした家庭養育促進協会や、神奈川、東京にみられる児童相談所と協力的に里親の開拓、里親への児童委託援助、養育指導を施設にセンターを置いて行う方式など、里親制度のあり方に新たな期待がかけられ、児童のコミュニティケアとしての里親が具体化した。

この期待のうち、特に施設と家庭を社会的養護の担い手として相互連携のもとに児童の人格形成の積極的援助を試みることで、要養護児童に対して選択権を用意することになり、施設入所による養育と地域の中での在宅ケアは、養護施設が地域住民との協力のもとに、施設養護の拡大と地域の人的パワーの

活用によって実現させることであり、このことは、多くの関係者が考えているように、養護施設が地域社会における児童の養育センターとしての機能を持ち、地域社会における児童の養育の指導的役割を担うことが位置づけられる一例ともなる。

③自立援助ホーム

本来、18才までを保障する児童福祉法において、高校進学できなかった児童に対して就職によって「自立」させ、自らの力で生活させてゆかなければならない。こうした児童に対して、18才まではインケアとして自立援助のために養護施設での措置延長など養護を継続したいものである。アフターケアと

して施設がフォローするとしても限度があり、前述した進路調査にもあるように中学卒業後、1年以内に30%以上が転職している状況をみれば、仕事や生活面では援助が必要であり、こうした児童の自立を促す専任職員の配置された自立援助ホームが必要であり、すでに東京都では昭和59年より自立援助ホーム事業として事務費の補助金を計上し、石川県では昭和60年より県の財政的負担を得て、施設が共同して実施している。

④養護施設児童の進路とアフターケアの課題

中学校卒業後の養護施設児童の進路状況は一般生徒の全日制高校進学率が90%を上回る状況下でいま

養護施設児童の進路調査（調査研究部）

実態主体全養協調査研究部

回答施設数509施設 回収率94.6%

61年3月中学を卒業した児童の進路とその後の状況※

61年3月1日現在養護施設に在籍した中学3年生= 3,117 名

	進路	全日制高校		c 職業 訓練校	d 各種学校	e 定時制 高校(就 職せず)	f 就職・定 時制高校	g 就 職	h そ の 他	i 計	その他措 置変更等 の内容
		a 公	b 私								
1 措 置 情 報	61年4月	767	197	145	53	22	30	47	48	(41.8%) 1,803	職業実習 養護学校
	うち中退・転職者数 (61年12月1日現在)	30	0	13	4	1	中退転職 (3)(5)	8	2		
2 家 庭 引 取	61年4月	153	87	57	24	14	38	230	23	(20.6%) 636	
	うち中退・転職者数 (61年12月1日現在)	15	14	14	4	1	中退転職 (12)(17)	62	3		
3 他 施 設 へ 措 置 変 更	61年4月	7	1	7	7		1	11	22	(1.8%) 56	
	うち中退・転職者数 (61年12月1日現在)	1					中退転職	8			
4 自 立	61年4月	3	5	3	3	1	376	721	10	(38.0%) 1,121	
	うち中退・転職者数 (61年12月1日現在)	1					中退転職 (57)(0.8)	803	6		
合 計	61年4月	(29.9%) 934	(8.7%) 270	(6.8%) 218	(2.9%) 92	(1.2%) 37	(14.6%) 455	(38.6%) 1,009	(8.5%) 108	(100.0%) 3,117	←61年3 月1日現 在在籍し た中学3 年生の数 (※と同 数)
	うち中退・転職者数 (61年12月1日現在)	47	23	37	8	3	中退転職 (58)(60)	281	10		

複数転職の場合も1人とみなす。

だ40%こ満たない。全養協が実施している「養護施設児童の進路調査」によれば、昭和62年の現在においても殆ど変更がない。「就職，定時制高校進学」が半数をしめているが，就職後には現在において退職者，転職（定時制高校の中退）率が約30%であることは，15才で就職することによる「自立」の困難さを物語っており，社会適応能力の不十分な状況は少なくとも児童福祉法で保障されている18才までの養護を必要とし，以後のアフターケア等援助の充実が養護施設の課題である。

3) 質的变化に対する今後の養護ニーズと施設機能等の見通しについて

養護施設入所ケースには，大きく二つの変化がみられる。回答の中にも多く記述されているが，一つには年齢構成の変化で，出生率が低下した昭和50年直後から，低年齢児の入所が減少し，かわって中学生を中心とした高年齢児の入所が増加してきていることである。問題行動をかかえる児童が増加し，その問題行動も登校拒否，家庭内暴力，家出，盗み，性的問題など多様化を示している。

こうした問題は大都市を中心に，都市化してゆく地方都市と同じくしていることが調査回答の中に示されており，高度成長後の我が国の社会経済状況，家庭問題を反映していることは，承知の通りである。

これらの変動の背景には，高齢化社会と，児童人口の減少との人口構造の変化と，女性の社会進出の増加，核家族と単身家庭の増加による家庭の構造的変化にも影響している。こうした状況の中で，家庭の機能は自ずと低下し，親子関係，夫婦間の役割機能にも影響を及ぼしてきている。

こうした社会情勢下で，養護施設は，家庭養育の理想を描きつつ，相互補完的で緊密な連携に依って，個々の児童のニーズに応じた養育内容を，その背後にある家庭の欠如している部分を正しく見直し養護を指針してゆかなければならない。

既存の養護施設が，その機能を越えて多様な対応を模索する姿は，本調査の各項に明らかであり，それは，多様化する児童のニーズに積極的に応じてゆこうとする姿勢でもある。これらの社会的養護の対応には，新たな福祉思想により，地域福祉，在宅福祉サービスについて考慮すべきであろう。

施設機能として，ファミリーシステム，緊急一時保護，里親制度，相談事業等にも含まれるが，単身家庭の増加と，その児童の養育上の困難性も考えれば，在宅サービスとして養護施設の負える役割は何か。家事援助，子供への生活援助，デイサービス，短期養育システム，養育相談も考えられる。また，地域社会の中での養護サービスとして養育里親，グループホーム制度の拡大も地域福祉システムとして機能化されるであろう。その結果，養護施設はますます多様化するケースに対応できる専門性が求められ家庭の補完的援助，児童への自立援助機能が求められることになるであろうと多く回答者が述べているところである。このことから短期養護，小規模集団養護もグループホーム制度，里親制度，地域社会との連携，アフターケアを含めた高齢児の積極的受入や，児童の健全育成をも含めた多様化した地域社会の資源としての児童養育センターの機能を各々の存在する地域のニーズに合わせて活動する施設が考えられ，それには施設の整備と職員の資質に加え行政の明確なる児童の養護に対する指標が必要である。

3 母子寮

1) 調査結果の概要（施設票）

(1) 処遇職員の現況

調査票回収施設256に全体で866名の常勤職員がおり，その職種別内訳は，寮母（母子指導員）が全体

の43.2%，指導員が37.5%，保母が11.4%とこの三つの職種が，常勤職員の大半を占めている

表3-1にみるように，保母の数については公・私に若干の差がみられるが，その他では特に大きな差や特徴は認められない。

この保母数の差については，寮内保育を実施して

いるか否かの差を表わしているともみることができ、職員数は、当然その施設の機能の特徴を表わすことになると考えられる。

非常勤職員については、表3-2に示されるように、母子寮においては、寮母（母子指導員）の数が多少目立っており、これは、東京都の母子寮について61年度より実施された非常勤母子指導員の加算配置の結果が、数字の上に表われたものであると考えられる。

指導員については、公・公営での数が他との比較で多少多いのが特徴であるが、同時に公・公営の母子寮の指導員数が、他との比較で若干少ない点と考え合せ判断をする必要があると考えられる。

全体として、公・公営に非常勤職員の数が目立っており、母子寮が他の児童施設と比較して非常勤職員数が多い点にも留意しなければならない。

(2) 地域との交流（施設の社会化）

①建物・設備の提供

過去3年間に何らかの形で建物・設備を地域に提供しているか、との問いに対して表3-3が示すように全体で63.4%が「している」と答えている。この数値は、他施設と比較すると多少低いものであるが、母子寮の母子の生活の場であるという点から、そのプライバシー保護と、施設の提供との両立の中で示された数値として考える時、必ずしも少ないと

表3-1 処遇職員数—常勤職員

上段 職員数
下段 %

	処遇職員数計	保母常勤	指導員常勤	看護婦常勤	寮母常勤	C・W常勤	その他常勤	常勤計
全体	866 100	99 11.4	325 37.5	2 0.2	374 43.2	4 0.5	9 1.0	813 93.9
公立・公営	342 100	26 7.6	114 33.3	0 0	159 46.5	2 0.6	7 2.0	308 90.1
公立・私営	117 100	11 9.4	52 44.4	0 0	47 40.2	0 0	1 0.9	111 94.9
私立・私営	407 100	62 15.2	159 39.1	2 0.5	168 41.3	2 0.5	1 0.3	394 96.8

表3-2 処遇職員数—非常勤職員

上段 職員数
下段 %

	処遇職員数計	保母非常勤	指導員非常勤	看護婦非常勤	寮母非常勤	C・W非常勤	その他非常勤	非常勤計
全体	866 100	3 0.4	24 2.8	1 0.1	21 2.4	0 0	4 0.5	53 6.1
公立・公営	342 100	2 0.6	22 6.4	0 0	6 1.8	0 0	4 1.2	34 9.9
公立・私営	117 100	1 0.9	1 0.9	0 0	4 3.4	0 0	0 0	6 5.1
私立・私営	407 100	0 0	1 0.3	1 0.3	11 2.7	0 0	0 0	13 3.2

表3-3 建物・設備の提供

上段 施設数
下段 %

施設数計	イ — している	内容（複数回答ありを100%とする）				ロ していない
		1 会議室	2 園庭	3 体育館	4 その他	
全体	257 63.4	163 32.5	53 50.0	81 3.1	5 51.0	83 34.6
公立・公営	133 58.7	78 32.1	25 44.9	35 1.3	1 48.7	38 40.6
公立・私営	29 65.5	19 21.1	4 47.4	9 0	0 68.4	13 34.5
私立・私営	95 69.5	66 36.4	24 56.1	37 6.1	4 48.5	32 26.3

は考えにくい面もある。

この点については、後に(5)で施設として改善したいスペースを問う中で示される。母子居室の現状と考え合わせ、母子寮の建物・設備の地域への提供を進める観点からも、建物・設備の老朽化を改善し、居室の個別化にどう取り組むべきかを考える視点をみつけ出すことが出来る点で重要である。

又提供している建物・設備の内容については会議室・園庭・体育館以外のその他の設備を提供しているとする回答数が全体で51.0%と目立つが、その中身は、31施設が集会室、16施設が学習室、8施設が保育室としており母子寮の設備面での最低基準とのからみから判断をしなければならないと考えられ、むしろ当然の結果であると考えられる。

②専門機能の開放

表3-4が示すように、全体で51.4%がなんらかの形でその専門機能を地域に開放していると回答している。

しかし、内容的にみてもその中身は「行事交流」ということでの開放が83.3%と圧倒的な数値を示しており、相談活動・図書サークル等の試みもみられるが、全体としては専門機能の開放は他の施設と比較して十分とはいえないところである。

これについては、母子寮の職員配置数及び、その

専門性の確保という問題に、幾つか課題を抱えていることを考えなければならないが施設間での取り組みの差とも考え合わせ、やはり今後の課題として残るものである。

③ボランティアの導入

母子寮では、他の施設と比較してもボランティアの導入は全体で55.6%と低い。

しかも内容的にみても、表3-5にみられるように不定期・行事的に導入を計るものが62.9%と多く、又定期的導入をみても月1回から3回、年に1回から4回の導入というものが30%代をしめ、週1回以上の導入は16%と低い数値に止っており導入回数の少ないことが分る。

定期的ボランティアの導入の中身については学習指導・書道・レクリエーション等に週1回以上の導入がみられ、月1回から3回になると学習指導・書道等の他に、茶道・華道・舞踊・音楽・器楽・カラオケ・手芸・洋裁・編物の指導への導入がはかられている。

これについては、母親を対象として導入がなされていると考えるのである。

ボランティアの導入が、母子寮においては、単に児童処遇上の観点からだけでなく、母親処遇上の観点からもなされていることに特徴が示されており注

表3-4 専門機能の開放

上段 施設数
下段 %

施設数計	イ している	→ 内容 (複数回答有りを100%とする)									ロ していない
		1 相談活動	2 福祉講座	3 図書	4 デイケア	5 サークル	6 行事交流	7 その他	8	9	
全体 257	51.4	132	28	6	17	3	16	110	26	120	
公立・公営 133	42.9	57	12	4	10	2	4	42	11	74	
公立・私営 29	51.7	15	0	0	1	0	2	13	2	14	
私立・私営 95	64.2	61	16	2	6	2	10	55	13	30	

表3-5 ボランティアの導入

上段 施設数・人数
下段 %

施設数計	イ している	→ 内容 (複数回答有りを100%とする)							ロ していない					
		週一回以上 件数	月一回から三回 人数	二ヵ月に一回 件数	年に一回から四回 人数	不定期・行事時 件数	行事時 人数							
全体 257	55.6	143	23	96	55	207	4	80	45	1,326	90	3,877	43.2	111
公立・公営 133	41.4	55	7	20	9	36	2	67	16	242	35	9,857	57.9	77
公立・私営 29	62.1	17	1	1	9	47	0	0	6	54	12	583	37.9	11
私立・私営 95	73.7	70	15	4	37	124	2	13	23	1,030	43	2,337	24.4	23

目したい。

又、不定期及び行事時の導入内容としては、学習指導・レクリエーション等児童を対象としたもの以外に、クリスマス会、もちつき・ハイキング・夏の行事・キャンプ等、母子ぐるみの取り組みへの導入がみられ、極めて特徴的である。

(3) 児童処遇上の力点

①児童養育面

母子寮における児童への養育あるいは、生活指導・援助が、児童本人に対して行われる場面よりも、むしろ母親への援助・指導を通しておこなわれているとする回答が多い事が特徴である。

内容を見ると第1に多くあげられるものは、母親への養育援助・指導であり、166施設が児童の健全育成に母親自身が責任をもち、児童の健康管理や基本的な生活習慣の確立に努力するよう援助・指導していることが示され、極めて特徴的である。

第2にもやはり母親への生活安定への援助・指導であり、89施設が、母親への就労援助・指導・金銭管理・経済観念の形成にむけた自立援助・指導に児童の養育面の必要から取り組んでいる。

児童に対する直接的な援助・指導については第3番目の数値として示され、74施設が、日常の学習指導や夏休み等長期の休みの間の学習指導・児童の健全育成にむけて援助・指導に力点を置く取り組みをしているのが分る。

母子寮では、この他に、母子の社会性や協調性を

表3-6 児童養育面

	回答の内容	回答数
A	母親への養育援助・指導	166
B	母親への生活安定への援助・指導	89
C	児童に対する直接的な援助・指導	74
D	母子の社会性・協調性を養う	48
E	母子関係の調整	27
F	母子の自立心や独立心・責任感を養う	24
G	地域との母子の交流	23
H	幼児の補助保育	22
I	母の会の活動	13
J	低学年児童の学童保育	12
K	病児通院代行・病児保育	11
L	その他	226

養うための援助・指導、母子関係の調整、地域との母子の交流・母の会活動等、母子が自立心や独立心、或いは、責任感といったものを養うための援助・指導、又、保育園への送迎を含む、幼児の補助保育や病児通院代行病児保育・低学年児童の学童保育に力点を置いており、母子寮の機能や専門性についての特徴が示されているものである。

②家庭指導面

母子寮における家庭指導面については、大きく2つの事柄に内容が分けられる。

その第1は、母子の祖父母・兄弟等親族との人間関係にむけられる援助・指導であり、実家訪問を含む親族との面接、話し合いを通じ精神的・物質的に援助・指導をすすめ、親族と母子の関係改善に努力している点である。

反面、NAや特にしていない等の回答も多く困難な課題となっている事も伺わせる。

第2は、児童の父親に関する事である。父親に直接はたらきかけ、児童の養育責任について援助・指導している。父親との交流については、幾つか困難課題もあり、施設によっては、面会させない等厳しく制限する処もあり一様ではないが、復縁や再婚の援助・指導、離婚の調停や協議への援助・指導等も注意深く実施されていることが分る。

表3-7 家庭指導面

	回答の内容	回答数
A	母子の祖父母・兄弟等親族との人間関係にむけられる援助・指導	85
a	精神的・物質的援助のすすめ・家庭訪問	(43)
b	祖父母と職員が話し合う	(13)
c	祖父母との関係改善	(4)
d	その他	(25)
B	児童の父親に関する事	39
a	父と父子関係について相談	(16)
b	父の面接について	(5)
c	父との交流はほとんどなし	(4)
d	その他	(14)
C	その他の(家庭指導)	56
a	復縁・再婚のすすめ	(12)
b	原則として父との交渉はもたないが本人の希望があれば家庭調整を行う	(7)
c	トラブル(離婚未成立も含)の援助・指導	(5)
d	その他	(32)
D	特にしていない	43
E	N・A	59

③アフターケア

アフターケアについては、生活や児童のしつけ、教育等に関する相談に応じるという内容が数値的には多い。

母子の就労・進学問題、或いは、母子の結婚問題、経済的問題等について、来寮させ、又は、電話や手紙において相談されている。

こうした相談への対応の他に、寮行事への招待、在寮者との交流、寮への出入り自由、児童の学習指導等、直接的ケアも実施されており、地域の関係諸機関、或いは母子協等とも連携した様々な努力がなされている。

表3-8 アフターケア

	回答の内容	回答数
A	相談（生活や児童のしつけ・教育・母子の就労）	131
B	寮との交流（行事への招待、寮への出入りの自由）	63
C	電話・手紙による交流	25
D	家庭訪問	19
E	地域の関係機関・母子協議会との連携	17
F	退寮者の集い	12
G	学童保育・幼児保育・病院領り	10
H	その他	31
I	なし・やってない	20
J	N・A	58

④他機関との連携

他機関との連携では、福祉事務所が回答数123と最も多く、学校・保育所99、児童相談所81と合わせてこの三機関との連携が強い事が示されている。このうち児童相談所については、児童の健全育成をめぐる処遇上の課題から様々な連携・協力がされていることの表われとして注目される。

次いで多いものは、母子の健康管理との関連で、保健所・医療機関となっており回答数は48である。

生活面では、母親の就労援助とのかかわりで職業安定所との連携、さらに地域子ども会、自治会、町内会等の住民組織との連携、又民生委員との連携が計られている。

その他、婦人相談所、母子相談員との協力、他の母子福祉関係団体との連携もみのがすことは出来ない。

その反面、母子寮間や社協との連携を回答する施設が少ないこと。又地域の児童館や学童クラブとも同様な傾向があることが示されており、考えさせられる。

表3-9 他機関との連携

	回答の内容	回答数
A	福祉事務所	123
B	学校・保育所	99
C	児童相談所	81
D	保健所・医療機関	48
E	職業安定所	44
F	民生委員	33
G	地域の住民組織（子供会・自治会）との連携	31
H	行政（福祉課・児童課・保護課など）との連携	30
I	母子福祉関係団体	25
J	裁判所	25
K	婦人相談所	22
L	母子・児童相談員	21
M	他・福祉施設	21
N	社協	19
O	他・母子寮	2
P	その他	56

⑤地域資源の活用・地域交流

（処遇の社会化）

地域資源の活用については、地域行事への参加、交流に回答の多くが示されている。

全般的に母子寮は、その機能の社会化やPRが不足していると指摘され、その改善が唱えられて来た。その中で施設の設備を開放したり行事交流等に止まらない。真の施設の社会化、処遇の社会化をめざした努力がなされて来た。しかし今回の調査結果からは、必ずしも母子寮が地域のコミュニティーセンター的機能を発揮しているとの数値は示されていない。この点については、母子寮の施設機能が新たな転換点にさしかかり、質的転換を計る過渡的段階を歩んでいることを示しているとも考えることも出来る。こうした中で示されるスポーツ交流・文化・サークル活動、奉仕活動への参加、地元企業との協力等の

幾つかの取り組みは、決してみのがせないものである。

表3-10 地域資源の活用・地域交流

	回答の内容	回答数
A	地域行事・活動の参加	153
B	公共施設の利用	40
C	施設行事の開放・地域からの援助	38
D	施設の開放	35
E	地元関係団体との交流	35
F	奉仕活動	14
G	官公庁・裁判所・家庭・保健所	11
H	スポーツ交流	11
I	文化・サークル活動	10
J	地元企業との協力	9
K	その他	63

(4) 施設機能について

母子寮では、この項で云うグループホーム、ファミリーシステム、通勤寮、里親といった機能についての回答は示されていない。

これは、本来これらの機能が母子寮になじみのないものとして考えられて来た表れである。

今日の母子寮機能を東京都の場合を例にとって参考までに列記してみると次のようなものになる。

1. 自立援助機能, 2. 教育援助(児童の健全育成)機能, 3. 住宅援助機能, 4. 保育援助機能, 5. 避難(緊急保護)機能, 6. アフターケア機能, 7. コミュニティーセンター的機能, このうち, 5. 6. 7. の諸機能が今日特に注目されてきているものである。

この諸機能については、昭和61年11月に東京の母子寮基本問題検討委員会が提出した「報告書」の中に示されているが、特にこの「報告書」が、母子寮は「屋根対策」が主な機能であった時期が終了し「処遇施設」として再構築されなければならないとした点は、特に注目される点である。

従ってこの項の回答の中で表3-6~9に示される内容についても、こうした点に留意してみる事が必要である。

③緊急一時保護について全体で69.3%がNAである事, ④デイケアについては83.7%, ⑦相談事業については74.3%, ⑧学童保育についても73.2%がN

表3-11 緊急一時保護

上段 施設数
下段 %

	計	積極的	口条件が整えば	ハ必要性無	ニその他	NA
全体	257	22	38	6	13	178
公立・公営	133	7	15	5	4	102
公立・私営	29	3	6	0	2	18
私立・私営	95	12	17	1	7	58
	100	8.6	14.8	2.3	5.1	69.3
	100	5.3	11.3	3.7	3.0	76.7
	100	10.3	20.7	0	6.9	62.1
	100	12.6	17.9	1.1	7.4	61.0

表3-12 デイケア

上段 施設数
下段 %

	計	積極的	口条件が整えば	ハ必要性無	ニその他	NA
全体	257	3	10	20	9	215
公立・公営	133	0	6	11	4	112
公立・私営	29	1	1	1	3	23
私立・私営	95	2	3	8	2	80
	100	1.2	3.9	7.8	3.5	83.7
	100	0	4.5	8.3	3.0	84.2
	100	3.4	3.4	3.4	10.3	79.3
	100	2.1	3.2	8.4	2.1	84.2

Aであるといった状況についてこの中身を考えることはこの調査結果からだけでは無理であるが、母子寮がこうした転換期にあって、すでに実施している回答不可能なものも含めて、本項の質問の意図が十分回答者に伝わっていないと思われるもの他に、母子寮の施設機能についての認識が極めて過渡的な状況にある為、回答者が、回答を留保した結果であると推測することが出来る。この点については(5)、(6)項の中でさらに考えてみることにするが、先の「報告書」は、「親と子の福祉を一体として保障するひとり親家庭福祉施策の一つとして母子寮は位置づけられている」と指摘しておりこの点を考える参考になると考えられる。

(5) 施設スペースの改善について

回答数の最も多い改善箇所は、母子の居室である。従来母子寮はその施設の老朽化、そして母子居室の狭さ、設備の状況の劣悪さ、さらにプライバシー確保の困難性等が指摘され改善の努力が続けられて来た。

台所・トイレの共同、浴室・洗濯場の共同といっ

た状況は、今日の市民生活を十分保障することをむしろ阻んでいると考えられ、早急な改善が望まれるが、こうした現状の改善がなかなか進まない事が、今回調査結果からもうかがわれる。

居室の2DK化、或いは多子世帯の為3DK化を求める回答数が71と多く、さらにトイレの各室設置36、浴室の各室設置・シャワー室の設置39、そして台所の各室設置14、洗濯場（洗濯機置場）各室設置12、と母子の物的空間的生活条件の改善を求める回答数が極めて多いのである。こうした状況は、母子の「個別化」が物的空間的に極めて立遅れていることを示しており、母子寮の地域への開放や、処遇の社会化、専門機能の開放といった施設の社会化を阻げる大きな要因となることが推測されるところである。

又、直接処遇の面からも、面会室、相談室、面接室等の設置を求めるものが合わせて33と多く、この事は逆に現状の母子寮では、母子寮の機能の中心となる相談機能が十分に確保されていない事を示しており、劣悪な設備状況の下で各施設が努力している事をうかがわせる。

表 3-13 相談事業

上段 施設数
下段 %

	計	イ 積 極 的	ロ 条件が整えば	ハ 必要性無	ニ その他	NA
全 体	257	31	16	12	7	191
	100	12.1	6.2	4.7	2.7	74.3
公 立 ・ 公 営	133	16	4	9	1	103
	100	12.0	3.0	6.8	0.8	77.4
公 立 ・ 私 営	29	2	3	0	2	22
	100	6.9	10.3	0	6.9	75.9
私 立 ・ 私 営	95	13	9	3	4	66
	100	13.7	9.5	3.6	4.2	69.5

表 3-14 学童保育

上段 施設数
下段 %

	計	イ 積 極 的	ロ 条件が整えば	ハ 必要性無	ニ その他	NA
全 体	257	22	23	16	8	188
	100	8.6	8.9	6.2	3.1	73.2
公 立 ・ 公 営	133	12	5	9	2	105
	100	9.0	3.8	6.8	1.5	78.9
公 立 ・ 私 営	29	1	4	1	2	21
	100	3.5	13.8	3.5	6.9	72.4
私 立 ・ 私 営	95	9	14	6	4	62
	100	9.5	14.7	6.3	4.2	65.3

さらに、集会室、遊戯室、学習室、保育室、運動場等、児童の処遇に直接かかわる物的空間的条件の拡張や増設、整備の必要性があげられており、いかに母子寮が、地域にその設備や専門機能の開放がしにくいかを逆にあぶり出している。母子寮が処遇施設として、地域に開かれた施設としての条件整備を唱える回答数が多いことは、こうみえてくと当然であると考えられる。

こうした中で、定員外緊急一時保護室の設置6、老朽化による全面改築を求める回答数が18に登っている事に注目しなければならない。

(6) 質的变化(複雑・多様化)に対応した今後の養護ニーズ及び施設の機能等の見通し

母子寮については、回答者の多くが児童本人の養護ニーズよりは、母子関係、父子関係等の人間関係

や、特に母親の抱える生活課題に注目し、この課題に質的な変化が生じていることを問題にしているところに第1の特徴が認められる。

表3-15 今後の養護ニーズとして指摘の多い項目

A	知恵遅れ
B	精神障害
C	人格的特性
D	若年性
E	アルコール・薬物依存
F	サラ金
G	複雑な親子関係
H	夫の暴力

※ A～C 母親の養育力に問題

D～H 生活問題が複雑に絡みあっている問題

表3-16 今後の施設機能として指摘の多い項目

A	<p>建物設備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・母子寮のプライバシーの尊重(母子室の改善) ・寮内保育の実施(保育室の設備)
B	<p>地域の専門機関との連携、地域資源の活用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・単身家庭福祉センター構想 ・児童福祉ゾーン構想 ・施設のPR及び啓蒙・福祉教育の必要
C	<p>機能の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・就労援助及び指導機能 ・保育(祝祭日・病児・夜間)機能 ・生活相談機能 ・緊急一時保護機能
D	<p>職員の質的向上、専門性を高める</p> <ul style="list-style-type: none"> ・カウンセラー、心理療法士の配置 ・研修、資格制度の必要性
E	<p>制度上の問題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・措置機関・措置権者のあり方 ・広域措置の制度化 ・小規模グループ母子寮の検討

母子寮が、児童の健全な育成について、母親の監護を前提とし、母子を共に保護し、生活住宅、教育、就労等様々な領域での課題を克服する場を提供し、これを援助・指導する中から児童の福祉を保障しようとする施設である以上、この第1の特徴は、他の施設とは異なるが、しごく当然な事であり、こうした意味から、養護施設や乳児院とは異った困難な課題を抱えることになることも容易に想像されるところである。

母子寮において指摘された今後の養護ニーズ・施設機能として指摘されたことは表3-15・16のとおりである。

こうした中で回答者は、入所母子の特に母親の養育力に注目しており、近年入所の増加が著しいとされる精神に障害を持つ母親とその児童について、児童が母親による十分な監護や養育の下に置かれず児童の福祉が阻害されかねない状況があると懸念している。

回答者は又、母親の若年性をとりあげ、これと合せて未婚の母親、未離婚の母親という、親子をめぐる複雑な人間関係を母子の生活上の課題、養育上の課題としてとりあげている。

従って回答者は、今後の養護ニーズについてこの課題に、サラ金・アルコール・薬物依存・夫の暴力といった生活問題が複雑に絡みあい児童の養育上の課題が極めて「複合的」で「緊急性」の高い困難なものにならざるを得ないと見通しており、それへの対応や取り組みには様々なものが示されてはいるが、母子寮の施設としての機能の改善や整備、特に職員の専門性の向上、地域の専門諸機関との連携、地域資源の活用等に注目して努力している。

内容的にみると、第1に建物・設備の改善をあげている。複雑で困難な課題を抱える母子のプライバシーの確保からは、居室の改善である。

寮内保育の実施と保育室の設置や整備により病児を含む乳幼児を保育し、学習室や集会室の整備を通して児童の養育援助・指導を実施しようとの考えがうかがえる。この点については、前項でみたので詳しくはふれないがこうした改善が、養護ニーズの質的な変化の中から求められていることに注目しなければならないのである。

この事に合せて、回答者の多くが、地域の専門諸機関との連携や、地域資源の活用に関及し「単親家

庭福祉センター」、 「児童福祉ゾーン」な構想の提案、施設のPRやネットワーキング、アフターケア機能の充実の必要性を強調していることも重要である。

第2に回答者の多くは、母子寮の就労援助、指導機能、保育（祝祭日・病児・夜間）機能、生活相談機能、緊急一時保護機能等に注目しており、これらの機能の充実、処遇の専門化が重要であると指摘している。

処遇に高い質や専門性が求められていることは、当然それを直接担う職員に高度な専門性が要求される。回答者の多くは、具体的にはカウンセラーや心理療法士をあげ、母子寮にこれらの職員の配置を提案しているがこの点については、夜間処遇に应付することの出来る職員の配置の問題ともからめて、今後の母子寮の職員の量・質の問題として注目される。

現在配置されている寮母（母子指導員）、或いは指導員が、本来母子の相談機能を直接担っていることから、これらの職員がこれらの技能を身に付け、資格を確得する方向性も十分考えられる。職員の専門性の確保に向けた研修制度や資格制度がこうした中から問題とされ、指摘される点も重要である。

その他にも回答者は、制度上の問題として措置機関・措置権者の在り方や、広域措置の制度化、小規模グループ母子寮制度化等の問題を提示している。これら制度上の問題については、多くの課題が含まれており、改善の見通しは必ずしも明るいとは云えないが、今後増々様々な角度から検討がなされると考えられ注目したいところである。

2) 母子寮の質的転換とその二つの契機

今回の調査結果は母子寮の現状とその施設機能の実態から以上のようなものであることを明らかにしている。こうした母子寮の実態についてその歴史的背景を考察し、母子寮に求められる質的転換がどのような筋道で実現されるかを次に考えていくことにする。

昭和40年代の高度経済成長終焉に、母子寮は戦後果たして来たその施設機能に大きな転換を求められる。

高度経済成長のひずみの中で発生した「新たな貧困問題」は、子殺し、子捨て、親子心中を多発させ、

それが大きな社会問題としてとり上げられていく中で、母子寮は、その戦後处理的機能を終らせ、「新たな貧困問題」により生じた児童の社会的養護とその二ドの質的变化、困難性にその実態を具体的に検証する余裕を持たぬまま、母子の福祉を一体のものとして保障する施設として児童の健全育成の新たなレベルでの課題に取り組むことになるのである。

昭和20～30年代における母子寮の利用者は、いわゆる戦争未亡人とその子ども達が大半を占め、世帯類型としては、戦争の犠牲者としての死別母子世帯であった。母子寮は、こうした死別母子世帯に対し、その生活課題、養育課題を洗い出し、援助・指導することを施設機能の中心に据えていたのである。

しかしながら、この時期を境として母子寮はその施設機能を大きく転換する必要が求められるのである。

即ち、今日いわれる処の利用者の「質的变化」に対応した施設機能の見直しという課題である。それまでの母子寮利用者の大半が死別世帯であったのに変わって、様々な複雑で困難な生活課題・養育課題を持つ生別世帯が利用者の90%を越えることとなったのである。

しかもその内容は、離婚を理由とする以外にも様々な理由によっている。

「新たな貧困問題」を把え、まだ正式な離婚に至らない世帯。あるいは、何らかの理由、例えば、アルコール依存、薬物依存、夫拘禁等によって夫と別居している世帯。さらに未婚の世帯といった具合にそれまでの母子寮利用者の世帯類型とは異なった、極めて複雑で困難な生活課題・養育課題を抱えた母子世帯が母子寮利用者の中心を占めるのである。

一般的に養護児童の家庭は、「両親の不和」、「母親・父親の家出」、「離婚」、「ギャンブル」、「アルコール依存」、「サラ金」問題等によって家庭破壊に至り、子どもの養育が困難になったと指摘され、さらに養護児童の親が、「低学歴」「不安定就労」

「低収入」「貧困」「人格破壊」といった具合に、親の生活力、養育力に問題を抱えており、養護児童は、極めて困難な状況に置かれていると指摘される。母子寮利用者は、こうした傾向にさらに「夫・父の暴力」、「女性の社会的差別 貧困」というものが加わり、児童の養育環境は、地域社会の相互援助や協働力の希薄化とあいまって、極めて危険

な状況になって来たと考えられるのである。

母子寮は、こうした母子世帯に対して母と子の福祉を一体のものとして保障する為、その施設機能を大きく転換しなけりばならなくなったのである。

それまで母子寮は、「処遇施設」でありながらも、その機能の中心は「屋根対策」的住居提供機能に置かれているとの指摘を受ける側面を持っていたのであるが、こうした母子寮の機能が問い直されることとなったのである。

しかしながら、こうした転換の契機を強く持ちながらも母子寮は、必ずしも十分、その施設機能を改善し、真に社会化を遂げる見通しを確固なものにしていない。

そこには、もう一つの「転換」への契機が働くのである。

昭和50年代に入り、日本経済はスタグフレーションにみまわれる。いわゆる「低経済成長」時代への突入である。こうした中で国はその福祉政策をにわかに見直しにかかるのである。税込減 財政難を理由とする「福祉優先」から「福祉抑制」への大きな政策転換が図られ、いわゆる「福祉見直し」が行政サイドから強く求められる事となる。

「受益者負担」論と、「高福祉高負担」、「日本型福祉社会」への転換が声高に求められ、「家庭の自助努力と自由選択の尊重」、「家庭・地域の相互扶養機能の高さ」、「高い教育水準」、「円滑な労使関係」という養護児童の家庭とは全く逆の状況規定に基づいて国は社会福祉政策の基本方針を転換していくのである。こうした国の動きは、当然今日の母子寮にも大きく影響し、一つの「転換」の契機として作用していくのである。

母子寮は、その施設機能を見直しこれを改善するについて、こうした全く正反対の転換に向けてその契機を極めて困難な状況で抱えることになったのである。

その第1は、高度経済成長がもたらした「新たな貧困問題」とそれによる母子寮利用者の質的な変化であり、第2は、国や自治体の財政難を理由とする社会福祉政策の大転換の契機である。

この契機を受け、母子寮が自ら転換を図る努力をしている中で、一部から「母子寮無用論」ともとれる論調が頭上する。

この指摘は、母子寮をあくまで「宿所提供」とい

う機能に一面化し、これを大枠では自治体の住宅対策の一環として捉え、地域福祉の拡充や「在宅福祉」の充実により「母子寮の歴史的使命は終焉する」とするものであり、一部に残る母子寮のそのような傾向を一般化し、母子寮利用者や母子世帯が抱えるニーズの質的な変化や困難性に注目しようとはしないものである。そこから、母子寮の転換をその機能や処遇の中身に深く入って再構築する視点は当然のこととして出はこない。

それは、「臨調・行革路線」とそこでの社会福祉制度改革を基調として、地域福祉 コミュニティ・ケアの理念型を「救貧」から「普遍主義」へ、あるいは「貨幣的ニーズ」から「非貨幣的ニーズ」への転換の現実的課題として重視する。こうした論調は、先の「日本型福祉社会」の構想に示されたように、養育児童の家庭に見られるような、高度経済成長によって生じた「新たな貧困問題」や「貧困の蓄積」の過程を見ようとはせず、公的責任体制としての措置制度を見直し、「自由選択の尊重」を口実として社会福祉施設を「利用施設化」＝「有料福祉」へと転換させていく方向に道を開くものと理解される。

従って、「新たな貧困問題」只中でその養育基盤を失い、極めて困難で危機的状況に置かれている養護児童を事実上無視し、これを放置するに等しい方向に施設を「転換」させようとするものとうけとられざるを得ない。

母子寮は、こうした利用者の実態を無視した一面的な論調を当然の事として批判し、非常な危機感の中で、真の社会化の課題に取り組む必要に迫られているのである。

3) 母子寮の現状と今後の課題

(1) 施設の社会化

昭和40年代から50年代にかけてのこうした母子寮の状況が、その施設機能を見直し、処遇の在り方を含めた施設の再構築への機運を強めていくきっかけとなったのは当然である。

こうした動きの中心的課題が、母子寮にとっての真の施設の社会化である。

母子寮が、今日指摘される処の「地域福祉」、「在宅福祉」の向上という問題に、施設としての専門的機能を提供し、地域の相互援助、扶助、あるいは、

協働や連帯、さらには教育力や養育力の衰退をくい止め、家庭の生活基盤を強化することを基礎に、母子世帯の生活課題を直接的・間接的に援助・指導しようというこの施設の社会化は、それ故、母子寮の施設としてのせまられる転換にとって、一つの「切り札」的存在になって来るのである。

それは一見、これまでの母子寮が施設として持つ「閉鎖性」や「隔離性」あるいは「自己完結性」をも克服し、母子寮とその利用者に向けられる「偏見・差別」をなくし、いわゆる「処遇の社会化」・「通常の社会化」・「問題の社会化」という課題を実現するという極めて積極的な姿勢も示されており、その意味からも、大きな期待と努力が傾注されるものであるということが出来る。

しかしながら、こうした施設の社会化に向けた期待や努力は、必ずしも十分進んではいないのが現状である。

今回の調査結果が示す通り、「施設の社会化」については、その建物・設備の提供において全体の63.4%、さらに「専門機能の開放」においては、51.4%と低く、なんらかの形で努力している様子を何かせながらも、内容的には、「行事交流」的なものにそれは止まっているのである。これは、他の児童福祉施設と較べても低い数値となっており、母子寮の施設の社会化という課題がどのようなものであるのかを我々に考えさせるのである。

一般的に、母子寮が他の施設と比較して極めて貧弱な、しかも老朽化した建物・設備しか持っていない事、又職員の数も専門性も低い事。さらに利用者の入所期が、平均して数年間という比較的短期間である事。こうした状況にあって利用者が極めて緊急で困難な生活課題を抱えている事、それ故利用者のプライバシーの保護は重要な処遇上の課題でもある事等が指摘され、こうした問題が、施設の社会化と矛盾すると考えられて来た。

母子寮利用者は、母子寮に入所するにあたって様々な地域社会、あるいは家族・親族を含む人間関係から疎外されている事実にも注目しなければならないが、地域での母子寮利用者に向けられる偏見・差別の根強さは、それだけでも一つの社会問題としてとりあげられる必要を感じさせるものでもある。こうした実情は、母子寮が施設の社会化を図り、今日指摘されるように施設機能を再構築に向けて転換

する時、その道筋が、必ずしも平坦なものではない事を感じさせるのに十分である。

こうした中で、多くの施設が「施設の社会化」に向けて第1に建物・設備の改善を上げている事は重要である。

多くの母子寮が今だに狭い居室しか提供出来ず、台所・トイレ・洗濯場・あるいは浴室を共同の使用に止めている。緊急で複雑・困難な生活課題を抱える母子のプライバシー保護は、こうした状況ではむしろ阻害されかねない危険を抱えているといわざるを得ない。

さらに、施設の集会室、遊戯室、学習室、保育室、運動場等、児童の直接処遇にかかわる設備、又面会室、相談室、面接室等母親への処遇に直接かかわる設備も極めて不十分な実情にあり、これは、母子寮の機能の中でも特に重要な、児童の養育・教育機能を支える物的・空間的基盤が脆弱であり、又その相談機能についても同様であることを示している。

本来母子寮は、住居提供機能、児童養育、教育機能、相談機能（生活相談・就労相談等）の三つの機能を柱に、今日的施設機能を造り上げて来たのであり、この主要な機能を支える建物・設備におけるこうした問題は、施設存在の根幹にかかわる問題であると云うことが出来るのである。

第2に、多くの施設は、「施設の社会化」にとって必要な要件として、専門化を上げている。即ち直接処遇にかかわる養護サービス、自立援助サービスの専門化である。

これらのサービスは、建物・設備の基盤の上に立って展開される母子寮職員の直接・間接の様々な活動であり、又処遇体系の合理的・科学的専門化の事である。従って当然、特に職員の高い質と専門性が要求されるのである。

現在母子寮に配置されている職員は、特に公立を中心に不十分な実情であり、数の上での未充足に加えてその質の問題が指摘されているところであり、職員がカウンセリングや心理療法等の技能を身につけ、資格を得る事や研修制度の体系化、又資格の制度化が強く求められて来ているのである。

こうした困難な現状にあって取り組まれている様々な施設の社会化に向けた努力は、それが困難な現状を抱えているだけに注目されなければならないだろう。

例えば、寮内保育機能の地域への開放（地域単親世帯の乳幼児保育）、生活相談、養育相談機能の開放（設備と合せて相談の受け付けや懇談会、講演会等の組織）、措置外の緊急一時保護（ショート・ステイ、デイ・ケア）、その他様々なPR活動等がそれであり、アフターケアを含めた、地域の母子福祉におけるコミュニティ・センター的役割の試みである。

（2）施設の機能と処遇のあり方

母子寮に入所している児童と処遇については今日指摘されるような、養護児童の困難な「問題行動」、例えば「登校拒否」、「家庭内暴力」、「家出」、「盗み」、「性的問題」等を抱えている児童が、比較的少ないという事がまず指摘しなければならない。

母子寮入所児童については児童処遇上の課題が、こうした「問題」よりは、むしろ「学業不振」、「進路問題」、「障害」、「発達遅れ」、「病弱」等の児童と母親の生活課題、養育課題に向けられ、児童と母親、そして職員の三者が、これらの課題に協働して取り組もうとする処にすぐれた特徴が示されているのである。

これについては、入所児童の年齢が低い事（未就学児童が多い傾向）もあるが、むしろ本来母子寮が、児童本人が抱える課題よりは、児童の家族と直接的には母親が抱える課題を理由として入所する施設である処から、児童処遇上の課題も、多くは、母親の生活課題に向けられる事となるのである。

ここに母子寮における児童処遇上の大きな特徴と困難な課題を指摘することが出来る。

母子寮が、母親の十分な監護を得られずにいる児童に対して、母と子の福祉を一体のものとして実現するという処遇上の理念を持つには、こうした実情からなのである。

従って、児童処遇上の力点は、児童本人もさることながら、むしろ母親への援助・指導を通じ、あるいは、母と子の人間関係への働きかけを通じて展開される課題に置かれており、調査結果が示す通り、処遇上第1に取り組まれている事は、「母親への養育援助・指導」である。児童の健全育成に母親自身が責任を持ち、児童の健康管理や基本的生活習慣の形成に母親自身が取り組む事を母子寮は援助・指導しているのである。

児童が両親の間でくりひろげられる人間の危機的

状況を体験し、母子寮に入所するという生活環境の大きな変化をうける中で、心理的に「外傷」を受け、情緒的に不安定となっている事に留意し、これを保護し健全な人間形成をたどる筋道の中で援助・指導する。

母子寮はこうした目標を、母親の生活安定への援助・指導を通じて、さらに就労援助、指導、金銭管理から家事能力の形成に向けた自立援助・指導を通じて、児童の養育と健全なる人間形成を実現する観点から、母子への処遇として実施しているのである。

こうした母子寮にあって、母親達が示す「なやみ」の中心は、なんといても「子どものこと」、つまり児童の養育上の不安である。

自らの「働き口のこと」=就労上の不安や「健康のこと」=健康上の不安を抱えながらも母親達は、子ども人間としての成長をなによりも期待しており願っていることが理解出来る。

母子寮は、こうした期待や願いに応え、それを母親と協働して実施する為に、児童への直接的な援助・指導も展開しているのである。

学習指導、クラブ活動、キャンプ活動、子ども会活動、集団遊び等、児童の生活上、学習上の課題について、個別的あるいは集団的に又は、日常的場面や夏休み等長期間の休みの場面を通じて取り組み、直接的な援助・指導を実施しており、その具体的形態は、食事の準備や掃除、入浴といった直接的介助。あるいは、病院や学校・保育所、さらに福祉事務所、職安、就労先への付添い。又は依頼を受けての金品の授受、支払、提出の代行といった具合に多岐にわたっている。

又、母子の親族の人間関係に向けられる援助・指導にも特色がある。家庭訪問を含む親族との面接・話し合い、母子・親族の相互訪問の円滑化への努力、

日常的交流に対する援助等、母子が親族と良好な関係を持てるように努力しているのである。

児童の父親についても同様であり、母子が拒絶する場合は除かれるが、父親に直接働きかけ、児童の養育責任が果たせるよう援助・指導し、さらに復縁や再婚への働きかけ、逆に離婚の調停や協議に至るまで注意深い配慮の下で処遇を実施しているのである。

こうした働きかけが、母子寮における児童処遇として実施されている事は、極めて特徴的・専門的なものであると云わなければならない。児童の養育を母親だけでなく父親や親族の責任性や能力の形成の課題と結びつけ、施設が、これと協働して実施していく。この母子寮における処遇の筋道は、従って当然地域でと生活者としての母子の全生活領域について開かれていなければならない、施設の社会化は母子の施設を一体のものとして保障するという母子寮の処遇体系と不可分に結びついて展開されなければならないことが明確となるのである。それは母子寮退所後の生活において、母子が抱えるさまざまな不安（入所中にこの不安を口にする母子は極めて多い）に対しても開かれていなければならない。福祉事務所、教育機関、児童相談所、医療機関、保健所、そして職業安定所等の諸機関、さらに地域子ども会、自治会、町内会等の住民組織との連携やネット・ワーク作りの努力もアフター・ケアの努力もそうした観点から追求されることが求められている。

この様に、母子寮における児童処遇は地域の様々な機関や商店や住民組織と不可分に結びつき、その連携の中で実施されており、施設機能や処遇の「社会化」が必ずしも十分図れていないと指摘される反面、地域との深いかわりの中で実施されていることに改めて注目していかなければならない。

4 考 察

てみる。

1)調査結果から

まずここでは調査の結果あらわれた全体的な傾向、すなわち三領域の施設間で差の顕著なものを概観し

(1) 地域との交流について

まず建物・設備の提供に関しては、乳児院の低さが顕著である。これはいわゆる乳児として保健的な

面を中心として保護をしなければならないことや、又建物の構造自体が乳児用であって、一般に広く公開、提供するようにできていないこともその要因として考えられよう。

次に専門機能の解放であるが、その内容は各施設によって差がみられる。例えば「行事交流」では、養護施設92.1%、母子寮83.3%、乳児院55.7%で、養護施設、母子寮は高率を示している。しかし一方、「相談活動」についてみると乳児院40.0%、母子寮21.2%、養護施設16.1%というように、乳児院の高さが顕著である。またデイケアについても乳児院が飛びぬけて高く、これらの結果から総合すると、専門機能の外部（地域）への解放は乳児院が積極的に押し進めているようである。このことは、乳児院自

表5-1 地域との交流

内容	施設	乳児院	養護施設	母子寮
建物・設備の提供		42 (38.2)	361 (83.6)	257 (63.4)
専門機能の開放		70 (63.6)	331 (76.6)	132 (51.4)
ボランティアの導入		93 (84.5)	418 (94.4)	142 (55.6)
合計(施設数)		110 (100.0)	432 (100.0)	257 (100.0)

表5-2 専門機能の開放の内容

内容	施設	児童院	養護施設	母子寮
相談活動		28 (40.0)	53 (16.1)	28 (21.2)
福祉講座		4 (5.7)	23 (6.9)	6 (4.6)
図書		1 (1.4)	26 (7.9)	17 (12.9)
デイケア		26 (37.1)	13 (3.9)	3 (2.3)
サークル		1 (1.4)	46 (13.9)	16 (12.1)
行事交流		39 (55.7)	305 (92.1)	110 (83.3)
その他		22 (31.4)	53 (16.0)	26 (19.7)
合計 (専門機能を開放している施設数)		70 (100.0)	331 (100.0)	132 (100.0)

注：複数回答有、専門機能を開放している施設数を100%とする。

体の機能の今後の在り方を示唆してもしるようである。

次にボランティアの導入に関しては、養護施設94.4%、乳児院84.5%に対して、母子寮の55.6%と低いのが顕著である。これは、母子寮における処遇の中心が子どもを含めた母親への援助であり、しかもこれまでの伝統的な処遇の在り方が宿所提供に中心をおき、母子関係（母子の一家族）の外部から深く立ち入ることは人権の侵害にもなりかねないというような懸念等がボランティアの導入に消極的になっているのではないと思われる。

(2) 児童処遇上の力点

まず児童養育面では、乳児院・養護施設では、子どもの健康管理、基本的生活習慣の確立・躾等にみられる家庭の養育機能の代替的側面に重点がおかれているのに比べて、母子寮では、母親が自分の子どもに対してそのような機能がはたすことができるように、母親そのものへの援助・指導に主眼がおかれている。ここに母子寮の特質があらわれているようである。家庭に対する指導では、乳児院においては面会の促進、養護施設では面会・外泊の促進や、親子間の調整を図るためのファミリーケースワークの重要性が指摘されている。一方母子寮では、母子とその親族（祖父母、兄弟姉妹等）との関係改善や児童の父親に対しても援助・指導することを必要に応じて試みている。

アフターケアに関しては、乳児院は全体的に消極的であり、またそのための専門職員の配置もされていないことも一要因であるとしている。

母子寮においては、退寮後も生活や、就労、また児童の教育・躾等に関する相談に応じている。他機関との連携については、いづれも措置にかかわる窓口となる児童相談所や福祉事務所が多いが、乳児院の医療、保健機関、母子寮の職業安定所等それぞれの特徴もあらわしている。最後の地域資源の活用については、各分野とも相互の行事の交流や参加等が主にみられるが、全体的にみると、養護施設が最も地域との関係に積極的に取り組んでおり、どちらかといえば、母子寮が施設と地域との関係の在り方という面でとらえると消極的なようである。

表5-3 処遇上の力点（特に重点をおいていると思われるもの）

乳 児 院	養 護 施 設	母 子 寮
<p>1. 児童養育面</p> <ul style="list-style-type: none"> ○健康管理（身体面） ○個別保育・担当制（心理面） 	<ul style="list-style-type: none"> ○生活指導，躰。 ○教科学習指導，グループワークの活用。 ○家庭代替機能をはたすものとして，精神的ニーズを充足させるため職員と児童の人間関係確立。 	<ul style="list-style-type: none"> ○母への援助，指導をとoshiteおこなわれる。 イ. 母の養育機能に対する援助，指導等。 子どもの健康管理，基本的な生活習慣の確立，躰等。 ロ. 母の生活安定への援助・指導。就労援助・指導金銭管理，金銭感覚の形成。 ハ. 児童への学習指導 ニ. 母の自立心，独立心，責任感を養うための援助指導。 幼児の通院代行，補助保育。
<p>2. 家庭指導面</p> <ul style="list-style-type: none"> ○面会の促進 	<ul style="list-style-type: none"> ○family case work の導入，必要性 ファミリーケースワーク ○面会，帰省外三泊の促進 	<ul style="list-style-type: none"> ○母子と親族（祖父母，兄弟，姉妹等）との関係改善への援助。 ○児童の父親への援助，指導（養育責任について等）
<p>3. アフターケア</p> <ul style="list-style-type: none"> ○全体的に回答が少ない。 ○どちらかといえば消極的「相談があれば応ずる」「特にしていない」 ○そのための専門職員（心理指導，ケースワーカー等が配置されていた） 	<ul style="list-style-type: none"> ○職場との連携 ○事後相談，指導 ○本人と定期的な連絡 	<ul style="list-style-type: none"> ○生活，児童の躰，教育等の相談に応ずる。
<p>4. 他機関との連携</p> <ul style="list-style-type: none"> ○機関等 イ. 児童相談所 ロ. 医療機関 ハ. 保健所，保健婦 ニ. その他児童福祉施設 	<ul style="list-style-type: none"> ○機関等 イ. 学校 ロ. 児童相談所 ハ. 福祉事務所 ニ. 警察 ○社協 	<ul style="list-style-type: none"> ○機関等 イ. 福祉事務所 ロ. 学校，保育所 ハ. 児童相談所 ニ. 保健所，医療機関 ホ. 職業安定所 ○母子寮間，社協，児童館学童クラブ等との連携がない。
<p>5. 地域資源の活用</p> <ul style="list-style-type: none"> ○地域資源の活用。公園 児童館 ○地域との交流。行事，地域へのサービス（相談事業，デイケア等） 	<ul style="list-style-type: none"> ○行事への参加。 ○施設機能の開放。 ○地域資源の活用。 ○地域との交流。 	<ul style="list-style-type: none"> ○地域の行事への参加交流 ○機能の社会化やPRは不足。 施設機能の留的変換が求められている。 （少しではあるが，スポーツ交流，サークル活動，奉仕活動等新しい試みもなされてきている）

(3) 施設機能について

まずグループホーム、ファミリーシステムについては、養護施設の方が乳児院よりもより積極的に考えている。すなわち形態の少人数化、小規模化、地域化に対しては養護施設の方が先行しているようである。

次に緊急一時保護については、乳児院が積極的にその導入を図ること（あるいは既に図っているものも含めて）を考えているのが顕著である。また母子寮は、母子寮への入寮の要件に本来的に「緊急性」を伴っていることが前提になっていることから、これに加えてあえて緊急一時保護の導入といってもなじまずこのような数字がでてきても当然のことと思われる。

デイケアに関しては、これも乳児院の積極さが顕著であり、先の相談活動、緊急一時保護の導入等とならんで、乳児院の今後の機能の一つを示しているものであろう。

里親に関しては、養護施設54.1%、乳児院57.3%と約半数強のものが積極的であるが、この数字は我国の里親に対する専門機関の姿勢を示すものとして興味のある数字である。

相談事業に関しては、先の専門機能の解放の相談活動の解放との関連でみると、乳児院、母子寮はそん

なに差はないが、養護施設においては、実際に相談活動を行っているが16.1%であったものが、相談事業を取り入れることを積極的に考えているということは60.0%にも達し、その関心の高さ、すなわち条件さえ整えば、地域のなかでの相談活動、事業の導入を図っていきたいと思っているのが顕著である。

最後に学童保育については、養護施設29.4%、母子寮16.9%と積極的に考えているとはいえないが、これは施設の側からすると、地域との交流、施設の社会化の面ではできればやりたいとしながらも、設備、職員の確保の問題が山積していて現実にはなかなか困難であるとの事実を示しているものであろう。

(4) 施設スペースの改善について

「施設のスペースについて改善したいと思われる点は何か」という問であった。乳児院では保育の基本的な部分である保育室等の子どもに関する部分が一番多かったが、一方で親への働きかけの部分として重要な点である面会室の不備が指摘されたり、母子入院室や保護者の宿泊室を望む声も出てきたりして、今後の乳児院の機能としての施設に対する援助の必要性が浮ばりにされてきている。また母子寮では、複雑で困難な課題をかかえている母子に対して、その処遇の効果を高めるためには欠くことのできない

表5-4 施設機能について

内容	施設		養護施設		母子寮	
	積極的	消極的	積極的	消極的	積極的	消極的
グループホーム	21 (19.1)	25 (22.7)	210 (47.6)	85 (19.7)		
ファミリーシステム	31 (28.2)	27 (24.5)	212 (49.1)	70 (16.2)		
緊急一時保護	75 (68.2)	2 (1.8)	223 (51.6)	59 (13.7)	60 (22.4)	6 (2.3)
デイケア	51 (46.4)	10 (9.1)	136 (31.4)	105 (24.3)	13 (5.1)	20 (7.8)
卒園生の通勤寮			236 (54.6)	79 (18.3)		
里親	63 (57.3)	4 (3.6)	234 (54.1)	53 (12.3)		
相談事業	61 (55.4)	5 (4.5)	259 (60.0)	49 (11.3)	47 (18.3)	12 (4.7)
学童保育			127 (29.4)	128 (29.6)	45 (17.5)	16 (6.2)
合計(施設数)	110		432		257	

注：(1)積極的は「積極的」+「条件が整えば」、消極的は「必要性無」
(2)空欄部分は「回答なし」

こととしての、プライバシーの確保を図るための母子の居室の改善がなんといっても一番である。

また、面会室、面接室・相談室の設置を希望するものの多さは、現段階における相談機能の遂行の不十分さをあらわしているともいえよう。

(5) 今後の養護ニーズ及び施設の機能の見通しについて

まず今後の養護ニーズについては、三領域とも、人口構造の変化、核家族化、女性の社会進出、離婚、未婚の母の増加等に伴う単親家庭の増加等の社会的状況を背景として、ますます複雑で困難な課題をかかえた家庭、親子、いわゆる対象の出現を予測している。乳児院における障害・虚弱乳児の増加、養護施設における年長児や、問題傾向児の増加、また母子寮における母親の精神的疾患の増加等々である。そしてこれらの複雑化、多様化していく今後の養護ニーズに対する施設の機能として、最も重要なこととして、当該の児童に対する養護の保障に加えて、児童の親、家庭への働きかけ、すなわちそれへの支援・補完といった援助がますます重要になってくるとしている。乳児院、養護施設では、児童の入所による養育の保障と同時に、親・家庭に村する養育機能の回復、補完への援助、母子寮においては、母親の情緒的安定を図るための居室の改善、就労の指導、援助等である。

またこの親、子への効果的な援助を行なうためには、職員の高い専門性とまたそのための研修が必須の条件であるともしている。

2) ま と め

本報告書の最初で述べられているような今日の社会状況、一言で云うなら転換期にあたる社会的状況の中で要養護児童の健全な養育のために各種児童福祉施設はどのような役割・機能をはたすべきか。今回は乳児院、養護施設、母子寮の調査をとおして考えることを試みた。

結果の概要についてはこれまでにみたとおりであるが、いま少し補足すると、乳児院では、員充足率の低さ(平均74%)に加えて、職員の配置にしても、家庭・親に働きかけるべくケースワーカーや、また困難な児童の入所の増加に伴って、本来ならそれら

に対応すべきものとしての処理指導員等の配置もまだまだ不十分といった状態のままで現在にいたっている。乳児院における処遇も、かつての親機能の代替中心からこれに加えて、未婚の母、父子家庭の増加、次子出産のための入所の増加等は、必然的に親への援助機能をも施設がはたすことが要請せらるにいたっている。また障害・虚弱乳児の増加、母親の精神疾患の増加等は結果として処遇困難な子どもや親の増加となり、ここにもまた新たな機能が必要とされ「障害乳児院」の構想が考えられたり、また、乳児院から養護施設等への措置変更に伴うマイナス面の影響を少しでも軽減すべく「乳幼児院」の構想等もでてきている。

また母子寮においては、従来の「死別母子世帯」に対する対応から、複雑で困難な生活課題・養育課題をかかえた90%を越える生別母子世帯への対応へとその中心を移してきている。今日の母子寮利用者の実態は、従来の「屋根対策」中心から、その質的变化に対応した「処遇」の必要性を中心とする機能を要求する形へと変わってきているのである。そしてその処遇の向上の中心ともなるべきものが、母子の住む居室の改善であり、更に彼女達を援助する施設、職員の専門性の確立である。

このようなことを踏まえたうえで調査をとおしてまず最初にいえることは、三つの領域の施設とも、要養護ニーズの質的变化に伴い、当該児童のニーズの充足を図ることはもちろんのこと、その親・家庭への有効な援助の在り方を求めて模索していると云えることである。乳児院においては、これまでどちらかといえば、地域社会との関係も薄く施設の内だけでその機能を完結させていた傾向にあったが、今回の調査では、地域社会への密着を旨として、行事の交流、育児相談、デイケアの導入等を積極的に行っていることが明らかになった。また、緊急のニーズに応える為に「緊急一時保護システム」の導入とその実施など、出生率の低下、ベビーホテル氾濫などの社会状況の中で、要養護乳児のニーズ充足のあり方を求めている。

また養護施設においては、'70年代前半の幼児養護ニーズ全盛から、近年では高年令児(年長児童)あるいは問題傾向児の養護ニーズ増大の中でその機能の問い直しをきびしくせまられ、その対応に苦慮している。なかでも高校へ進学することなく中卒で

働かなければならない児童のケアを模索しており、それが卒園児のための通勤寮的機能の保持を約半数の施設が求めているという結果をもたらしている。一方、子どものより個別的なニーズを充足させるために小規模化、地域化の最たる施設養護形態であるグループホームの試みの導入も積極的に考えており、今後の養護施設の在り方の一つを示している。その他地域社会の中でのケアこそ自然であるとの見地から地域との交流も活発で、地域との行事交流をしている施設が92.0%にもなっている。

母子寮については、そのニーズの変化がサラ金、未婚の母の増加等の問題にみられるように現代の社会状況と直接的に結びついている。母・子一体、すなわち母子関係を切らない処遇である母子寮は、乳児院、養護施設と異なり、そこに子の福祉を守りながら親への自立援助を図ることが処遇の中心となってくる。近年の養護ニーズ、すなわちサラ金、夫の暴力、アルコール、薬物依存等とのからみでみられるその「緊急性」が大きな要素となるなかで、親に対するプライバシーの保護との関連でいかに真の処遇たりうるか、宿直制の導入等かつての「住居提供」最優先からその機能の中心を「自立援助」等の処遇施設へと変えつつあるのが顕著である。

以上のように、三領域の施設とも調査でみる限り現代のニーズに合わせてそのあり方を模索しているといえる。すなわちよりよい処遇を旨として、親に対する援助を積極的に試みたり、一方でグループホーム、緊急一時保護、通勤寮ファミリーシステム等の導入を図り、また地域社会との関係のなかで、施設資源の開放、提供、デイケア、相談事業、行事の交流、学童保育の実施やその計画等を行っている。そして同時に、地域資源のよりよい活用をも模索しているようである。

ただこの調査からもみられるとおり、どの分野ともこのような機能をはたすためにいくつかの条件整備を前提としている。まず第1に、特に母子寮で強く要請しているが、「施設職員の専門性の向上」とその為の「研修システムの確立」である。第2として、「施設の適正配置と適正規模」である。具体的には、小人数化、小規模化が対象者の個別のニーズを充足させ、より人間らしい主体的な、生き生きとした人間として育ち、生活をし、自立していく為に施設の適正配置、適正規模化は職員の適正配置化と

ともに欠くことのできない条件であるとしている。第3に、措置（行政）の充実化の問題である。乳児院、養護施設の一貫した養育を保障する為、また一人一人の児童にとって最も望ましい処遇のための措置の在り方は、その見とおし、すなわちアセスメントの機能の確立とともに最も重要なものであるとしている。

3) 今後の課題

以上のような現在及び将来にわたっての養護ニーズの複雑化、多様化、また増大化、拡大化の事実は、施設に対してどのような役割、機能を期待するのであろうか。それは児童の一貫した養育をどのようにして保障するかの方策を講ずるなかで考えるべきであろう。現代社会における親の養育能力の脆弱化、孤立化、地域教育の低下等はあらゆる意味で、経済的にも身体的にも精神的にも、弱い存在のものをますます弱い存在へと追い込んでいく。施設入所児童の二代目の存在の事実はまさにそのことを裏書きするものである。したがって、要養護児童の一貫した養護の保障はまず第1に要養護問題を生みだす地域の中で、その予防から回復まで一貫した家庭への援助の在り方を組み立てることである。いわゆる要養護問題を生みだす家庭への援助のために現存する社会的諸サービスをネットワーク化することであり、児童相談所、福祉事務所、社会福祉協議会、学校、保健所、民生・児童委員や、保育所、児童館等の今回の調査対象となった三領域以外の児童福祉施設等、児童にかかわるあらゆる資源を有効に組織化することをおして地域の中で児童が健全に育つように保障することである。そしてそのような中で一つの重要な役割をはたすものとしての機能が各領域の施設に求められるものであろう。第2として、要養護児童をめぐるケースの一貫性である児童相談所、福祉事務所等の相談・措置機関とその受け皿としての児童福祉施設との間における措置・処遇の一貫性の確立及び乳児院・養護施設・教護院等の間における措置変更に伴う施設間の一貫性の確立である。これまでややもすると、措置機関における処遇の見通しが十分に示されないまま、すなわちアセスメントの機能の不十分なままに施設に措置されたり、施設は施設で児童が入所してから改めて考えるといった対応

をしてきていることも少なからずある。

また施設間の措置変更については今後特に考えられるべき課題であろう。先にも述べた「乳幼児院」

構想のみならず乳児から年長児にいたるまで、その一貫した養護の体制をつくることは緊急の課題である。

転換期における施設の役割

1) 転換期をどのように把握するか

現代の社会福祉に対する行政改革は、将来の人口構造の変化による急速な高齢化に対応すること、社会経済の進展に伴う生活変化によって家族の保護、養育機能がますます脆弱化すること等に応じて、社会的役割が増大すること、これ等に対して、制度的、財政的に改革することに目的がある。

国と地方自治体の役割、公財政と民活財源措置制度と利用制度公負担と自己負担などその関係の見直しと変革が目的にそってすすめられている。

要養護問題は基本的には貧困に根ざし、生活の破綻と崩壊の故に全面的な措置、救済を必要とし、児童の豊かな発達を保障して将来の良き市民に育成する課題を負っている。

その故に今回の改革が目ざす、普遍化、一般化の中で、選択的福祉の推進としての利用施設化等には全くなじまない性格を持っているが、一方ではベビーホテルやヨットスクールに代表される私的児童福祉施設の横行もまた関係者としては他事視できない。

現代的要養護問題の課題を転換期の視点として次の3点から検討する。

(1) 要養護ニーズの変革

乳幼児院、養護施設は従来家族の養育代替を基本として、その安定した環境施設として整備してきた。今日の全国的な都市化環境と、核家族化の進展は、短期一時保護や緊急養育などの利用や、広範な発達のひずみに対応した専門治療、複雑な親子関係への家族ぐるみの処遇など極めて多様化したニーズが出現している。

また母子寮においても従来の住居や労働の安定確保による生活保障に加え、夫の暴力からの避難や、母親の子育て能力の脆弱化、子の心身の障害など、

広範な処遇課題を持っている。

これ等を総括すればこれまでの養育代替養護に加え、家庭養育援助や児童発達援助の専門的な援助を課題としなければならない。

(2) 要養護制度の変革

これまでの国の機関委任事務にともなう制度では、全国一率の最低基準と保護経費の国庫負担制度であった。今後は地方自治体が主体的に取り組むわけで、その為には従来の地方自治体の諸種の加算制度は、主体的な行為となり制度となるわけである。

そのためには要養護問題に対する制度運用を極力弾力的に行う必要がある。

ノーマライゼーションの思想実現のためには施設の小規模化、短期利用制度化、施設の処遇と在宅養護の展開、18歳までの完全保障、広域措置保障、等々現行の制度の拡大だけに止らず、地方自治体の独自性を打ち出す方向を認知すべきである。

その際、従来からの措置は厳密にしてもきちんと残す必要があり、むしろ措置に関係者の参加を認め権力処分としてでなく、福祉として専門的推進をはかるべきであろう。

(3) 要養護ニーズの専門対応

要養護問題が極めて多岐にわたり、その対応に専門的な人的、物的サービスが必要なことは今日の緊急の課題でもある。

その一つは養護ニーズの多様性に応える処遇場面の整備である。現在東京都、横浜市で制度化された、ファミリーグループホームは施設分園の認可で発展できる課題である。東京都の養育家庭制度も現行里親制度を発展させたものである。更に発展させて県外寮等児童の持つ課題に応える必要がある。

その2つは養護ニーズの多面性である。家族が多方面の問題を抱えている場合、総合的な家族対応をどの機関、施設が担うべきか。

福祉事務所，児童相談所，教育相談所，保健所等々，医療，教育，福祉にまたがる家族福祉に各機関，施設の専門性はあっても横断的な統括性が現行制度では欠けている。

その3は養護ニーズの地域性である。

高度経済成長期以後の要養護問題は母子の緊急保護の一部を除いては地域に定着した問題として存在している。むしろ一部の団地はスラム化の様相さえ呈している。

このことは要養護問題の発生から経過，終結まで地域との関係で進める必要があるということである。つまり生活地域での資源活用が今後の要養護問題の解決の一つの目安ともなり得る。例えば父子家庭の自助組織と地域の援助機能が結びつけば，父子家庭児童の在宅援助が進展可能である。

これ等をすすめるためには地域に恒常的な組織が必要である。社会福祉協議会等中立的な組織が委員会活動によって，常時情報を整理し，問題を委員会に投げかけ，主体的な地域づくりをすすめる必要がある。

以上の多様性，多面性，地域性は今日の要養護問題を解決する視点として検討すべき課題である。

2) 要養護問題援助の新たな課題

(1) 施設，家庭養育指導の一貫援助体制

施設は措置機関より一定の方針で委託されているが，近年の要養護問題は施設入所後さまざまな情報を得る例が多い。

施設が処遇方針を樹立するにも従来の長期型から，短期，一時保護等多様であり，退所後旬日ならず再入所の必要なケースも最近はある。こうしたことから，入所前，入所中，退所後とより一貫サービスに向けて行う必要があり，関係する機関や団体，先にも述べた生活地域のさまざまな社会資源との連携などが課題である。

またケース問題は刻々の変動とそれに対応することが必要であり，その観点からでも，施設に専門的人的配置を必要とする。

更にこの職員は施設と社会への中間施設の利用者の指導なども行う幅広い態勢を考えることが可能となる。

(2) 要養護援助のための多様な指導

すでに東京都の養育家庭制度（里親制度），ファミリーグループホーム制度については述べたが，要養護問題の多様な処遇課題はつきない。例えば乳児院での泊り里親開拓。未婚の母や父子家庭の援助と地域援助体制づくり。障害児育成の援助。乳児院から養護施設への移行児の環境づくり，養護施設全国的な自立援助ホーム。18歳保障の設備や運営。情緒的不安定児の再調整（委託）のとり組み。

また母子寮では離別父親の指導。障害母子の指導。退寮定着化の指導等これ等の指導体制づくりと，設備などの条件整備を行う。

これ等は各自治体の独自性でもあるが，指導体制を含む改革であるので，どの地域にも同様な体制を作り出せるよう運動も含めて対応する必要がある。

(3) 要養護問題の強力な専門指導の確立

最近の要養護児童，母子の問題は，処遇困難という言葉に代表される重度化の傾向にある。その指導は従来からの生活指導という方法だけでは解決できず，ケースワーク，カウンセリングや諸種の心理治療等を含む専門的なサービスが必要である。

従って現在の情短施設や自閉症児施設等の処遇に準じた，心身の治養を担当する医師，心理臨床家等を嘱託とする制度や，先のケースワーカー。カウンセラーを配置する特別指定養護施設を作るなどの対策が必要である。

また行動療法等，人的配置のみならず，生活経費についても必要な配慮をする。

この場合措置機関である児童相談所が，困難児の条件認定をし，費用や施設指定等をすすめる。

乳児院は病院併設が存在するが，養護施設・母子寮等の場合今後の検討課題である。

3) 施設機能への課題

これまで述べた要養護問題ニーズの多様性，多面性，地域性に対応して，一貫処遇，多様処遇，専門処遇をすすめるために施設機能に村し次のような整備を行う必要がある。

(1) 施設機能の枠組（定員）の弾力化

これまで施設定員は受け入れの安定化のため認可

で守られて来た。今日では入所児の低下によって暫定定員など不安定な要素がでてきた。

そこで多様な児童を短期的にまた一時的に入所、利用させる新たな定員枠とすること。

そのため、

イ 従来の定員（暫定定員）

ロ ショートステイ、ディケア等利用定員

ハ 関連する事業定員

を定め、全体認可定員の範囲、または内容の如何によっては新たに届出によって定員を設定する。この場合も児童相談所、福祉事務所等の認定委託が好ましい。

(2) 家庭、家族指導のコミュニティワーカーの配置

これまで地域の一貫処遇で述べたごとく、各施設にコミュニティワーカーを必ず1名以上配置す

る。コミュニティワーカーは施設が行政と一応協議した一定のエリアにおいて、家庭や家族の要養護問題解決のため組織的活動を行う。

多様な他機関、団体、民生児童委員等と連携協議し、施設側の専門窓口として活動する。

(3) 多様な要養護ニーズへの配置

施設の専門機能の一環として、施設に調整措置の機能を付与する。対象児童または母子の要養護性の必要に応じて、例えば県外の長期短期の里親村、動物飼育、生産労働等処遇上の課題に応じて措置機関と充分連携の上施設からその責任に応じて調整措置を行う。

更に直接施設ランチを県外に設置し、生活処遇をすすめる。そうした専門性を調整措置として認める。

提 言

本研究委員会はこれ迄の調査の分析から、転換期における児童福祉施設の役割について検討を重ねてきた。その結果今日の多様な状況に対応して次のような施策を推進することが必要であると提言する。

(1) 施設機能に新たな課題に対応できる機能を付設する。

入所中の指導及び退所後の社会的自立の定着化のため中間的機能を加える。

乳児院に母子交流の面会、宿泊等による育児指導のために母子指導室又は指導寮を設置する。

養護施設に社会への定着指導のため自立指導室又は寮を設け、18歳迄の養護を実施する、父子家庭の親子関係指導及び社会的自立のため父子アパートを設置する、(借用も可とする)

母子寮に母子の緊急保護室及び社会的自立指導のための母子アパートを設置する。(借用も可とする。)

以上の中間的機能は入所者の処遇の向上とアフターケアの機能を併せもち、更に地域にも開放し、予防的な機能も果すものとして考えられる。

(2) 自立援助ホームを施設制度とする。

社会的自立指導は現行施設機能の内部処遇機能とするにとどまらず、労働状況に対応して、主要工業地帯の都市等に新たに設置する。養護施設児童のみならず、生活保護家庭児、教護院児、家裁保護観察児等、児童福祉法対象児童の自立指導を行う施設制度とする。

(3) 現行施設運営要領を改め新たな基準づくりを行う。

現行施設運営要領は現代的な処遇内容に合致せず、又児童の人権保障のための生活基準上からも、現状の諸課題に対応するものとして改訂に着手しなければならない。そのための委員会等早急に着手すべきである。

(4) 施設定員の弾力化を計るべきである。

児童福祉施設最低基準による現行認可定員は、今後向上改善され、一般的住居条件と同等の整備を早急に計る必要があるが、現在地域に存在する要養護ニーズに対応するために次のように弾力化を実施すべきである。

認可定員と暫定定員の差を独自に利用できるショートステイ、デイケア、等の地域要求に対応する弾力化。

認可定員外にショートステイ、デイケア、等の付設定員の認可。

中間施設的な機能のための定員の認可。

以上の入所、利用等の条件整備は、相互に処遇上利用し合う部分もあり、一定の弾力化を必要とするが、基本的には入所者の人権を守る最低基準に低触しない限り、認可を要件としながらも弾力的活用をはかる必要がある。

(5) 新たな施設機能展開のための人的条件の整備。

施設内の専門的な処遇条件の整備と、新たに地域社会の予防的な機能整備のために次のような職員の配置を実施する。

施設にアフターケア及び地域の予防的な指導援助のため、コミュニティワーカーを配置する。

(ここでのコミュニティワーカーとは社協職員を意味せず、職務内容はファミリーケースワークを行い、活動領域としての地域での指導、資源との連携、新たな地域の要養護ニーズへの対応など、地域フィールドでの活動を行う職員。)

処遇困難な要養護問題に対応する施設を指定施設として、ケースワーカー、カウンセラー、心理職の配置、各専門治療医師の嘱託等の人的配置を行う。

職員の労働条件の改善(週40時間労働)のための人的配置を行う。特にグループホーム等の

小規模施設、自立援助ホーム等の施設化にともなう職員配置、職員の専門性向上のための研修、実習等の養成指導のための職員配置等、人的整備は機能充実のために検討すべき重要な課題である。

(6) 地域における要養護問題に対応する新たな問題。

施設処遇の地域化とともに、地域の要養護問題を解決するあらゆる人的、物的資源、システム条件等を整備するため次の課題を実現する。

各市町村地域に児童家庭問題委員会を設置する。現状でも児童に関するあらゆる各界各種の組織があるがこれを横断的に常置委員会として、地域の要養護児童問題の把握、解決への実践を行う。

各市町村中学校区域にソーシャルワーカーを1名配置する。教育委員会及び名小、中学校と連携して、要養護問題家庭の把握指導にあたる。所属は教育委員会又は連携可能を前提として、地域の社会福祉協議会等に所属することも考えられる。各小、中学校配置が原則ではあるが、課題とすべきである。

家族福祉センターを各地方自治体(県段階及び指定都市)に設置する。

現行の各相談機関との統合的な連携を行い、家族の診断、援助のシステム化を推進する。

更に各施設を指定してランチとし、家族指導、援助のネットワークを構成する。

おわりに

調査に協力下さった各施設、および委員会メンバー、事務局の協働の結果をまとめてきたが、まだ多くの解明できない課題を残している。それにもかかわらず大担に提言をしてきたが、その実践過程が問われよう。児童を中心に据えた養育・養護の一貫性、地域性を考慮し、関係職員の専門性の質、いわば専門知識と専門技術をばらばらに持ち合わせることなく、適切な状況判断の上にならなくて、適確に両者をこなすことが、より求められよう。つまりこなし能力、統合能力に重要性を意味しているのであ

る。

転換期における児童福祉施設の役割、そのあり方を考えるにあたって、留意すべき重要なことがある。忘れがちになりやすい真の転換期には必ず、そこに新しい時代の精神、その時代に固有な考え方(思想)を生み出さねばならない。そこで「転換期における……」という課題にとり組むにはその時代にふさわしい、児童養護の考え方(思想)精神を発見し、その樹立をはからなければならない。残念ながら、この研究では十分に確信をもって断言はできないが、

何らかの方向性にむけてのきっかけを我田引水かもしれないがつかみえたのではなかろうかと思慮される。これは一に提言に示されているとおりである。

現代の制度化された児童福祉が、児童の健全なあり方に合致しているかどうか大きな疑問がもたれている。「疑問を接している」ということは、明確に指摘できても、どのように改めていくか、また同じようにその改めるべき内容は主張できても、実践計画には至らない。それには制度の限界を超えて、よりよく生の求められているニーズに即答できうるた

め、必要な地域社会組織をいかに創り出すかである。

児童養育・養護の一貫性を前提とした地域システムに目を注ぎ、従来の施設機能の発想を転換し、地域へ機能する施設の地位を築くことが必要ではなかろうか。

勿論、施設制度改革にむけての動きに対応するべく必要な、そしてこれからの見通しの上にたった科学的アプローチ、計画性の裏付け根拠を明らかにしていかなければならないことは当然のことである。

転換期における児童福祉施設の役割に関する研究

委員会委員名簿

吉 沢 英 子	(東洋大教授)
村 同 末 広	(日本福祉大学教授)
浜 野 一 郎	(明治学院大学教授)
大 嶋 恭 二	(東洋英和女学院短期大学助教 授)
庄 司 順 一	(東京都母子保健院心理指導 員)
石 田 正 人	(ナオミホーム児童指導員)
高 橋 利 一	(至誠学園長)
委員長	副委員長